

租

の變性とも見るべきものにして藩の財源をなしたるものなり。

**租** 農民の地主たる藩主に納むる收穫米にして今の所謂小作米なり。往時は領土住民草木皆藩主の有なれば農産物は総べて藩主の所有たるべきなり。されど小作人たる農民なければ自強策を講ずるを得ず自家の維持に向て農民愛護の必要あり。故に米作の四分は勞働の報酬として農民に取らせ六分は之を上納せしむるの制なり。之を六公四民と云ふ。即ち租なり。而して二毛作たる麥は全然農民の所得となさしむ。斯くて米は藩主の唯一の財源たるを以て之に對する保護は嚴重なる驚くべきものあり一穗を抜き一粒を拉し農作を害するものあるときは忽き重罪に觸れたる有様なりしと云ふ。

小成物

**小成物** 小成物と稱するは特別の歳入にして之を上納米(租米)に比すれば僅少なりと雖も昔時財源の一として數へられたり。今左に勘定所の事務たりし此目に屬する一斑を左に列記すべし。

一、山林は已むを得ざるの外藩の永久貯藏物として猥りに伐採することを禁じたり。故に常信寺裏山檜皮時淺海山久万山等山々鬱蒼たるものなり。松杉等の下枝入札刈により生ずる所得或は檜皮賣却によりて生ずる所得金あり。(此等の事務を處理するため山奉行扮奉行等の役置かれたり)

二、久万山は藩主特別の財産にして十五万石の外なり。此地よりの収入五千石大豆は其主産物なり。此地又葛を生ず馬糧として收納す。

三、村々にある竹又特別収入となる。左に舊記の一節を録して參考とせん。

竹 奉行 中 (定行制度中竹奉行へ令せし條目)

常々申付候通郷中之者無費様に時分時分に無油斷竹を切せ置城普請に入申程積置候而殘分は在々所々家中町等に至るまで普請をも仕度者有之候はば似合敷程積り候て拂可遣候郷中の竹之政道油斷仕間敷事。

四、軍用に必要なる各村物産或は藩主の内費即ち御上り茶代眞綿代等種々の名目の下に年々米穀の献上をなさしむ。(松山叢談、町奉行所日記による)

五、其他年首に於て藩士より御太刀代(百石知行に付五十文の割)或は町方郷中神官僧侶に至る迄進物をなさしむる制度なりき。此事務を處理する爲め進物番なる役の設けあり。

六、此他所々の代官所奉行所の費用負擔として年々徵集米ありたり。  
以上列記したるは藩財源の一斑なり。今其主要財源たる**租米の徵收**につきて細説する所あるべし。租米の徵集期は秋の米穀收穫時にして先づ田の中央に於て四方六尺三寸四分の面積より生ずる稻を刈りて其量の検査をなし之によりて上納米の標準を定むべし。之を**掛入**と云へ

租米の徵收

農民の狡智

然るに當時農民は上納米を輕減せんとして樹入地の耕作を怠り以外の地に於ける耕作を勉むるの狡智に長じたり。加之石手川の水損風害旱魃等頻りに起り農民の上納米を怠りたるもの甚だ多く定行入城以後三十年にして息納米の總算十九万八千五百十俵に及び寛文五年十二月遂に免納の處置を取らざるを得ざるに至れり。

高内又七の改革

爾來銳意農政に務めたりしが後十五年即ち延寶七年郡奉行高内又七林源太兵衛を郡代官として共に農政上の改革を行はしめ終に上納法を一變したり。即ち秋季の樹入を廢して春季に於て土地の良否を檢し運送の便否等を斟酌して一定の稅率を定め年の豊凶に關せず所定の租稅を上納せしむるにあり。而して上納米以外の所得は全部農民の所得たらしむるの制なるを以て自然農民の努力心を増し息納者を出すこと少きに至り農民は此制度を歡迎することゝなれり。

此改革によりて藩主の所得は從來の上納米に比して三万九千七百六十俵を増し藩の財源をして豊饒ならしめたり。今稅制改革に關する新制二十四條を左に録すべし。

### 新制二十四條

諸郡村々へ可被申渡覺書

新制二十四條

- 一、當年より御領分春免仰付儀百姓安座農業無怠耕作仕候はゞ御定の通年貢上納仕其餘は百姓の手に入諸郡村々心安可罷在と被思召被仰付候尤難有可存事
- 一、右春免御定の上は百姓の内諸衣類等迄分相應より粗相に仕何様の者にてても食物をたくはへ一人成共下人多持初春の時分井川水道のさらへも隨分念を入大雨の節も田畑損亡無き様に少々の荒地を發し春田のすき返し一織成共深く打ち返し耕作すけの貯持には其身の働は不及申牛飼童迄人多有之様庄屋見計百姓分別專要に候如此事まで百姓の總分に罷成儀春免仰付候故と可存事

一、春免に究り候内早損水損風損大分に候はゞ其處之常之通令見分勿論有體に指引了簡可被仰付事

一、當年者諸郡刈肥之儀其郡に有之山々又青山遠き郡には手寄次第如何程も可被下候加様の自由の儀を以て耕作に精入候はゞ立毛は存儘に能出來可申候是又百姓のたすけに可罷成候事

一、當年より「ウ」殿権葦岩葦松茸取之役人郷中へ出候事御やめ被下候多年春秋二季郷中より出之人足大分其上此人足の扶持方並諸色入用百姓出之村々迷惑可仕も被思召如斯候御用程少々取り差上申候者成能事に候人足の妨に不成間百姓存まゝに春中の持の總分大分有之事

一、浦方干鯛寒披其外加様の類仕役人郷中へ罷出候事は又相止候其浦々より割に仕御用程差上相應の代銀宜様可被下候是以浦方の失墜無之候其上海邊の村々より差上の御船苦今迄の通り代米被下町人請合一枚に付銀五分宛百姓の出し候を三分づゝに定り候加様の品々浦方百姓の總分に罷成候事

一、去冬より當春迄諸郡新池古池普請御役人を以て被仰付之又者郷人足出之所々爲扶持方乘等相當被下之百姓不及難儀無程數十ヶ所令出來依之早損所大方常水に被成候自今以後早損の災を遇れ加之本田のかこひ引水の餘り有之時は新

發しの便に可成候是偏所々之池出來春免に成候徳分大成百姓たすけ之事

一、所々川除普請令見分追々可被仰付候是又諸郡村々心安き根本たるべく候事用百姓之手前に而は三分の下り有之儀と不存當免上りと許百姓難儀に存候是以下不勘之至不過之候之事

一、所々本田永川成發返し候是又午歳より六年の間作取に成儀百姓の内證大分きはひ夥敷儀に候事

一、山分持有之處は請合に前年高利を加へ其上賣物請負候方へ大分下直に取られ前後百姓損料仕に付進物米の拂を夏四月迄被指延候に付百姓大分の徳を仕今年よりくつろぎ可申事

一、村々麥請負又は麥拜借の節大分百姓損料仕に付最前申出す通加様の手廻り相止百姓くつろぎ可申事

一、爲御用郷中に罷出候面々村々仕出之儀御定之通にて賄不相整諸郡失墜有之に付仕出之儀輕く致し大方令減少候是以百姓くつろぎなるべき事

一、所々番所方郷中より加扶持有之少分之儀候得共是以村々費多候に付御吟味有之令減少候事

一、松山にて諸郡宿又は月番等の費郷中難儀に罷成らず様に代官中被申付候事

一、麥拜借又は銀米拜借の節諸郡郷人判形仕候節御城下に罷出候事相止村々にて判形仕候前に人夫の物入松山逗留之賄大分の儀に候當年より箇様之儀無之百姓内證くつろぎの事

一、春免に成當秋檢見無之百姓たすけに成候儀過分の事に候見檢方送迎の人馬之費村々道橋人足か、り雨天の節は猶も人夫大勢費有之其上早稻中稻晚稻處によりかりしを過風雨之難儀百姓迷惑仕難儀の仕度相違有之損料多事

一、檢見少々分品候得者稻しほれ刈入等に人足大勢か、り或は稻成は番人等の費用大分之事

一、檢見過麥田のこしらへ令延引百姓不勝に成候事

一、檢見方又の仕出しに庄屋組頭人足入込大分費に成候事

一、檢見の節宿のしつらひ人足入薪油紙並に疊鶴釜諸道具々賃銀を以て借調候儀費大に有之候事

一、去秋より當年迄大分の諸費除き百姓の徳分多候之處殊更春免に成候上は少々耕作に精を出し候は、百姓徳分有之候其仔細は田一反に概一合毛去年より作り増し是れを積り候得者免一つ分出來申候少許の精力にて合毛は出來可申候是は一反一石五斗代上田の事に候中田下田にて一合毛五斗毛作り増し候は、夥敷百姓徳分有之候しからばなるそかに存すべき義にて無之たこひ免上り候而も免にて百姓痛無之ものにて候心得惡敷諸費多く候により進納之外大分出來をし迷惑仕候總て免は考へ候は、少分之事にて候此儀能々可被申聞事

一、諸郡村々之内庄屋小百姓共耕作無精に仕秋に至見付ならしさのみの上作仕百姓に未進をかけ申者間々有之由相聞候向後加様の者途吟味可被相違候急度曲事に可申付事

一、今度春免之儀百姓大きに徳分有之儀無辨郡により村により春免請がたく存候は、常之通其年のもやうを以當秋見分申付可遺候間心次第に可仕候事

一、諸郡村々庄屋正直を相守其村困窮に不及様に常に心を配り農業無油斷様に村中相諫可申候然上は小百姓我まへの働無之正路なる庄屋の申付を守無理非道を申掛間敷候如斯和順に罷成農作の際には夫々自分の屋敷廻りに桑漆をも植置百姓世帯のたすけにも可仕候自今以後百姓屋敷に植置候諸木は百姓自由に仕様可申付候事

一、己の歳より午八月諸郡村々入用大割名寄場帳並に所により引入帳又々札付場帳不殘内證帳面庄屋ふさろの内悉令内見候郡により一ヶ年の物入八千俵四千俵二千俵より少きは無之代官中吟味之上午九月より極月迄大分費米減候得共其間無之故目に見えず候當年は尙以村々吟味去年に相違無之候間當未正月より同極月迄は彌物入有之間敷候

以來まで此費大分へり候へば當暮の百姓きはひ不可勝計候  
右の條々春免被仰付上百姓總分の品々有來諸費減少有之數々兩機能々令分別百姓心安成立候趣庄屋小百姓迄不殘承知仕  
御爲を可存旨急度可被申渡候者也

延寶七年二月九日

高 内 又 七

御奉行御中  
御代官御中

改革の原因

延寶七年以前に於ける收納期には代官郡村に出張して樹入を行ひ上納米の標準を定めて之を課したるものにして非常の手續と費用とを要し農民は其送迎に煩はしく極めて面倒なるものなりしなり。加ふるに樹入法による上納米は年の豊凶によりて其額年々相違し藩の財源確定せざるを以て藩政の施設經營に一定の方針を立つること能はず爲めに藩政の動搖を免れざりしなり。

改革の効果

然るに高内又七制度を改革せしより延寶七年以後は年の豊凶によりて上納米増減することなく一定の年貢を得るに至り加ふるに約四万俵の増収を見るに至りしかば藩の經營上に於て確乎たる方針を有することを得ると共に藩財政の豊饒を來さしめたり。當時此上納法によりて松山藩の收得したる上納米は實に三十萬二千五百二十俵にして是れ即ち藩の實收入なりしなり。而して是等の上納米は之を堀内長倉に貯藏するのみならず又各村に貯藏倉を設けて之に

津止の法

納め庄屋専ら其事務を行ひたり。

されど狡智なる農民は此藩の恩典に慣れて再び上納米の怠納をなすに至りしかば茲に津止めの法を設くるの已むなきに至れり。津止めとは收穫期に至り各村の出入口に役人出張し郡村全部の上納米を收納したるまでは其地に於ける米穀の輸出輸入を監視し法を犯すものあるときは之を處分するにあり。これ恰も一定期間に於ける防穀令施行とも云ふべきものなり。然るに其防穀令によりて多大の影響を受けたるものは酒造家なり。されば酒造家には藩の制札によりてに隨意に郡村の米穀を其の貯藏倉より引出すことを得るの特権を與へたり。而して此上納米を貸與せられたる酒造家は之を返済するに米を以てせずして手形を用ひて納付することゝなれり。此點に關する藩財政上の説明は稍々複雑なるものありて又興味ある問題なるも茲には之を録することを止む。

今以上の上納米三十萬二千五百二十俵(四斗四升入)を得る田面反別を検するに高内又七改革の後三十一年即ち享保六年に幕命により耕地の届出をなしたる時の反別高左の如し。

- 反 別 壹万七千二百五十七町六反二十一歩
- 反 別 壹千三百九十九町十二歩 (新田新島)
- 計 壹万八千六百五十六町六反一畝三歩

當時の田面反別

藩の收入

尙ほ上納米三十萬二千五百二十俵(四斗四升入)を石高に換算すれば十五萬千二百六十石(八斗八升一石)にして是れ藩主の收納する租米なり。其他小成物は雜收入として之を石高以外に置き久万山より收納する雜穀も多ければ是等の特別收入を通算するときは松山藩の收税は約二十萬石前後のものなりしなるべし。然るに藩によりては一石一俵の定めあり石高に比し實收入は其半に満たざる藩もありしなり。されど松山藩にては以上の如く一石二俵(即ち八斗八升を以て一石とす)の制なれば其所得十五萬石の草高は三十萬俵なり。今之を更に十斗一石の石高に換算すれば松山藩の收納する實米は約十三萬石内外にあり。之に雜收入を加ふるときは十八萬石に近きものなりしならん。之によりて見れば松山藩は表面の石高よりは實收入の多き領土にして三十萬石の大名にも劣らずと云ひしは當然のことと云ふべきなり。

廢藩の際に於ける租税額

- 明治四年廢藩置縣の際に於て事務を縣に引渡すや租税額を左の如く申告せり。
- 反別 一萬二千九百八十四町九反九畝二十六步
  - 草高 十四萬六千二百六十石四斗四升六合
  - 正粗米 九萬四千三百六十五石八斗四升
  - 有金 拾六圓四拾七錢壹厘
  - 雜稅 千參百七圓五拾八錢九厘

藩の支出

以上藩の收入に關し舊記に現はれたるものを蒐集して之を概論せり。されば次には藩の支出に關して記述すべきなり。されど此方面に關しては舊記の依るべきものなし。唯だ昔より家中六萬石といふ語あり。是れ十五萬石の收入にて六公四民の制によれば藩の實收九萬石なり而して其三分の二は家中の費用にして三分の一が領主の費用と定めたる天下の大法に準じて生じたる語ならん。

然るに明治五年三月石鐵縣に交付したる士卒の數及び之に給する食祿の統計を擧ぐれば左の如し。

- 戸數 八百三十三 (士族)
- 戸數 八百五十 (準士族)
- 戸數 二千八百六十八 (卒族)
- 俸祿のもの一千六百九十七人(士族)
- 以上士族の食祿合計八萬九千三百三十二石
- 一萬二千六百三十俵及び三千二百八十八人扶持

之によりて見れば維新前後に於ける藩の士卒に供したる食祿は約九萬石にして藩の表面上の收入の大部が家中の食祿扶持米として支出せられたるを知るに足らん。

### 維新後の財政

明治初年の市の財政

明治維新の變遷に伴ひ明治元年十一月藩治職制を定むるや市は執政局の分課に屬する市政司によりて管轄せられしが明治二年に至りて之を獨立せしめて市政局と稱せり。然るに明治四年市政局廢せられて郡區の制となるや松山は其第十五大區に屬することなれり。而して區役場設置と共に徵稅の制行はれ徵稅の目標として戸數宅地地價の諸目を定め之によりて役場一年の經費を賦課したり。されど當時の役場の經費は極めて少額のものにして第十五大區たる松山の經費は十小區を通過して僅かに參千圓を出でざりしと云ふ。

明治八九年頃の財政

明治八九年の頃よりは徵稅の標準稍々變更し戸數宅地々價建物坪數等によることなれり。而して年度により其割當歩合多少其趣きを異にし費目により賦課徵集の法其規を一にせざるものありたり。

明治十九年頃の財政

然るに明治十九年よりは課稅の標準種目中に營業稅を加ふるに至り戸數建物坪數宅地々價及び營業稅を標準として賦課徵集することなれり。されど當時に於ける役場の費用は未だ少額なるものにして明治十五年には九役場の年經費通計約參千貳百四拾圓にして明治十八年は四役場の年經費通計約參千五百圓其翌年は通計概算六千圓に達したるのみ。

市政實施後の財政

されど明治二十二年十二月十五日市制實施となるや徵稅は所得稅附加稅地價割營業割戸別割

今日の市税

を市税の目となすに至り一方經費は茲に急速の發達を爲すに至れり。爾來市稅徵收法は時々變更賦課目の増減したることあり。遂に今日の市稅賦課目となれり。

地租附加稅 所得稅附加稅 國稅營業稅附加稅 戶數割附加稅 縣稅營業稅附加稅

稅 雜種稅附加稅 電柱稅 土地家屋所有者移轉稅等

市の歳出入

斯くして市の歳入は明治三十三年に於て參万九千九百九拾參圓餘に達し歳出參万六千貳百九拾圓餘となり更に明治四十二年に至りては市の收入拾万參千參百五拾圓六錢七厘に達し歳出九万貳千七百九拾圓を算せり。以て最近十年間に於ける市歳出入の増加を見るべく更に西南戰爭當時の財政と今の財政との差を知るに足らん。吾人は左に現今に於ける市の財産を擧ぐべし。

市の財産を左の三物件とす

有價證券 貳万五千七百餘圓 (明治四十二年度調)

現金 參万五千六百圓 (明治四十二年度調)

不動産附建築物 二十餘ヶ所 棟數百〇五 (明治四十二年度調)

尙ほ市の財産を細別すれば次の五種となるべし。

一、基本財産 (土地建築物國債證券株券現金)

- 二、別途基本財産（教育基金）
- 三、學校基本財産（小學校基本財産の資金）
- 四、特別基本財産（衛生勸業恤救教育等の各資金）
- 五、以上に屬せざるもの

松山市歳入表

松山市歳入累年比較表

科目	年度									
	三三年度	三四年度	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度	三九年度	四〇年度	四一年度	四二年度
財産ヨリ生スル収入	六七九、三〇四	八〇八、二一九	九二六、二七六	一、〇三三、五八六	一、一五五、二一九	一、二七九、二四一	九五五、〇〇八	一、〇五三、四二二	一、〇八二、三七八	二、九五七、七八八
使用料及手数料	一、〇一〇、九三五	一、四七二、九八三	一、五六一、七六六	三、〇〇一、九三五	三、二一九、八〇〇	三、一三三、〇〇〇	一、三六五、三三〇	一、三九〇、八〇〇	一、九〇四、八〇四	四、三六八、一三〇
雑収入	一〇、七四二、四八二	八、二一六、五八八	八、三三八、五八八	八、七七八、三三二	九、六六四、三〇四	二、六八四、七五八	四、三六六、四一三	四、三四四、四〇六	三、三二五、五三九	一〇、一九七、〇八七
前年度繰越金	一、七四六、七〇六	三、七〇一、五三四	三、三三三、九七三	八、九〇一、二六四	四、七三〇、三三三	一、七三三、九三五	三、五三三、四一五	一、八三三、五〇六	八、三三〇、四二二	六、六九五、五六六
財産繰替金	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	〇	—	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—
國庫交付金	五九八、一〇二	六九八、九三九	八〇二、九〇八	八七九、六〇九	六六六、二〇〇	二、一八六、一一〇	二、五三九、二七二	二、六八一、五八〇	三、四二八、五二〇	三、七六一、三三〇
縣稅交付金	八九一、一九	九四三、二一〇	一、〇一一、六三三	一、〇六六、六四六	一、一八七、四二二	一、一八五、三三七	一、一〇二、五六八	一、三九五、九三九	一、九二七、三七七	二、三三八、〇〇〇

松山市歳出表

松山市歳出累年比較表

經常費

傳染病豫防費	三三、五三四	一三七、〇五二	七九六、二五〇	五、六三三、三四六	四二、七五三、二二〇	二六〇、七三三	—	—	—	七二三、六五五	—
補道修築費	四七、四四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寄附金	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、一七三	—	一、一〇〇、〇〇〇	九八五、〇〇〇	—	—	二、一三〇、〇〇〇
市稅	三、七五二、五五二	三、九八八、五九二	三、〇〇一、九〇二	三、〇〇九、七六五	三、五五六、七〇〇	三、三九三、八〇〇	三、八〇〇、一一〇	三、九六六、四六六	六、五三三、〇〇〇	七、〇〇、九〇〇	—
特別財産繰入金	—	三、一八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小學校賞與金	—	—	—	一六、一一四	—	—	—	—	—	—	—
公債金	—	—	—	九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
勸業資金繰入金	—	—	—	—	—	—	一、五〇、七三三	—	—	—	—
存庫下戻金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三九、九九三、一七五	四六、八六四、一〇〇	四六、八三五、一八二	七〇、〇〇四、五二七	四五、四〇九、八二五	五四、九九七、一三六	七三、三三〇、八九六	八四、五七一、二一九	一〇六、九五、一七二	一〇一、三三〇、〇六七	—

科目年度	三三年度	三四年度	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度	三九年度	四〇年度	四一年度	四二年度
役所費	二,四四二,五八二	三,〇八三,〇八〇	三,五六一,九〇五	三,二〇〇,二一九	二,五三三,九二五	三,三二八,七八八	二,五八三,三三三	二,五三三,一三〇	二,七一九,九二二	二,六九七,九二〇
會議費	二六〇,四三二	三九九,九四一	四一〇,三〇五	三五,九二二	一三八,六〇〇	一七三,六七四	五八四,〇三三	五〇〇,八〇七	四六三,三八三	四〇四,八七七
教育費	一七,六四四,六六三	一六,九九三,四一九	一八,八七四,八三三	二〇,三五六,〇九五	一九,九四七,一一六	二〇,四六九,一〇四	二二,三七一,五三六	二六,一四七,七九二	三三,一九九,〇三三	三八,一八四,七八三
土木費	—	三二七,三五〇	五〇九,八七〇	五〇六,九六一	五三四,〇五〇	五五〇,二二〇	五七六,三五〇	五八八,二六五	八八八,八二八	一,〇七七,三二〇
勸業費	—	—	二四,〇〇〇	二二,五〇〇	—	—	三四,五〇〇	二二,六八五	二二七,九一五	四三,七五五
衛生費	三,七三二,三〇一	一,七五七,九九九	五,四四九,四七三	三,六〇八,三六三	三,九九六,五五〇	三,四七五,九七四	四,八四六,八六一	四,六四一,六三四	六,〇二一,一〇三	四,八三三,〇三三
警備費	三四七,四四四	五二〇,五五三	三二八,二七九	二六,五八五	二四六,五九九	三三四,九三〇	七三,八三四	八九九,三八三	三六〇,三六	五九一,五二二
諸稅及負擔	六三,九二六	四八,五九九	一八,七〇〇	三,九〇〇	四六,八四三	九四,四三二	三六八,七六八	九九,九四七	一〇八,一五七	一一五,五九七
返償金	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	—	—	三,五〇〇,〇〇〇	九九六,〇五〇	二,五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
雜支出	八五,二八九	一,一七五,一七九	一,五〇三,七三三	八六,九六七	六九四,〇〇八	一,二二八,五七三	六四五,三七六	七〇〇,三八三	一,四九一,三五八	三,六九五,八二二
財產編入金	三九九,六五二	三六六,四〇九	五九一,一五一	五九〇,二〇〇	二四七,七二二	一五二,五七〇	五三九,三五〇	一,二二〇,三二四	四,五四八,〇〇五	二,四三二,〇二四

科目年度	三三年度	三四年度	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度	三九年度	四〇年度	四一年度	四二年度
教育費	八,二六六	一〇,一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
奉送迎費	七八七,六四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舊明教館維持費	—	三,七四一	—	—	—	—	—	—	—	—
補助金	—	—	一〇,一七五	—	—	—	五,〇〇〇	—	—	—
合計	三,四〇一,二八六	三,七,四三九,〇〇〇	四,三七九,四一〇	四,一五五,一三七	三,七,三六五,六四二	三,九,九六六,二五三	六,〇四三,九七二	三,八,五三三,三八九	六,〇四三,九二二	七,六七四,三六三

同上

臨時費

科目年度	三三年度	三四年度	三五年度	三六年度	三七年度	三八年度	三九年度	四〇年度	四一年度	四二年度
教育費	一,三四九,三五五	九九,九二七	一〇一,〇〇一	九,三三五	—	—	—	—	—	—
寄附金	—	六,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
役所費	—	—	三三六,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
市有建物營繕費	—	—	九八四,九八七	—	—	—	—	—	—	—
墓地費	—	—	三四二,五五〇	—	—	—	—	—	—	—





納税人員

年 度 別	衆議院議員選舉有権者	縣會議員選舉有権者
三十四年度	一七〇	七三四
三十四年度	二五,三三,五二二	一〇,八〇九
三十五年度	二七,六八一,六三三	一一,六五三
三十六年度	三〇,〇一六,四〇五	一二,三七四
三十七年度	四九,三〇九,三〇二	一二,一五四
三十八年度	八四,二五〇,八三三	一七,九五五
三十九年度	九二,七四四,〇一一	一九,九八一
四十年度	九七,七七六,九六五	二四,四三三
四十一年度	二八,六四六,一七五	二五,九七七
四十二年度	二六,三四八,四五五	二七,八三六

松山市納税人員調

年 度	衆議院議員選舉有権者	縣會議員選舉有権者
三十五年度	三〇五	七六六
三十六年度	三二六	一一二
三十七年度	三二八	七八六
三十八年度	三七五	八九一
三十九年度	六七八	一一七一
四十年度	七七四	一二二七
四十一年度	八四二	一三〇七
四十二年度	九〇五	一三五四
四十三年度	一〇〇八	一五〇九

第七章 生 業

松山市に於ける生業の主なるものは耕、綿糸、菓子、清酒、醬油、指物、竹細工、干油揚、及び麻裏草履等にして其種類三十餘種を數ふべく其生産総額は實に參百八拾萬圓に達す。今

左に是等の重要物産につきて細述する所あるべし。

## 紵

紵の現状

伊豫紵は松山及び其附近に於ける村落の重要物産にして松山を中心とせる温泉、伊豫二郡に亘りて其生産最も盛なり。今日に於ては其産額久留米を壓し優に我國第一の多額を占めたり。即ち一年の産額二百五十萬反にして價格參百萬圓以上に達し米を除きては本縣の物産中之に及ぶものなし。而して其集散の中心に當れる市場は松山なれば松山に於ける經濟界は此伊豫紵の興廢によりて多大の影響を受くること必然にして市の商業金融等は夙に此工業に俟つこと甚し。然るに伊豫紵が久留米紵の稍々衰微の兆あるに反し益々隆盛に向ひつゝあるは其品質純良なるに比して價格低廉なるを以て極めて實用的なるの特徴を有すればなり。斯くして販路日に擴張し今日に於ては我が全國は云ふに及ばず遠く清國及び布哇等にまで其販路を有するに至り生産地たる松山市に於て消費する量は僅かに生産額の百分の一にも達せざる狀況となれり。又盛なりと云ふべきなり。

沿革

沿革 斯く多額の生産を有する伊豫紵は如何にして發達したるものなるか其沿革を尋ぬること又無用にあらざるべし。

伊豫紵

伊豫紵の沿革を叙ふるには先づ其前身たる伊豫紵のことを説かざるべからず。古來伊豫には

菊屋新助

木綿の産出多く伊豫紵の名世に洽ねかりしと見え半井梧庵の愛媛面影の一節にも『伊豫國所々木綿を織出す中に木綿紵は松山を上乘とす。世に之を松山紵と稱す。其精巧なること他及ぶ所にあらず』と出でたり。されば伊豫紵松山紵の名は夙に世の知る所となり他國にまで之を輸出せしなり。之を町奉行所日記に就きて見るに文化元年伊豫紵を他に輸出したるは六千九百七十五反にして越えて文化五年には八萬六千二百三十六反に及び更に文化九年には九萬八千六百八十反に達せり。思ふに此文化中に於ける輸出の發達は同年中に於て菊屋新助なるもの高機を發明したるによるならん。新助は舊野間郡小部村の人にして幼より貨殖の道に志し松山に來往せり。人と爲り謹直にして常に利世の志あり、嘗て京都より絹織に使用せる花機一臺を取り寄せ如何にもして之を木綿織に應用せんと思ひ立ち焦慮熟考の後遂に一臺の機を作り之を近隣に配布して試験せしめたり。是れ今日高機と稱するもの、起源なり。然るに此便利なる機の發明せられてより之を使用して織出すもの日に多きを加へ其産物は舊に比して甚だしく精巧なるものとなれり。是に於て新助は價を定めて之を買ひ取り遠く京阪地を始め其他の諸藩にも賣出すことに努めたり。されば伊豫紵の名聲頓に揚り之を伊豫結城と稱して下総の結城紵と對照せり。文化年間に伊豫紵が急速の進歩をなして多額の輸出をなすに至れる全く新助の發明の恩恵と見るべきなり。

伊豫絨の起源

然るに此伊豫絨は何時の間にか絨と變じ伊豫絨の名は遂に南豫に於ける木綿絨の名目と化するに至り之に代りて伊豫絨の隆盛を見るに至れり。是れ新助の發明に係る高機を絨織に使用したる結果にして實に伊豫絨の後繼となり遂に之に代りたるものなり、然るに伊豫絨の發明に就きては茲に又一人の恩人を有せり。即ち有名なる**鍵谷カナ**女之なり。

鍵谷カナ

鍵谷カナ女は温泉郡垣生村今出の人にして幼時より伶俐殊に手藝に巧みなりき。曾て讃岐金比羅宮に參詣の途次或る他國人の絨織を着せるを見て深く之を愛賞し歸宅の後木綿糸の所々を括り藍の代りに青菜の汁にて染め地機と稱する織機に巻き上げて試織したるに案外好結果を得たり。是に於て之を近隣に傳へ漸次一郷一村に及べり。然るに當時既に高機の發明あり盛に伊豫絨を織りたるを以て此絨織にも高機を用ふるに至り層一層の進歩を見たり。茲に於て絨の産出次第に隆盛となり今出絨の名近國に聞ゆるに至れり。

伊豫絨の隆盛  
と其弊

絨會社

爾來絨の産出年々に増加し機織の技術も次第に進歩して染色地質模様等に漸次改良を加へたり。隨ひて販路漸く擴張し近く國內に賣出せるは勿論遠く中國、京阪地方にまで其販路を有するに至り其産出も甚しく増進したるものあり。されど其産額の増加すると共に一面に於ては粗製濫造の弊を生じ爲めに其聲價を落し商況の不振を招くこと屢々なるに至れり是に於て有志之を遺憾とし明治十二年**絨會社**なるものを設立して其取締を嚴重にし品質の改良を企圖

伊豫織物改良  
同業組合

せり。然るに其後明治十九年に至り同業組合準則の出づるや茲に同會社は之に基きて組合を組織し規約を結びて織物の検査をなし不良品に對しては嚴重なる制裁を加ふこととせり。斯くして當時既に市の唯一の産業たる絨織は相當なる保護制裁の下に其改良漸を追ふて進めり。然るに降て明治三十年に至るや法律第四十七號により其組織更に擴張せられ松山、温泉、伊豫の一市二郡に亘る區域に新組合を組織することとなり茲に**伊豫織物改良同業組合**の成立を見たり。

伊豫絨は全國  
第一位

爾後伊豫絨は駁々として進歩發達し近年更に染色の改良を企て地質の堅牢と模様の新新とを期し大いに覺醒する所ありしを以て現今に至りては其輸出甚だしく好況を來し製産額遂に全國第一位を占め伊豫絨の名國內に普ねきに至れり。

尙ほ伊豫織物改良同業組合の事業に與りて最も功勞ありし人は栗田卯三郎、瀬川喜七の兩氏にして近年伊豫絨の發達に對する二恩人と云ふべく共に賞勳局より勅定の綠綬褒賞を下賜せられたり。

賈人新助墓表

賈人新助其舖號菊屋伊豫國野間郡小部村産也父曰傳九郎世業農新助自幼事貨殖來居松山爲人慷慨喜施有志於利世嘗與高木屋藤吉者約爲兄弟亦好人也文化中有市人數家受非理之督責大窘

賈人新助墓表

窮者新助竊出已穀償之事聞于官乃優賞准街長松山舊俗知用布機而未解用花機新助始教之織吉貝條布數年後織者漸多因與藤吉比事定而買之鬻之京攝及諸國率以利於人爲要不貪贏餘於是人々便之條布之出愈多愈積積二十年矣機杼聲遍乎四境民戶漸殷富焉中間雖屢遭荒歲而資此得以免飢寒流凶之患者甚衆天保五年 賜穀若干六年秋獲病又 賜二人口食世勿絕及病篤又 賜穀若干以給療養十月二日歿于家享年六十有三葬于治城西北圓福寺中云嗟夫利世濟時士之位官者尙難之彼匹夫而優爲之豈非其才思卓然超越時流者耶市尹井上如矢欲勸諸石以立墓側表其偉績屬文於余々嘗與新助相識其論事言志往々有可聽者大非尋常市井之人宜矣其能有所肇造也歿之日余竊已憂其湮晦無聞乎後也於是作之文

天保七年丙申秋九月

文既成矣會市尹井上氏病歿事久不果今市尹吉村重博津田榛繼其志遂勒諸石以墓地幽僻不便乎討尋立之城西澤山之陰

弘化二年冬十月

日 下 梁 重 識

鍵谷力ナ碑文

鍵谷力ナ碑文

命伊豫州伊豫郡西垣生村今出里人鍵谷氏生父通稱清吉母松本氏天明二年誕長嫁於同村小野山藤八元治元年五月二十八日得年八十三而病歿命之在世也享和中詣於叢岐琴平山祠同舟客筑後

久留米人着飛白綿布命見之心竊喜之乃到家自取青草汁染綿糸而試飛白製畧得織文之法於是剋苦考究遂得以極其精厥後遠近里人皆傳習焉其業大弘今時飛白綿布以今出里爲稱首蓋權輿于此也明治十九年設四國共進會於阿波德島乃飛白綿布陳於其物數因大被稱譽於是官賜金若干於其子孫以追賞先人之原功是以村人等相謀新祭其靈稱曰飛白織工勞姫命時明治二十年七月立石表之余爲誌其概畧云

山下清風 撰 并 書

綿 糸

松山市は以上伊豫緋の章に於て述べたる如く古より木綿織物業の盛なるに拘らず之が原料たる綿糸は地綿の栽培廢退し紡績糸の使用増加するにつれて全然他地方より其供給を仰ぐことゝなれり。是に於て井手正雄、鈴木安職外數名の有志之を遺憾とし紡績會社設立の計畫あり明治二十三年の頃より奔走盡力したる結果遂に明治二十六年一月資本金拾貳萬五千圓を以て松山紡績株式會社を創立するに至れり。而して其翌明治二十七年八月より愈々綿糸の製造を開始することゝなり其製出する綿糸は地方の機業に使用せらるゝと共に東京、大阪及び中國地方に輸出せらるゝことゝなり需用次第に増加せり。されば明治二十八年及び明治二十九年の兩度に増資及び増錘をなし、資本金貳拾五萬圓錘數一万三百六十八錘となり産額二十四

紡績會社の創立

増 錘

萬三千二百〇五貫價格七拾萬七千七百貳拾六圓餘に及べり(明治四十四年調)。

## 菓子

一般状況

菓子製造は舊藩時代より盛んにして其製法も亦巧妙なるものありたり。然るに維新後に至り各地との交通日に盛んなるより其技術一段の進歩を來し殊に精巧なる美術菓子に於ては全國に誇るに足るものあり一時非常の名聲を博したることあり。されど世の進歩につれて菓子の需用日に多きを加へ美術としてよりも風味の良好なるを主とするに至り同業者の熱心は又之に向ひ一般人士の嗜好に適する菓子を製造するに至れり。殊に明治三十七八年戰役後倅虜收容地となりて一時外人の來り住するもの數千人に及びたることありしより是等外人の嗜好に適する菓子の製造に腐心したる結果菓子製造の上に一段の進歩を加ふるに至り品質意匠兩ながら優良なるものを製造することゝなれり。而して當地菓子類中殊に好評を有せるものはカステーラ、羊羹、餡物等なり、市中に於ける菓子製造者二百人にして其製造額三百四十五万円價格四拾二萬八千七百五拾圓に達し松山に於ける生産物中其價格優に第三位にあり。以て其盛況を思ふべきなり。

## 清 酒

製造額

舊藩時代にありては酒造株と稱するものありて此酒造株を所有せざれば營業をなすことを得

酒造の沿革

酒造組合

諸種の會合

ざる規定なりしなり。然るに明治維新と共に此酒造株の制解かれ冥加金の制となりたるの結果一時酒造者を増加したり。されど當時未だ酒造法幼稚にして其販路狭く品質不良なりしかば中國地方よりの移入酒によりて壓迫せられ同業者は一時非常の苦境に陥れり。是に於て同志者大いに奮起する所あり一方製造の改良を計ると共に他方に營業上の改革を行ひ販路の開拓に盡力せり。即ち明治十六年に同業組合を設けて規約を制定し専ら同業の進歩發達に注意せり。然るに明治三十二年七月勅令第三四〇號を以て酒造組合規則の發布せらるゝや同規則によりて組合を組織し知事の認可を受けて益々其改良發展に努めたり。之と共に明治三十六年に於ては有志の寄附金を以て醸造法の進歩と發達を謀るための機關を設くることゝし市内松前町に醸造試験場を設置せり、時偶々日露戰役に際し軍隊の出勤多く清酒の需用頓に増加したるを以て市内一般の醸造高一時に膨脹し甚しく好況を示したり。然るに戰争後に至りては其需用舊に復し市況振はざるに至りたるを以て折角設立したる試験場も遂に明治三十九年に於て之を閉鎖することゝなれり。之と共に明治三十八年に法律第八號を以て酒造組合法發布せられ舊來の酒造組合規則の廢せらるゝや更に定款を變更し知事の認可を得て新規に組合を組織し斯業の發展を期しつゝあり。されど未だ縣下各地の組合と氣脈を通ずるの機會を得ざるを以て明治四十一年二月松山市に縣下各地の酒造組合法長の會合を催ふし愛媛縣酒造組合

聯合會組織に關する協議會を開き定款を議定し全年八月知事の認可を得て其組織を完ふせり。爾來各酒造組合及び全聯合會は毎年總會を開催して業務の發展を期することゝなれり。加之明治三十六年には第一回四國酒造組合聯合會及び同酒類品評會を丸龜市に開設することゝなり爾後四縣輪番を以て此會を開催することゝなり同業の進歩に貢獻する所大なるものあり。現今市に於ける清酒一年の産額五千五百七十七石(明治四十四年)價格參拾萬參千四百八拾貳圓にして九洲及び中國の他縣にまで其販路を有するに至れり。

醬 油

從來數戸の醸造家ありしも其産額僅少にして地方の需用をも充たすに足らず爲めに小豆島及び宇和島等の各地より其供給を仰ぐの状態にありたり。然るに漸次當業者の奮起を促し醸造法の改良と販路の擴張を謀ることゝなり明治三十一年には松山醬油株式會社の設立を見之に次ぎて醬油味醱醸造合資會社、醬油味醱醸造組合等の物興を見るに至れり。茲に於て舊來の醸造家と相提携して品質の改良販路の開拓に努力したる結果今日に於ては他地方よりの輸入品を防壓し他縣にも其販路を有するに至れり。されば當業者は更に同業者の一致團結を固め營業上の進歩を圖り斯業の發展を期せんが爲め組合組織の必要を感じ松山及び温泉伊豫の一市二郡に亘り同業者を糾合して明治三十年法律第四十八號及び全三十二年法律第三十五號に

醬油

松山醬油株式會社

現在醸造高

醸造額

指 物

據る同業組合を組織せんとし曩に其筋に向て認可申請をなしたり。而して今日に於ける市内の醸造家は總計十三家にして醸造年額四千石價格七萬圓なり(明治四十四年)。

狀況

當市の指物は主として箆筒長持戸棚等にして維新前より當業者少からざりしも其産額は僅少にして地方の需用を充たすに止り更に廣嶋地方より其供給を仰ぎたる程なりしなり。然るに當業者の熱心足らず其進歩世と共に移らざるものありしより斯業の發達進まず殊に日清戰爭當時に於ては其不振更に甚しきものありたり。是に於て當業者の覺醒を來し爾後其製作に改良を加へ一層美術的に且つ實用と堅牢とを旨としたるを以て漸く其聲價を恢復するに至り其販路日に加はり今日に於ては近く市の附近に賣出すのみならず曾て供給を仰ぎたる廣嶋地方にも其販路を擴張するに至り漸次進歩の氣運に向へり。現今に於ける製造戸數六十餘家にして其産額一年八萬七千四百五拾圓(明治四十四年)に達せり。

産額

竹 細 工

竹細工は舊藩時代より三津濱町に於て發達し地方に於ける産物の一に數へられたり。されど維新後此業は終に衰微して僅かに玩具用の籠を少量に産するに止れり。然るに松山の企業家重松重太郎氏は此地方名産の衰退せるを歎じ明治十四年三津濱町に斯業を再興し舊來の如き

沿革

現状

將來

玩具用のものに改良を加へ實用上の器具を製作して海外に輸出せんとし神戸一八商館及び其他の貿易商と取引を結び獨逸に販路を開拓することを企てたり、是れ今日隆盛に向ひたる竹細工の濫觴なり。其後暗褐色の染色法發見せらるゝや製品に一層古雅なる趣きを添ふるに至り加ふるに製造上の進歩は益々精巧なるものを編み出すこととなり兼ねて之を種々なる器具に應用し多くの美術品實用品を製出することとなりたるを以て販路年と共に増加し今日に於ては最も多量に米國に輸出せらるゝこととなり。されど未だ製造家に西洋人の嗜好及び使用の狀況に關する智識少きを以て彼等の需用に適合すること能はざる所あるも後來此方面に努力し改良進歩する所あれば竹を産せず竹を奇なる植物なりとして賞讃する西人の需用を増加すること益多かるべし。實に前途多望なる生産業と云ふべきなり。現今松山及び三津濱を通じて一年の産額拾五萬圓に達す。

## 干油揚

沿革

干油揚製造の起源は維新以前にあり。當時當業者少數にして其生産額また微々たるものなりしが漸次需用増加し販路も隨ひて擴張せるものあり。されど製造法未だ幼稚にして時日を経過するに従ひ色澤香味共に變退する缺點あり長時日の貯藏に適せざる短所あり。故に遠隔の地に販路を求むること能はざるの状態にありたり。是に於て當業者夙に此點に研究を積み改

輸出先

産額

良すべき點を改良したるを以て遂に此缺點を去り長時間貯藏するも別段の變化なきまでの進歩を現はしたり。されば近年に至り其販路著しく擴張し廣嶋山口宮崎高知等の内地各縣に其需用を得るに至り明治三十四年の頃よりは米領布哇より米國シャートル桑港及び英領カナダ地方にまで其販路を有し多大の好評を得るに至れり。尙ほ明治三十七八年の戦役に於ては其貯藏に便なると使用の簡便なるとより軍隊の需用に應せしため其聲價頓に加はるものあり産額また頻りに増加せり。現今に於て製造業家十戸あり毎年九百万枚參万壹千五百圓の産額あり。

## 麻裏草履

沿革

麻裏草履の製造は既に遠き以前より行はれたり。先づ麻裏表の製造は天保年間より江戸參勤交代の節江戸屋敷に於ける仲間の内職に始まりと云ふ。然るに維新前後に至り其製法を地方に齎し之を雄群村朝美村等の各部落民に傳へ製品を市街の麻裏製造家に買ひ取り麻裏を附し仕上げをなして販賣することとなり。されど其當時は士族にあらざれば麻裏草履を用ふることを許されざる規定なりしを以て其需用も極めて少數のものなりしなり。然るに維新後に至り此制裁廢せられたるを以て其需用多きを加ふるに至れり。殊に近年學校生徒に此麻履を使用せしむるより其需用又大いに加はるものあるに至り一方には當業者の苦心により品質

近來の需用



に改良を加へたるを以て従前のものに比して數倍の耐久力あることとなり相俟ちて其需用を増進せしめ今日に於ては其販路四國九州中國地方にまで擴張せるものあり。一ヶ年の産額四十万足に達し價格約四万圓に及べり。

松山市重要物産生産統計表

大正二年中

種別	製造戸數	生産高	價格	單價	仕向ノ歩合	仕向先
綿糸	一	七、七〇七	一、二〇、一三五	一、四七、三五	市内 二五 縣内 二五 縣外 二五	山口、大阪
伊豫絨	六	六、九〇、一〇〇	九、一、〇六四	一、三三〇	二	全國各地、清國、布哇
菓子	一〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	四、四〇、〇〇〇	一四〇	四〇	九州一圓、中國、香川
清酒	六	五、三三三	三、五〇、〇八七	四七、〇〇〇	五〇	大分、宮崎
洋服	二〇	二、八、五〇〇	三、八、〇〇〇	八、〇〇〇	六〇	大分、廣島、朝鮮、滿洲
竹細工	七	一、三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八〇〇	一〇	北米、英、佛、獨、南洋諸島
指物	六		八、八、八六〇		六〇	
醬油	二	三、九七三	六、七、五三四	一、七、〇〇〇	五〇	廣島、高知、大分
足袋	二	四、七〇、〇〇〇	六、三、四三〇	一、三五	三〇	吳、廣島、大分、朝鮮、滿洲
菜種油	七	一、一、二五〇	三、三、五〇〇	四、〇〇〇	六〇	

靴	八	一、一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇	五〇	一〇	朝鮮、滿洲
干油揚	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇〇	二〇	四〇	一〇	北米、布哇、廣島
履物	三〇	三〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇	六〇	一	
鑄物	五		四〇、〇〇〇		三〇	六〇	一〇	朝鮮、滿洲
煎豆	六	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇	二〇	六	大分、宮崎、高知、朝鮮
染物	二	四、〇〇〇、〇〇〇	一、六、〇〇〇	七〇〇	三〇	五〇	三	高知、大分
麻裏草履	二〇	三〇〇、〇〇〇	一、四、七〇〇	七、七〇〇	二〇	六〇	三	大分、宮崎
桶樽	三〇		三、三、五〇〇		五〇	五〇	一	
嗜好飲料水	三	ラムネ サイダ 一〇、〇〇〇、〇〇〇 六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一九〇 九〇	四〇	四〇	三	九州、中國
味噌	二	六、〇〇〇	一〇、一、〇〇〇	三、三〇	七〇	二〇	一〇	廣島、高知
飴	八	三、五、〇〇〇	一、八、五〇〇	五、三〇	四〇	六〇	一	
麸	六	一、八、〇〇〇	一、八、〇〇〇		三〇	四〇	三	廣島、吳、門司、宮崎
傘	一五	三、〇〇〇	一、五、八〇〇	四、四〇	六〇	四〇	一	
蒲鉾	二〇	一、八、五〇〇	一、四、八〇〇	〇、八〇	六〇	二〇	一	
酢	三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇	五〇	一〇	九州、臺灣

名	所在地	設立年月	營業ノ目的	總資本額	拂込済額	積立金
疊	味酒	明治二十五年十二月	綿糸紡績	三〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
鈦力細工	南江戶	全四十年九月	電力ヲ應用シテ織物ヲ製織ス	一〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一,〇〇〇
製氷	本町三丁目	全三十一年九月	酒釀造販賣	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	ナシ
打刃物	松前町二丁目	全三十一年六月	醬油製造販賣	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	ナシ
蠟燭	湊町四丁目	全三十五年四月	醬油味噌製造販賣	二,〇〇〇	二,〇〇〇	五〇〇
精米						

製造會社表

名	所在地	設立年月	營業ノ目的	總資本額	拂込済額	積立金
瀧水足袋合名會社	木屋町四丁目	全三十九年六月	足袋製造卸	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	五〇〇
武德精米所	北京町	全三十五年	精米及洗湯	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	ナシ
株式會社松山精米所	松前町二丁目	全三十四年二月	精米	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一八,〇〇〇
愛媛新報株式會社	湊町四丁目	全三十八年十二月	新聞紙發行	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二九
海南新聞株式會社	小唐人町二丁目	全九年九月	新聞紙發行	四,二五六	四,二五六	一,六四四
伊豫日々新聞社	西堀端町	全二十五年六月	新聞紙發行	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	ナシ
松山量衡器製作合資會社	辨天町	全三十年十二月	量衡器製作販賣	七,〇〇〇	三,五〇〇	二,〇〇〇
福田合名會社	魚町二丁目	全四十二年三月	物品販賣及印刷業	六,〇〇〇	六,〇〇〇	ナシ
松山向陽社	榎町	全四十二年一月	印刷業	五,〇〇〇	五,〇〇〇	ナシ

各種工場表

名	主要製品	製品數量	製品價格	機關數	男職工數	女職工數	男職工賃銀
瀧酒造合名會社	清酒	一〇八、五〇九合	七五、〇〇〇円	一	一	三	四四圓

愛媛新報株式會社	森松專賣局場外作業工場	專賣局作業 栗田擔當工場	宮川鐵三郎工場	和田機械所	井筒屋	佐伯機械所	田内機械所	松山紡織株式會社	辻織工場	伊豫電力織布株式會社	栗田幸次郎酒造場
新聞	刻煙草	刻煙草	伊豫緋	緋	長緋	長尺緋	木綿緋	綿糸	白木綿	白木綿	清酒
	九、五〇〇枚	二五、〇〇〇費	二二、八三反	八、八〇〇反	三、五〇〇反	一〇、五〇〇反	一〇〇、五五費	三三、七七一費	四、六〇〇反	一五、五〇〇反	二九、五〇〇合
	一〇、一〇〇		一九、三三、五〇	一三、二〇〇	四、九〇〇	一三、七三〇	一六、八〇八	五三、二七三	二、四一五	七五、〇七五	四八、五九〇
男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	男
八	八	六	二	二	四	五	三	四	一	六	三
	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	
五〇	四八	四二	二五	二八	二五	二〇	二二	二二	二〇	二二	五〇

海南新聞株式會社	伊豫日々新聞社	伊豫鐵道株式會社工場	佐伯鐵工所	松山向陽社	福田印刷部	高橋精米工場	株式會社松山精米所	仲田量衡器製作所	尾崎洋服店	清家洋服裁縫工場	堀洲洋服裁縫工場
新聞	新聞	自社使用ノ諸車輛及建築用品製修	專賣特許自在五德	印刷物	印刷物	白米	米精白	量器及衡器	洋服	洋服	洋服
			一、一〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇枚	三九、〇〇〇枚	六、六五石	七石	一〇〇、八〇〇 八〇〇	一、三〇〇		六〇〇
			一三、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七九、五〇〇		一、六二〇 四八〇	一三、〇〇〇		一〇、一〇〇
女男	男	男	男	女男	女男	男	男	男	男	男	男
三	二	三	三	四	四	八	一〇	五	一	八	八
				女男	女男						
				二〇	二〇						
七〇	七〇	五九	四八	一〇	一〇	五〇	五〇	五〇	六五	五〇	五〇

千葉洋服店	洋服	洋服																		
山万履物工場	履物一切	履物	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	男	八														
池之内彌三郎	伊豫耕	伊豫耕	七、八六五反	一〇、三三五〇	女男	二四	二													
小崎寅吉	伊豫耕	伊豫耕	二八〇〇〇反	三、六五〇	女男	二〇	二													
倉橋源長	長尺耕	長尺耕	二二〇〇〇反	一四、四〇〇	女男	六	二													
西原淺次	耕	耕	一〇、〇〇〇反	一四、〇〇〇	女男	三二	二													
玉井重清	伊豫耕	伊豫耕	八、五〇〇反	二二、三三五	女男	一四	三													
有馬菊次郎	耕	耕	七、五〇〇反	二二、五〇〇	女男	五五	二													
河野丑造	伊豫耕	伊豫耕	七、二〇〇反	一〇、八〇〇	女男	一四	二													
小笠原董清酒	酒	酒	二五、四七三合	八、三〇〇	男	五														

附 銀行表

會社表

名	稱	所在地	設立年月	營業ノ目的	總資本額	拂込済額	積立金
五十二銀行	三番町	明治十一年九月	普通銀行業	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	
松山商業銀行	末廣町二丁目	全二十九年二月	銀行業	八〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	
愛媛縣農工銀行	二番町	全三十一年十月	明治廿九年法律第八十三號ニ基キ營業	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	
伊豫農業銀行	紙屋町	全三十年十月	銀行業	六〇〇、〇〇〇	三九三、七五〇	三九、〇〇〇	
大野銀行	澹町二丁目	全三十二年六月	普通銀行業	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	
仲田銀行	本町二丁目	全四十年十一月	銀行業	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
松山貯蓄銀行	三番町	全二十九年二月	貯蓄銀行業	三〇〇、〇〇〇	七、七〇〇	一五、九七八	
名	稱	所在地	設立年月	營業ノ目的	總資本額	拂込済額	積立金
伊豫水力電氣株式會社	榎町	明治卅四年十二月	電氣事業經營機噐買賣貸與	一、三〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	
伊豫鐵道株式會社	久保町	全十九年十二月	客貨運輸	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	

松山電氣軌道株式會社	一番町	明治四十年四月	運輸業	三〇,〇〇〇	一六,五〇〇	二,三〇〇
松山織物株式會社	松前町五丁目	全二十九年四月	伊豫緋販賣	一〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	三,三〇〇
玉井合名會社	魚町二丁目	全三十九年四月	伊豫緋卸商	六五,〇〇〇	三六,〇〇〇	三,七〇〇
林合名會社	本町二丁目	全三十九年六月	國産綿緋卸商	七,〇〇〇	〇〇,七〇〇	一〇〇
松山米穀取引所	末廣町二丁目	全二十七年七月	米穀賣買	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六,五〇〇
米周合名會社	湊町四丁目	全三十二年九月	吳服反物販賣	四〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	五,七〇〇
大丸合名會社	本町一丁目	全四十二年三月	吳服洋反物洋服裁縫	一七,五〇〇	一七,五〇〇	ナシ
長井商會	三番町	全三十六年十月	物品販賣割場貸	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三,一〇〇
合名會社木原屋	河原町	全四十一年七月	物品販賣	五,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇〇
伊豫肥料販賣會社	末廣町一丁目	全三十六年七月	肥料販賣	四,〇〇〇	七,〇〇〇	二,五〇〇
松山用途組	二番町	全四十二年一月	軍隊必需品供給 地方販賣兼業	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	ナシ
新聞雜誌賣捌會社	湊町三丁目	全二十八年三月	新聞雜誌賣捌	一,五〇〇	一,五〇〇	七,三〇〇

佐々木共同旅館	魚町二丁目	全三十六年五月	旅館	一,一〇〇	一,一〇〇	ナシ
---------	-------	---------	----	-------	-------	----

## 第八章 教育

### 一、藩政時代の教育

#### 藩 學

松山開府時代の教育

久松氏初期の教育

定直と教育

大高坂芝山

大山爲起

大月正藏

松山築城者たる加藤氏及び其次に城守たりし蒲生氏時代に於ける松山の教育は之を温ぬるに由なし。惟ふに當時は尙ほ兵馬擾亂の餘波を受けて未だ文教の興隆を見ざりしなり。然るに其後を受けて入城したる久松氏は歴代の藩主文運の興隆に力め藩學の盛大を圖れり。久松家第四世定長の時に於て儒者長谷川正庵をして大書院に於て大學を講せしめ群臣をして之を聴かしたる事あり。定長學を好み其自筆の額白鹿洞學規論語譯會說等尙ほ今に存せり。第五世定直に至り貞享二年土佐の人**大高坂芝山**を聘し儒臣となし知行四百五十石を給せり。芝山内子**成瀬維佐**才學あり。國學を以て唐錦十三卷を著はす。其書官の忌諱に觸れて其印行を禁せられしと雖も世の風教を益したること大なり。元祿年中に至り藩主更に伏見藤の森高良大明神の神職たりし**大山爲起**を祿して味酒の神職となし國學神道を講せしめたり。降りて正徳五年大洲の人**大月正藏**(履齋)を聘して講官となし以て學を奨めしむ。履齋學徳共に高

く善く一藩文學の興隆に與りて力あり。されど當時の士風武事に偏して文學を顧みるもの少く是等の儒者をして十分驥足を伸ぶることを能はざらしめたり。さは言へ芝山履齋等の講學は實に本藩文學の基礎をなせるものにして文教の盛運正に此時に萌せり。

七世定喬賢にして學を好み。大月履齋の門人松田東門を擢用して書を講せしむ。東門初め朱子の學を修め其學深遠を以て稱せらる。されど後徂徠の書を讀みて之を喜び之に向へり。之と共に和田通條長野彬々等を用ひて講筵に侍せしめ文學の氣運漸く揚れり。通條學行あり道を士卒の間に唱ふ。初め洛陽の學を奉せしが後古學に傾き松山藩堀川學派の祖をなせり。彬々も亦堀川の學を奉じ篤實方正躬行を先にして文辭を後にし古君子の風ありしと云ふ。寶曆十三年第八世定功封を襲ぐ。其仰出第二項に曰く

文學の儀は人たるもの、元根に候へば一統相學び可申事に候乍然經學の本意を失ひ只詩文章のみ専らに相學び候義は心得違に候經義を主とし相學可申事

とあり。是れ一方に文學を獎勵すること共に其較々もすれば詞章記誦の弊に陥ることあるを戒しめたるなり。定功夙に學を好み微行の際家に啣舌の聲あるを聞けば必ず之を賞せりと云ふ。常に尾崎彈次(訥齋)佐藤勘太夫に命じて經學を講じ藩士をして之を聴講せしめたり。以て彼の文學に對する施政の一般を知るに足らん。

定喬と教育  
松田東門  
和田通條長野  
彬々  
定功の教育獎勵

定靜と文教  
齊宮必簡

第九世定靜又學を好む。安永二年安藝の藩士齊宮五右衛門(必簡)をして躑躅の間に於て尙書說命之篇を講せしめたり。必簡は服部南郭の門人にして其錚々たるものなり。以て松山に於ける護園學の由來を知るに足らん。安永四年に至りては毎月三回三の九大書院に於て經書を講義すること、なり家中頭分の輩並び殿中詰合のものに聴聞せしむる旨仰出されたり。而して其講者たる儒員には

仁齊學 松田武右衛門 同 學 尾崎彈次(訥齋)  
同 學 丹波收藏(南陵) 朱子學 佐藤道右衛門

の諸氏あり。

尙ほ安永四年に至り文武稽古の仰出あり。家老竹内久右衛門の演說に

文學武藝格別相秀候者思召有之候間各志を勵み政を助何等の御用に相立候て家名をも輝し候様厚く存入候て相勤可申候

とあり。是に於て文運頻りに揚り尾崎時春(訥齋)丹波成美(南陵)人見正典(正達)等の儒者輩出し後進を誘掖せり。尾崎訥齋は別に震澤と號し丹波南陵と共に多年藩學に與り藩士の教授に任せり。加ふるに詩を能くし本藩詩教の盛訥齋を以て唱首とす。丹波南陵は訥齋と共に堀川學派に屬し相提携して藩の教授に當れり。篤行にして善く仁齊學派の精神を發揮したりと

文運の旺盛  
尾崎訥齋  
丹波南陵  
人見正達

僧明月

云ふ。正達は三津の人にして醫を業とせり。されど傍ら儒を學び訥齋南陵と相並びて古學を奉じ固く其説を持して動かす本藩に於ける古學の維持に力めたり。斯くして藩學の隆盛見るべきものあると共に民間には僧明月の存するありて文運に貢献するあり。文教の機運漸く熟せるものあるに至れり。

定國と教育

野澤象水  
由井天山  
丸山南海

第十世定國は田安中納言宗武の二男にして有名なる松平樂翁定信の兄なり。幼にして學を好み細井甚三郎の指導を受く。此を以て剛毅果斷文武を奨励せり。藩士野澤弘道(象水)を擧げて武を勵まし由井純白(天山)丸山惟義(南海)をして藩士を教育せしむ。天山南海殆んど時を同じうして出で師彬々訥齋南陵等の意を受けて一意古學を講ず本藩の堀川學は此時に於て旺盛を極めたるの觀あり。

宇佐美淡齋  
杉山熊臺

されど之と相對して一時隆盛を示したるは明月一派の設園學派なりとす。明月元と籍を僧におくも詩文の才あり必簡と共に設園の學を奉せり。而して其間に交りて名を成したるものを宇佐美淡齋及び杉山熊臺なりとす。淡齋名は正平夙に必簡明月に學びて天性の詩才を發揮し加ふるに經綸の才あり。其言行常に人の意表に出でたり。杉山熊臺名は維修夙に設園の學を受け精勤好學の稱あり。後文化二年本藩に考徳館の設立せらるゝや撰ばれて其提學となれり。要するに定國の治世は君主、學を好み之を奨励したるを以て藩學漸を追ふて進み學者彬々こ

定則と教育

考徳館

して出で大いに文教の發達を來したるの時なり。

定國文化元年卒するや子定則幼冲にして父の遺封を繼げり。定則(第十一世)幼より文武の道を勵み宮原龍山に就きて素讀講釋を學べり。加ふるに伯父松平定信の指導を受けたるを以て父定國の遺志を繼ぎて文武を奨励し遂に文化二年を以て三番町横町に學問所を設けて考徳館と稱し杉山熊臺を以て頭取とせり。

公御代文化乙丑學問所御造立垂憲録拾遺に云、代官町三番町西、夥敷書物御買上に相成稽古場へ  
リ一町目北へ曲り東側二軒目なり。夥敷書物御買上に相成稽古場へ拜覽被仰付杉山熊臺命頭取たり。尤復古の學なり。御用掛の十八人被仰付何れも時の秀才なり。炭油紙筆に至る迄被下夜陰も九時迄諸士勤學せり。月々勤怠の帳面を官に奉る。追々英才も夥し。我等も時々出席して諸賢の後に從ひ道を學ぶ事を得たり。當時出精の面々百人程有之追々學校の式を以て御造立あらば幾千代かけて難有御事なるべし。又別に御丸の内へ追て學問所御立なり。是は宋學なり。其有様右同斷なり。(却睡草)

之によりて見れば考徳館は將に來らんとする明教館造營の前身にして久松氏中興の英主定國の素志を受けて創立したるものなり。而して之が創立に參與し藩學をして隆盛に向はしめたるものは其頭取に撰ばれたる杉山熊臺及び宮原龍山なりとす。之より先き寛政年間異學の禁あり親藩にして殊に老中松平定綱の姪たる松山藩の朱子學を奉すべきは寧ろ當然なり。然れ

ども當時未だ古學の氣運盛んにして天山南海老いたり。雖ども熊臺等の存するあり最初の藩  
爰たる考徳館は其主義復古の學たりしなり。斯く熊臺が古學を修めて藩學に重きを爲したる  
と同時に一方に朱子學を奉じて重きを爲せしは宮原龍山なり。龍山は元桑村郡高知邑の祠官  
にして初め神道を奉じ京都に入りて松岡某に就き其説を究めたりしが後儒に歸して江戸に行  
き服部栗齋の門に入りて勤學せり。學成りて後松山に歸り久松氏に奉仕し定則定通の教育に  
與れり。

定通と教育

定則考徳館を創立して藩學の隆盛を圖りたるも天折し定國五男定通(十二世)襲げり。定通性  
學を好み手に卷を捨てず。殘香録に

公讀書に耽らせ給ひてしばしも御手に卷をすてさせ給はず。されどもあながちに御熟覽ま  
しますとはなく彼是と取交へ一わたり見渡し給ふ御氣色なれども和漢の事ども語らせ給ふ  
に至つては御博學にして御強記なること凡人の及び奉るべきにあらず。人々常に驚き奉る  
ところなり。

と云へり。加ふるに伯父松平定信の補導ありたるを以て益々學を好み心を教育に用るに至れ  
り。左に定通幼年の節伯父樂翁公より進せられたる書を掲げん。

樂翁公よりの  
進書

覺

一、朝の早起は一日の懈りご成候ものなれば嚴に課程を被立候て御早起なされ御家政を被爲聽候歎文字の御思案歎御手  
廻しよく御取掛よろしかるべく候。

一、午後は倦怠を生じ易きもの故武伎の御習練あるひは御近習の稽古御覽などの類何か御手品御座候様有之度事に候

一、文武の御修業課程の事はわけて嚴に定置申さればいつか流れ行き候ものに御座候重役の面々罷出御家政の儀申上候  
は格別其外は成り丈け課程を御弛しなされぬ御心掛事一に候。

一、常に御心氣を靜められ御容止言語等厚重寛裕になされ輕躁淺陋の弊無之様御心掛有度事に候

一、御讀覽の書は一兩種に御定一部終り候て又他書に移り候様可被成候色々取交御滲獵計に成り候ては御益無之事に御  
座候

一、讀書は義理をたづね人事を辨へ候所に目を付不申候ては無用の事に候能々根本の所を御考なされ候て枝葉の御迷ひ  
無き様可被成候

一、詩は從來御好の儀是又文字を覽候の一つに候得共餘り御沈溺に至られざる様可被成候

一、御歸邑後御趣向を被立毎月御議論など御認被遣候はく御見解の御進否も相分り可申又御張り合にも可相成歎に候

一、御年若の内第一御愼可有之儀は酒色の二にて御座候修身の壞は酒より起り家事の破は圍門に出候事多きものに候御  
油断なく御心掛事の事に候以上

定通幼にして學を古賀彌助に受け次ぎに林大學頭衛を迎へて學び更に佐藤一齋を召して其講  
釋を聞けり。是れ伯父樂翁公の指導によるも彼れ自ら學を好み天性之に向ひたるがためなり。  
加ふるに宮原龍山杉山熊臺の二人常に君側に講釋し益々其學識を發揚せり。されば定期に代

定通の篤學



りて封を襲ぐや文化十一年儒者池内貞輔を聘して二十人扶持を給し毎月二日十六日池内貞輔十日宮原龍山二十四日杉山熊臺の順に經書の講釋を開き諸士をして之を聞かしめ庶人の志あるものには又陪聽を許せり。

尙ほ文政十年八月には定通諸頭二百人を大書院に召し集め

定通の訓諭

近年文武の道相衰家中の風儀自ら遊惰に流れ上下ともに禮儀薄く夫々の職分も相怠候やと歎敷存候。元來治國の基は人倫の道厚く四民業に安し候て可相立處近頃は別て人道にも背候事間々耳にふれ苦々敷義と存候。全く瑞龍院様(定國)の御遠行後我等若年にて不行届の場より風俗頽廢致候ては勤を怠候譯に付對公邊不相濟義と深く心痛致候。就右當時嚴省略中に候得共風儀の亂にはかへかたく先文武の稽古場一園に致し修業致易き様雜と造作申付候合に有之候間一統際立文武の道相勵み頭役の者共勤て罷出士風手厚く相成候様引立相導候様有之度候

と諭し之に附加して家老の演説あり學問武藝の稽古場を造營の事を公けにせり。

明倫館造營

是に於て服部玄蕃に同所建築の監督を命じ目付黒田傳内皆川久之亟に用掛を命じて其工事に着手せしめたり。而して翌年一月二十三日工事の殆んど竣工するや稻川八右衛門を以て明倫館總教とし全月二十六日下宗八(陶溪)高橋善次(復齋)を以て教授とし近藤八之進河村平左

教授及び助教

講釋

衛門宮原守一郎久松榮之進を以て助教とせり。猶ほ同日に文武稽古所を明教館と名付け文學者は南門より武術者は西門より出入すること、なし從來書院に於て講じたる講釋は之を廢し新に明教館に於て講釋仰せ付けられ毎月六回左の日割に於て之を行ふこととせり。

毎月 二日 十七日 七日 二十二日 十二日 二十七日

新築開校

越えて二月三日講堂の新築成るや開講の式あり定通自ら之に臨みて之を奨勵せり。殘香錄に定通勸學の事を述べて

公常々文武諸藝を以て家中の者ごもを奨め勵し給へりなほも稽古の便よき爲にとて松山に於て新に學校を造らしめ明教館と號け給ひ文武の稽古所盡く此内に集め諸士を教育なさしめ給ふ公も度々自ら館に臨ませ給へり是より前武術の場に至ては若年の輩猥雜不禮の事ごもありしかごかく成りてより諸弟子の風儀も自然に正しくなりぬごなり。

と云へり。左に明教館の組織及び内容に就きて説く所あるべし。

明教館

一、學校名稱 藩主定通親ら之を大書して尾崎某に命じ之を額面に刻し講堂の南面に掲げしむ。

二、學校所在地 松山二番町北側西詰(今の中學校)にあり。

學校所在地

明教館

學校名稱

設備

三、設備

校地 は南北凡六十間東西四十五間東側は屈曲あり坪數凡そ二千五百坪あり。

講堂 は内間あり椽側あり合して五十四坪百八枚敷なり南より東へ廻り椽あり。

藩主体態所 は講堂の西側にあり坪數詳かならず。

學問所 は其坪數詳ならず。廣間東西四間南北七間。別室八疊四疊教授詰所四疊助教詰所六

疊書棚の間四疊諸用方詰所二疊小使詰所三疊土藏一棟等なり。

寄宿寮 は學問所の北側にあり五寮ありて毎寮六疊敷なり。

驗武場 は家老監寮の試業其他外藩武者修業の爲め來るときは此處にて技を闘はしめたる所にして始めは役員座席の外屋根なかりしも後之を設け雨中も執業することを得るに至れり。

武藝道場 は武術の種類によりて一定せざるも師匠座席の外皆土間なり。されど槍劍場は後に至り屋根を設けたり。

教官居邸 は南門の東隣にあり。教授助教の中に居住せしめ以て館中の取締をなす。

校則

四、校則

寛政異學の禁ありて以來本藩は一意朱子學に傾き明教館學則の如き又朱子學の精神によりて

編成せられたり。されば講堂正面には白鹿洞書院揭示一枚論語課會說一枚各細字にて板に刻せるものを掲げ又講堂の西側には左の條目を揭示せり。

一、學術は程朱に従ふべき事

一、經義を本とし餘力を以て博く可相學事

一、着席は位階順序に従ふと雖ども長幼の倫理を亂る間敷事

一、禮義を守り幼者及び下輩の者たりとも學び易き様長立候者より相導き可申事

尙ほ學問所に附設したる小學所に左の條目を揭示せり。毎年開講の際教官より之を講解し聴かすを例とす。

一、謹慎にして徳業の基を立べく放逸にして良心を傷ふましき事

一、孝悌の儀専務に候得ば親に事へ長に事ふるの道第一心懸可申事

一、師長の間は和睦を専らとし聊かも口論等致す間敷事

一、朋友の間は和睦を専らとし聊かも口論等致す間敷事

一、行儀正敷多言ならざる様可致事

五、職員

総教 家老の中に一人之に當り學務を督理す。

職員

明教館用掛 五人(監察中より之を任ず)

教授 一人。職俸一ケ年米十俵。(學校創立の際は二人なりしが後一人となれり。格式は平士の上頭分の末にありて書簡の次に斑す。)

助教 四人。俸給一ケ年米八俵。(助教は定まれる格式なし。禮席は其人の本身の格式に依る。)

小學所役員

素讀頭取 一人。俸給一ケ年米八俵。(身分座席助教の如し。)

助教手傳 四人。俸給一ケ年銀二枚。

句讀師 六人。

諸用方 六人。

總計人員二十八人

武 術

師家 十八家。 武藝諸流の和尚と稱す。

六、生徒

生徒には先づ小學生大學生の二種あり。小學生は八歳にして入學し十五歳に至る分ちて五等

生徒

とす。皆通學なり。

大學生(國學)は十五歳より入學し寄宿生と通學生との二種あり。其他素讀生及び武技生あり。今是等生徒の概數を示せば左の如し。

寄宿生 十名乃至二十名

通學生 約五十名

素讀生 百二十名乃至百五十名

武技生 徒士以上の子弟は必ず一技を習業せざるものなし。其數詳かならざるも五百名を超ゆ。

入 學

入學 明教館に入學を許すものは文武の別なく藩中徒士以上に限り其餘は總て之を許さず。

馬術は平士以上に限り。入門せんとするものは八歳以上にして父兄より教官に申出で毎月二七の日入學式を行ふ。入學式は禮服を着し束脩として扇子一對を呈す。此日講堂を開き教授助教兩名禮服を着して之に會し生徒を率ひて聖像を拜せしむ。これ聖門に入るの意なり。教授若しくは助教に入門するにあらざるを示す。されど此日禮服のまゝ教授及び助教の宅に回禮するを例とす。

然るに武藝の道場入門するには頼り親(一等門人)の紹介を以て和尚に面會し和尚は道場内

の心得を示し而前に於て門人帳に自身記名せしむる例なり。而して學生の武技に入門するは小學三等を卒業せるものにあらざれば許さざる制なりしが後自然に廢し十二三歳より任意入門することゝなれり。

寄宿生規則

**寄宿生規則** 學校に寄宿寮あり始め三寮なりしが後五寮となせり。一寮疊六枚敷にして生徒少きときは二人多きときは四人を容る。而して寄宿生には本寄宿内寄宿の別あり。本寄宿は官の許可を得て入寮し出入定限あり。隔日申の刻より酉刻まで一時間外出し月に金百疋を給與す、然るに内寄宿は官に請はず教授の許可を得て入るものにして給與なく又出入制限なし。後此制廢せられ本寄宿のみとなりしが生徒十人乃至二十人あり官費を以て食膳を給したり。

寄宿舎中に左の揭示あり。今其一二を録すべし。(其他は詳かならず)

一、學談の外無用の雜談致間敷事

但學談たりとも他人讀書の妨にならざる様可<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>致事

一、在寮中は袴着用可<sub>レ</sub>致事

但夜中は袴着用に及ばず候得共寮外へ出候節は必袴着用可<sub>レ</sub>致事

以下亡失す

寄宿生課業は早起小學生に句讀を授け辰より亥に至る間は三の日輪講四九の夜會讀を始め外に一二會講ありて皆經籍を講究し其餘暇には史子を通觀せしむ。又毎月經說並に詩文の課題を教官より出して寄宿生をして之を作らしめ教授之を添削し其見識字句を訂正するを例とす。尙ほ寄宿生中の優等なるものには學資を給して之を昌平費に遊ばしめ或は自費遊學せしめて學資の若干を補助する等のごとあり。

此外寄宿生は朝夕相見の禮を行ひ出入にも互に告別するの式あり。寄宿生中齒徳の優れたるものを選びて寮長となし寮中の取締をなさしむる規定なりしなり。

七、學校開閉及び休業

開校

國學(大學)開講は毎年正月八日にして講堂正面に聖像を懸け藩主正服之に臨み瓶酒を奠す。次で教授白鹿洞揭示を講じ終て助教奠を撤して銚子に移し近習之を受け藩主進んで聖像の前に出で一杯を飲み拜して退き禮畢る。而して此日出席せる家老奉行監察及び生徒皆出で藩主退くの後家老以下聖像を拜し生徒に至て止む。

小學開講は正月九日なり。學問所に於て之を行ふ。別に官員の臨席なし。教授以下教官正服出席す。教授論語子曰弟子入則孝の章を講義するを常とす。次に素讀頭取小學揭示を解論す

學校開閉及び休業  
開校

肄業

畢て前年中の出精者を呼びて各賞品を與へ併せて助讀生に大判紙を與ふるも此日なりとす。

終業

大學小學何れも開講の後數日を経て正月十七日より肄業す。

休業

年末十二月十三日を以て授業仕舞とし大學は平日と異なることなきも小學に於ては教官より生徒に至るまで皆上下を着し列席するを例とせり。

休業日

休業日は毎月朔望二十八日、五節句、城下三祭日各二日づゝ、十二月十四日より二月十六日まで、及び七月十一日より十六日まで是なり。

武技休業も亦右に同じ。されど鎗馬の道場は屋宇なきを以て雨天は休業なりしなり。

學科課程

八、學科課程

明教館文武の學科は漢學習字弓術馬術劍術槍術及び柔術とし館外に砲術及び水練術あり。和學醫學及び算術の諸科は之を設けず。維新後皇學及び算術を加へたることあり。

文學を分ちて大學(國學)及び小學とし總て之を七等に分つ。

小學

小學 八歳にして入學し十五歳にして卒業するものにして素讀を專とす。

一等 論語卒業

二等 孟子卒業

三等 大學中庸 小學卒業

以上三等を卒業せしものは藩主若くは家老目付等の文武大試業に列することを得

四等 詩經書經卒業

五等 易經 春秋 禮記

五等を卒業せしものは十五歳未満と雖も大學に入ることを得。且つ小學生素讀の助讀を命せらる。

大學

大學

六等 四書の大意に通ずるもの

七等 四書五經の講義を爲し得るもの

武技及び兵學

武技は各世襲の家ありて一流づゝ一場を設けて教授せり。弓術槍術劍術は各三流ありて三場づゝを設け柔術馬術は各一流にて各一場あるのみ。今武技の流派を別てば次の如し。

劍術 新當流 眞影流 柳生流

槍術 檉原改撰流 匹田流 種田流

弓術 廣重流 印世流 上田流

馬術 大坪流 稻掛流

柔術 關口流

兵學砲術

兵學砲術は館中に場を設けず。故に皆師家に就て學ぶ。兵學に二流砲術に四流あり。

兵學 甲州流 不明

砲術 稻富流 自縁流 戸上瀬 笹山流

尙ほ水泳術も亦師家ありて館中には之を授けず郊外に於けるお園池に就きて之を教授せり。其流派は之を主馬神傳流と云へり。

武術の等級を段式と稱す。大抵諸科皆中段の印可を三段とし其他小節目に至ては各科同じからず。而して武藝の師は各世襲の家ありて一流毎に一場を設けたること既に述ぶるが如し。

九、授業

句讀 小學生に句讀を授くるには學生を三隊に分ち一隊毎に助教手傳一人隊長となり下に助教ありて之を行ふ。隊長は先づ前日授けたる復讀を聴き然る後助讀に付して新に句讀を授

授業

講義

け隊長之を聴きて其差誤を正し不熟の者は復讀せしむ。一隊の生徒數約三四十名とす。

講義 毎月二七の日講堂に於て教授若しくは助教大學論語を講解し家老以下十分を三部に分ちて一部二回づゝ聽講せしめ藩主も在邑なれば一月兩度とも臨校あるを例とせり。之を表講釋と稱せり。

毎月四九の日學生の爲めに五經を講す。之を内講釋と云へり。又寄宿生の爲め毎月三回三日に教授助教授こも出席して論語を輪講せり。又四九の夜小學左傳の會讀あり。會頭は助教之に任ず。何れも寄宿生の爲めに設くる所なるが通學生は聽講を隨意とせり。

講堂の外に學問所あり生徒通學するもの肄業の場とす。此學問所は朝卯刻より辰時まで素讀生受業場なり。然るに通學生數人申合せ會讀をなし助教の臨席を乞ふことあり。

之を要するに講堂學問所等に於て行ふ會講は四書五經小學近思錄の外は之を禁じたり。而して史子を読むは各自の意に任し唯だ獨看して不審の箇所を質問するに止めたり。明教館が一意朱子學を奉じて異學を禁じたる所以を知るに足らん。

一〇、試業

大學

試業  
大學

小學

大試業及び臨時試業の別あり。大試業は毎年一度講堂に於て藩主臨席の上生徒に經書を講せしめ唐本通鑑を讀ましめ或は詩文を作らしめて其才不才を試み臨時試業は表講釋の時教授講釋終りたる後聽衆其儘にて生徒に命じ講席に出で講義せしめ其熟否を検するにあり。

小學

卒業試験及び大試験の二種あり。卒業試験は一書終る毎に別室に於て素讀頭取之を行ひ達讀せるものに等を授け否らざるものは更に復讀練習せしめ其熟するを俟て等を授く。大試験は毎年一度之を行ひ卒業せる書目中二卷或は一部を前月より揭示し之を驗す。一字の失誤なきものを優等者として年尾中筆二本を賞與す。

武術

毎年監察見分家老見分と兩度あり。何れも明教館内の驗武場に於て之を行ふ。此時藩主在邑なれば又親ら之を殿庭に試む。而して此時五ヶ年間懈怠なきものは之を獎勵する爲に別に所望あり。選に入るもの之を榮とす。

一一、罰則

小學生徒過失ある時は輕きは叱責久座に處せられ重きは數日間入校を止めらる。而して最も重きものは退校の處分を受く。

經費

一一、經費

寄宿生徒の罰輕きは叱責せられ重きは退寮を命せらる。

明教館經費は米三千俵を以て元備とす。而して其利米を以て其時の費用に供せり。此元備は文武場の費用にして學校而已に供するに非ず。總べて文武場の薪炭米油等に用ふるものなり。されど學校の費用大抵其十分の七に居る。然るに近くは其利米にて不足を生じ利米の外別に之を補給すること屢々なり。三千俵利米を金員に割り當れば左の如し。

一米 三千俵 元備 米

石にして千二百石

右利米 百八十俵

されど茲に注意すべきは是等は學校に要する薪炭米油等の費用にして職員の俸給は之に屬せざりしなり。故に經費の比較的少なきこと怪しむに足らざるなり。

天保六年第十三代勝善繼ぐ。勝善學政を整へ文武の講習を勵まし凡そ士の五年間稽古所に出席せざるものあるときは遠慮を命じ遠慮二度に及ぶものは之を斥けたり。又文武講習録を備へて諸士の勤怠を録上せしめ精勵のものを拔擢せり。是を以て文運又頻りに擧れり。此時高橋復齋既に歿して獨り日下陶溪存命し齒德共に高く閩藩之を景仰せり。而して之を受けて更

異學の禁と藩

學

に教授となりたるは伊藤克誠(閑牛)及び大原有恒(觀山)の兩氏なり。是等の二人は何れも江戸昌平校に入りて幕府の教育主義たる朱子學を修めたるの人にして我松山に於ける藩學をして益々朱子學に傾かしめたり。而して之と共に助教に任せられたるは宮原炳(弦堂)歌原澹(松陽)門屋師董(藍州)由井幹(冠山)河東矯(虎臣)谷口寬得等あり能く其任を盡せり。惟ふに是より先き寛政年間に異學の禁あり。爲めに天下の諸侯靡然として朱子の學說に向ひ各地の藩學も總べて紫陽の學風を宗とするに至れり。殊に徳川氏の姻族たる松山に於ては此主義に迎合し其藩學たる明教館の如き夙に經義を講明するを以て本旨とし、講義會讀は四書五經小學及び近思錄の外之を禁止せり。而して學力の稍々進みたるものは出で、昌平校に入らしむること、し修學の後には歸りて教授或は助教たらしめ務めて他の學派私塾に入るを避け朱子學をして一貫せしむるの法を採れり。

洋學

定昭と文教

此外安政年中には藩主久米駿公に命じて長崎に遊び蘭學を修めしめたることあり。然るに宿病癒えずして早く歿したるを以て其志を果すこと能はざりしも之に次ぎて蘭學を修めしめたるもの往々にして之あり。醫河野亮造藤野正啓の如き其主なるものなり。慶應三年第十五代定昭繼げり。然るに其翌年正月鳥羽伏見の戦あり爲めに藩主朝敵の汚名を蒙り問罪の師土佐より入城せり。是に於て定昭父子常信寺に引籠りて専ら恭順の意を表し百

總教局

明倫館廢止

方他意なきを示せり事情斯の如くなるを以て學校も一時閉鎖するの已むなきに至れり。全年五月定昭塾居を命せられ勝成再び出で、藩知事に任せらるゝや十一月藩治官制を定め學校は『文武並軍務局』の分課に屬し習文場國學場洋學場醫學場及び操練場等の設立を見たり。されど其翌年明治二年二月再び藩制の改革あるや新に總教局を置きて皇學所漢學所洋學所及び醫學所を統治せしむるに至れり。而して全年六月藩籍奉還を聽許せられ茲に松山藩の設立を見たり。明治四年正月勝成致仕し定昭出で、藩知事に任せり。然るに全年七月藩を廢して縣を置き定昭再び知事を免せられたり。茲に於て明倫館遂に廢止となり文政十年開館してより實に四十三年の年月を経たり。

私塾

以上藩學の外家塾及び寺小屋の自由に設立せらるゝものありて一藩の人士殊に民間の教育に與りたるもの少からず。以下是等の私塾につきて略説する所あるべし。

明月

私塾

明月 明倫館未だ建設せられず藩學の基礎未だ確立せざりし頃既に民間にありて文學を鼓吹し其門より知名の士を出せしもの僧明月を挙げざるべからず。明月は元周防國八代島の人にして松山圓光寺(眞宗)の法嗣となれり。人と爲り任誕談諧にして一世を愚弄す。明月曩に京



に遊び又堺浦に寓し名士と交りて護園の學を受く。是を以て松山に於ける護園の學は一方士林に於ては必簡淡齋に成り他方緇徒にありては明月に成り松山の教育史上に一異采を放てり。明月才學に富み奇行多きと共に識見あり善く徂徠學の特色を發揮せり。嘗て時弊を嘆じて曰く『今の學者讀書すれどもうか／＼と讀過し見臺前のみにて今日の事に考へ合はずことをせず故に學問何の益もなく實用を爲さず詩文も大名は大名らしく士は士らしく町人は町人らしくあるべきに士にして隱者らしき事を云ひて風流と心得人間とは境界違ひの如き様に思ふは心得違なり』と。以て其抱負の一端を察するに足らん。斯の如くなりしを以て時人の就きて學ぶもの少からず地方文教に貢献したること鮮少にあらざるなり。其門人中名あるものは宇佐美淡齋杉山熊臺等之なり寛政九年寂す。

六行舎

田中一如

天保年間田中利久(一如)なる者盲人にして石田梅巖の心學を信じ有志の者を集めて篤實に教諭せり。然るに人々好んで其教を受け效益多きを以て官、地を與へ城下大街道西側に學舎を構へ六行舎と號して商人一同を教諭せしむ。足輕以下明教館に出入し得ざるもの就きて教を聽けり。其聽講の日割左の如し。

藩内帶刀卒 (足輕)

毎月 十六日 十七日

藩内一刀卒 (中間)

毎月 十八日 十九日

城内市街の商人

毎月二度(日は一定せず)

城北市街の商人

全 上

講演は毎回夕刻より始め市街商民は毎戸中必ず一人を出席せしむべき制にして戸主差支あるときは丁稚小者等をして代らしむることせり。斯くして天保末年より慶應年間まで繼續したるも其最も隆盛を來せしは天保末年より嘉永に至る間なり。然るに代官も亦此舉の人民に益あることを知り更に之を郡村に及ぼさんとし一郡中一二の里正に命じて心學用懸とし農閑の頃舎主の出張を乞ひて十日或は二十日間各村を巡講することせり。加之一如は屢々殿中にも召し出され夫人及び仕女に講說せしことあり。眞に當時通俗教育の牛耳を執れるの觀ありたり。

近藤名洲

弘化元年利久老を以て講舎を近藤平格(名洲)に譲れり。平格夙に一如の學風を慕ひ其門に入りて深く其道を信じ性辯舌に長するを以て其後を繼げり。而して平格歿するの後は其次子元弘又之を繼ぎ慶應年間に及べり。天保末年より慶應年間に至る凡そ三十年其廢舎の月日詳かなる能はず

自厚舎

自厚舎

自厚舎は舊正安寺町に在りしが慶應年間小唐人町に移轉せり。儒員宮原氏の家塾にして宮原清助及び其子宮原直養等教授の任に當れり。及門の士前後數百人を教ふに至れり。

典學會

典學會

自厚舎の後を受けて明治元年元の自厚舎跡(今の基督教會堂)に設立したるものにして中流以下の藩士の教授を以て任じ來り遊ぶもの多かりき。當時の教師は近藤壽人宮原清助伊佐庭如矢安倍雅山及び吉村某の諸氏にして司讀數名を督して専ら素讀教授を施せり。其後廢藩の際廢止の運に向へり。

立本舎

立本舎

曩に野間一方なるもの松山城下松前町に於て私塾を開き讀書習字を教授せり。來り學ぶもの皆商家の子弟なり。田内董史(愛南)其後を受けて立本舎と稱し教授せる生徒少からず。董史弘化四年を以て歿したるも舎は尙ほ存續し維新の際に至り廢舎せり。

三上學寮

三上學寮

慶應三年三月三上景雄(是庵)藤原に學寮を開き山崎闇齋の學を講ず。之を三上學寮と稱す。實に松山に於ける私學の棹尾にして最も盛況に達したるものなり。全年四月藩主より家中有志輩教導方依囑の命あり藩士中入寮するもの多く一時非常の隆盛に達し門人の數合せて五百

門人

名に及べり。今其判然たるものを掲ぐれば左の如し。

- 九 名 侯伯及貴公子
- 十八 名 三田藩
- 百四十六名 舞鶴藩
- 十九 名 忍 藩
- 二百九名 松山藩
- 七 名 上總諸藩
- 十三 名 諸藩結聚生
- 總べて 四百二十二名

教授は是庵の外平均五人の都講及び同數の塾頭ありて之を補佐せり。生徒入門するや先づ社則を讀ましめ所定の日に講義を聽かしめ質講を許せり。今其教授の主なるものを掲ぐれば左の如し。

- 毎月一六の日朝 近思錄
- 全 四九の日朝 孟子
- 全 三七の日午後 道學の要義を口授す

人文誌 教育

講義

課程

全 朔日十五日二十五日午後 講學鞭策録  
尙ほ塾生居業時間の課程は如何と云ふに

卯 興 盪嗽櫛晨省塾主遍拜同舍洒掃畢乃就業。

午前 按講業次及讀他經。

午後 寫文字温舊業或讀史傳。

夜間 如午前或讀諸先輩書或任意靜座。

亥 寢 如冬夜則聽晚寢昏定塾主遍謝同舍収歛就寢。

以て學寮修學の一端を知るに足るべし。同寮は明治四年に至り廢藩の事行はるゝと共に依頼斷りの旨達したりしを以て閉寮の已むなきに至れり。されど此間四年八ヶ月間にして其門に遊ぶもの五百名此内侯伯貴公子を含めると共に他國に亘りて斯かる多數の門弟を有したることば松山の私塾中其比儔を見ざる所なり。

習字私塾

習字私塾

市中に習字私塾を開きて藩士及び商家の子弟を教授せしもの二十餘ヶ所あり。授業は朝辰(八時)に始まりて午(正午)に終るあり未(二時)に終るありて一定せず。修業の年齢は大抵七八歳より十四五歳までとす。而して生徒の概數及び學科等に於ては各塾其様を異にして大同

小異なり。されど大部分習字を課し僅かに其間句讀を課したるものあるのみ。今左に藩政時代に存したる松山市内の習字塾を擧ぐべし。

位 置	期 間	學 科	兒童數	備 考	氏 名
虎屋町(末廣町)	至自明萬 治延	習字(唐様)	一〇〇		山内冠山
萱 町	至自明文 治久	全	六〇		西山團次
千念寺町(御寶町)	至自明萬 治延	全			阿部弁右衛門
上中ノ川(湊町一丁目)	至自明文 治久	全	一〇〇		渡部 某
鳥見町(南京町)	至自明萬 治延	全 俗様 唐様	三〇〇	素讀ヲ兼教フ	岡本 默齋
同心町(出淵町)	全	全 唐様	二〇		星野 双松
魚 町	至自明文 治久	習字(俗様)	六〇		鳥谷 貞純
袋 町	全	全	六〇		長屋丈左衛門
的 場	全	全	一五〇		淺岡 平助

御資町	新町	立花町	竹ノ鼻(北夷子町)	河原町(湊町二丁目)	竹ノ鼻(北夷子町)	府中町	花間町	河原町(湊町一丁目)	紺屋町(堂町五丁目)	中ノ町(出淵町二丁目)
至自明萬治延	至自明文治久	至自明萬治延	至自明文治久	全	全	全	全	全		
全	全	全	全	全	全	全	全	全		
二〇〇	七〇	一五〇	五〇	四〇	四〇	四〇	七〇	二〇	一五〇	
								支那學ヲ兼教フ		
小川庄平	松本右源次	福延健助	西森某	和合院	大黒院	安樂寺	村井禮造	安倍雅山	竹田某	山内某

二、維新後の教育

第一期

明治初年の教育  
小學校

小學區

勝山學校

王政復古維新の大業と共に朝廷に於ては人材教育の必要を認め種々の學校制度を設け其方法を講せり。されど未だ士民の教育思想覺醒せず世態尙は幼稚なりしかば發達の氣運容易にあがらず。此に於て明治二年二月五日諸府縣に令して施政順序を示し小學校を設けしむは普通教育施設の第一着なり。次ぎて明治三年二月には大學規則及び小中學規則を定め小學は八歳にして入學し十四歳にして終ることせり。

斯くして學制の基礎立ちしかば松山も明治四年に至り市内を六小學區に定め一區に一學校を設くることゝなれり。即ち勝山學校巽學校智環學校啓蒙學校開通學校及び清水學校是なり。今左に各校の經歷を略述すべし。

**勝山學校** 明治四年十月松山二番町家老稻川氏住宅及び藩學校の跡を以て第一小學校を創設す。尋で之を勝山學校と改稱し且つ課外席を設けたり。課外席は恰も補習科の如きものなりしかば教員は勝山學校より兼務せり。

明治七年大阪師範學校卒業生安岡珍麿を訓導とし小學教則傳習所を本校内に置き本校を以て傳習所附屬小學校となし同時に課外席を分離して別に教員を配置せり。尋で縣下の學區取締及び教員を召集して教則の傳習をなし又後傳習所を廢して純然たる公立小學校とし校舍二棟

を増築せり時に明治九年なり。明治十七年一月文部省より奨励品として理科器械標本の類を授與せらる。全年六月廢校の上師範學校附屬小學校と爲せり。

課外課は明治九年一月英學中學校と合併して變則中學校となり更に數度の變革を経て今日の縣立松山中學校となれり。

巽學校

巽學校 明治四年十月大街道舊大寶院跡に第二小學校を創設し舊藩主殿屋の一棟を請ひ移して教場とし後巽學校と改稱したりしが十八年十月廢校となり現今は基督教會堂となれり。

智環學校 明治四年十月末廣町法龍寺を假用して第三小學校を創設し後末廣學校と改め更に智環學校と改稱せり。明治十年の頃新に榎町に校舍を建築し以て明治十八年十月に至り廢校す。現今の私立幼稚園即ち之なり。

開通學校

開通學校 明治四年十月萱町雲祥寺を假用して開校し後開通學校と改稱し久しからずして松前町二丁目木村庸の抱家を借りて之に移り明治十五年に至り廢校となれり。

啓蒙學校 開通學校に後る、ここ數ヶ月にして府中町二丁目開設す。明治七年同町二丁目藩老服部氏の舊邸を購ひて新に校舍を建築し爾來増設數次に及べり。明治十五年九月廢校となり三槐小學校本校舎に充てらる。

清水學校

清水學校 明治四年十月御長屋と稱する士族屋敷を假用して開校し後舊藩主の長屋を請ひ

て増築す。舊北廓の門前より清水町に到ると城北練兵場より鐵砲町を下り相會する東南隅の地なり。明治十五年九月廢校となれり。

今試みに當時に於ける以上六學校(外側三、古町三)の生徒數百分比を示せば大抵左の如し。

勝山學校	二二、八一
巽學校	一九、〇五
智環學校	一四、二九
開通學校	一四、二九
啓蒙學校	一九、〇五
清水學校	九、五一

第二期

勝山學校

勝山學校 明治十八年十月の設立にして元の勝山巽智環の三學校を併合し一校を本校とし他を分校として外側全部(第九番學區)の公立學校たり。明治十九年二番町に校舍を新築す今の松山高等小學校之なり。井手正光校長に任せられ百般の秩序整頓し授業管理及び器械標本の設備等此時に至りて大に備はれり。當時二十餘名の職員俸給の幾分を割きて理科器械、標本風琴等を購入し學校に寄附せり。明治十九年四月始めて生徒の學藝品展覽會を開き又父兄

三槐學校

懇談會を開き家庭との連絡を計る等大いに劃策する所ありたり。明治二十年三月廢校せり。  
**三槐學校** 明治十五年九月元の啓蒙開通清水三校を併合して三槐學校と稱し各其校舎を以て假校舎とせり。古町全部(第十番學區)の公立學校なり。大導寺一善校長に任せられ從來の三校中二校は之を分校とし本校を置きて一校長の管理の下にあらしめたり。是を以て諸般の設備着々整頓し舊來の面目を一新せり。大導寺一善師範校に轉するや高橋鐵三郎校長に任ず。本校も勝山學校と同じく明治二十年三月廢校となれり。

松山高等小學  
(郡立)

**風早和氣松山高等小學校** 明治二十年五月元の勝山學校南校舎に於て開校し井手正光校長に任せられ風早和氣温泉久米四郡の公立たり。明治二十二年四月井手校長辭任し中村一義校長となれり。明治二十三年九月御眞影を奉戴す。明治二十六年三月廢校となれり。

第三期 市制實施以後の教育

松山市立松山  
高等小學校

**松山市立松山高等小學校** 明治二十六年四月元四郡立松山高等小學校の後を受けて開校し松山高等小學校と稱す。時に生徒數男子八百三十人女子三百二十七人計千五百五十七人職員三十名なりき。校長には中村一義任せられ全年十一月三日御眞影奉戴式を舉行せり。明治二十九年七月中村校長轉任し全年十月加藤重明校長に就任す。明治三十年七月には体操科に水泳を加へ舊藩時代に水練場たりし持田御園池を借受け神傳流の水泳を教授せり。明治三十

二年校長加藤重明退職し明治三十三年二月御手洗常太郎校長に就任す。超へて明治三十四年三月には温泉郡朝美、雄群二ヶ村の外一切郡部各村の委託を謝絶す。明治三十五年御手洗校長退職し同年六月露口悦次郎校長に就任せり。明治三十六年五月皇太子殿下御慶事記念圖書館開設に付敷地内舊教館明建物及び敷地四百六十一坪削除となれり。明治三十九年男生徒に手工科を加設し明治四十年二月校報第一號を發行せり。明治四十年四月露口校長轉任し久保儀平校長に就任す。同年十月記念文庫(少年文庫)開設を見明治四十一年四月小學校令改正により從來の第三學年を第一學年第四學年を第二學年とし新に第三學年を置けり。而して男子の爲めに商業科を加設し女子の爲めに手工科を加設せり。明治四十三年三月第三學年廢止となれり。大正二年度末學級數二四、生徒數男三七五人女二七七人合計六五二人なり。

松山市立松山  
第一尋常小學  
校

**松山市立松山第一尋常小學校** 明治二十年四月元勝山學校北校舎に於て開校松山外側尋常小學校と稱し四年程尋常科を置き高等小學校長井手正光校長を兼任せり。これ學區制廢せられて松山全市共立の學校となりたる始めなり。明治二十二年井手校長辭任し首席訓導矢野正高校長に任せらる。明治二十三年四月松山市立外側尋常小學校と改稱せり。明治二十六年五月三年程尋常小學科併置となり全年全月矢野校長轉任となれり。是に於て佃正覺校長に任せらる。明治二十七年八月三年程尋常科廢止となり全二十七年十二月松山市立第三尋常小

學校増設により生徒二百九十二名を分割せり。而して同年同月松山市立第一尋常小學校と改稱す。明治三十年九月佃校長轉任し丹下尙正校長に任せられ二番町の新築校舍に移轉せり。明治三十四年丹下校長轉じ同年五月野間門三郎校長に任せらる。明治三十六年六月野間校長轉任のため清水則備校長に就任す。同年九月縣より市町村立小學校獎勵規則により成績佳良の故を以て金八拾圓賞與せらる。同年十一月御眞影を拜戴し明治四十年九月記念文庫（兒童文庫）を設置せり。明治四十一年松山市立第四尋常小學校新設につき生徒二百十二名を分割せり。大正二年度末學級數一八にして生徒數男五〇三人女四八五人合計九八八人なり。

**松山市立松山第二尋常小學校** 明治二十年四月元三槐學校跡に於て開校し松山古町尋常小學校と稱し四年程尋常科を置き松山外側尋常小學校と相對して松山全市の共立學校となり。而して高橋鐵三郎校長に任せらる。同年師範學校建築に際し木屋町一丁目に移轉せり。同年九月高橋校長轉任し佃正覺校長に就任す。明治二十二年南北二校舎増築を行ひ明治二十三年四月には松山市立古町尋常小學校と改稱することゝなれり。明治二十六年四月三年程尋常科を併置せり。同年五月佃校長轉任し重松幹正校長に就任す。明治二十七年八月三年程尋常科廢せられ明治二十七年十二月松山市立松山第二尋常小學校と改稱せり。明治三十五年二月重松校長休職となり小森經夫校長に就任す。明治三十六年九月校地三百九十七坪擴張

松山市立松山  
第二尋常小學校

を行ひ明治三十七年北校舎新築明治四十年三月本館並に中央校舎新築屋内体操場設置舊校舎改造等を竣へり。明治四十年四月二年程高等科併置となり松山市立松山第二尋常高等小學校と改稱せり。同年九月小森校長轉任し山内鶴吉就任す。明治四十一年七月記念文庫（兒童文庫）開設明治四十二年四月六年程尋常科に改め松山市立第二尋常小學校と改稱せり。明治四十二年三月市町村立小學校獎勵細則により愛媛縣より金八拾圓受賞明治四十三年二月文部大臣より金百圓受賞となれり。大正二年度末現在學級二四男生徒六七六人女生徒六三四人合計一三二〇人なり。

**松山市立松山第三尋常小學校** 明治二十七年十二月市内南八坂町に校舎を新築開校し松山市立松山第三尋常小學校と稱し佐渡文雄校長に任せらる。明治二十九年八月佐渡校長轉任となり同年十月野間門三郎校長に就任せり。明治三十三年四月野間校長轉任となり清水則備校長に就任す。明治三十六年六月清水校長轉任松吉守道校長に就任せり。明治三十六年九月市町村立小學校獎勵規則により縣より金八拾圓受賞す。明治三十七年十一月松吉校長死亡し明治三十八年二月石丸芳太郎校長に就任せり。明治三十九年十二月四教室増築並に体操場四百十六坪六勺擴張を行へり。明治四十年四月石丸校長辭任し同年七月影浦未知滿校長に就任し同年十二月記念文庫（兒童文庫）開設明治四十一年四月第四尋常小學校開校に當り區域變

松山市立松山  
第三尋常小學校

更の爲め同校へ生徒八十名第一尋常小學校へ生徒七十五名分割せり。大正二年度末現在學級一八男生徒四九七人女生徒四六四人合計九六一一人あり。

松山市立松山第四尋常小學校

松山市立松山第四尋常小學校 義務教育年限の延長と共に就學兒童俄かに増加し從來の三個尋常小學校にては到底收容し得ざるを以て明治四十一年四月市内喜與町に校舎を新築して開校し松山市立松山第四尋常小學校と稱せり。同時に高田正久校長に任せられ以て今日に至れり。大正二年度末學級數一八男生徒四四〇人女生徒四七〇人合計九一〇人なり。

松山市立松山第五尋常小學校

松山市立松山第五尋常小學校 市内に於ける就學兒童の増加は更に尋常小學校の加設を要し茲に松山市立松山第五尋常小學校の増設を見るに至れり。該校は市内藤原に敷地二千三百七十坪を相して明治四十三年八月建築に着手し明治四十四年三月一部の落成を見たるを以て全年四月一日より開校せり。同時に丸尾聿太郎校長に任せられ第一第二の兩校より兒童を割きて學級を編成せり。其後殘部の建築を完成す大正二年度末現在學級數一二男生徒三四九人女生徒三二一人合計六七〇人あり。

愛媛縣師範學校附屬小學校

愛媛縣師範學校附屬小學校 明治十六年一月十八日愛媛縣師範學校附屬小學校として開校せり。當時入學兒童二十三人なりき。翌年一月百人となり明治十九年五月愛媛縣尋常師範學校附屬小學校と改稱せらる。同時に附屬幼稚園設置せられ同年九月單級一箇學級開設

明治三十年十月愛媛縣師範學校附屬小學校と改稱せり。明治二十三年九月外側舊校舎より本町一丁目現校舎に移轉し明治二十四年五月第一回卒業生を出す。明治三十年四月幼稚園廢止明治三十六年十月 皇太子殿下の行啓あり。明治三十九年四月學校園を設置し明治四十一年四月新制高等小學第三學年を設置せり。全年實習生の實習期を一學期とし明治四十三年四月記念文庫(兒童文庫)の設立を見たり。現在九學級男子百九十五人女子二百九人合計四百〇四人なり。開校以來の主事には大久保高明(監査係)兒玉鑑三(練習係)山口澤之助(以下主事)上野道之助、兒玉鑑三、永江正直、津田元徳、若杉八百太郎、足立喜六、竹本庫一、河野富太郎、田中廣吉、關口正助、高橋勝一の諸氏歴任せり。

補習教育

補習教育

縣立松山商業學校に商業補習夜學校あり。永木町に私立松山夜學校あり。松山第二尋常小學校及び松山高等小學校に市立松山城西商工補習學校及び城南商工補習學校あり。傘屋町には私立松山同情館女子夜學校あり。各々三十名乃至六七十名の生徒を有し中にも私立松山夜學校は其の生徒百餘名に達し甚だ盛況なり。課程は全く一樣ならざるも主として尋常小學校卒業生及び半途退學生を收容し或は高等小學校卒業生及び半途退學生をも收容して之に商業に關する補習教育を施せり。故に是等の學校は尋常小學校及び高等小學校の補習教育たるこ



社會教育

共に義務教育の完了に貢献する所少からざるなり。

社會教育

明治二十三年の頃より縣下社會教育に關しては専ら愛媛教育協會の主唱施設に俟つ所あり。随つて松山市に於ける社會教育も亦全會松山部會の施設によるもの多し。今其記録を按ずるに明治三十三年愛媛教育協會に社會教育部門を設け師範學校長を部門長に擧げ縣下社會教育の指導に當らしめたり。是に於て松山部會も全年に社會教育部門を設置し通俗講話を地方新聞に掲げ且つ毎月通俗講話會を開きて社會教育に貢献せり。然るに明治三十七年四月愛媛教育協會總集會に於て各郡市部會は毎年四回以上此種の講話會を開催することを決議したるより松山部會に於ても一層之に盡力するに至れり。是に於て明治三十九年より毎年五拾圓明治四十二年よりは毎年百圓づゝの市補助を得て事業の擴張を計れり。されば其後は市を五區に別ちて毎月各區に一回以上之を開くことゝし専ら其事業の成功せんことに努力するに至れり。

圖書館

圖書館

愛媛教育協會は明治三十三年、皇太子殿下御慶事記念として圖書館を設置することゝし各部會の醸金と縣の補助金及び有志の寄附金を以て資金に充て松山市より藩學校明教館の建物を

借受け圖書館を創設せり。其後明治三十九年には巡回文庫を設置して之を縣下の各地に巡回せしめ其効果見るべきものあり。今日に於ては設備漸次完全に近く閱覽人員年々増加し社會文教に資すること少からず。開館以來の閱覽人員左の如し。

閱覽人員

種別	年次別	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	合計
學生		1,031	1,021	2,355	3,112	4,304	4,700	4,160	3,792	23,475
官吏		27	66	152	127	97	103	80	121	796
教員		24	359	385	350	435	482	423	415	2,877
實業家		6	406	484	557	487	568	558	765	3,892
軍人		9	31	60	124	230	184	123	33	787
其他		34	701	1,109	1,766	1,874	1,708	1,562	1,988	11,042
計		543	2,645	4,665	6,078	7,380	7,755	7,105	7,111	43,334

備考 明治三十六年八月十日ヨリ十二月二十七日ニ至ル期間トス。

各小學校區域別就學兒童歩合比較表

(明治四十三年十二月末調)

學校別	性別		平均
	男	女	
松山第一尋常小學校	九八、一二	九七、九六	九八、〇四
松山第二尋常小學校	九六、六一	九四、九〇	九五、七六
松山第三尋常小學校	九七、六八	九六、二二	九六、九五
松山第四尋常小學校	九七、九四	九七、二九	九七、六二

各小學校學級及び生徒數

(明治四十三年末調)

校名	學級數	生徒數
松山第一尋常小學校	二六	一五二〇
松山第二尋常小學校	二四	一四六九
松山第三尋常小學校	一八	九九六
松山第四尋常小學校	一七	九八六
松山高等小學校	一二	五八三
計	九七	四五六七

教育費額の市費全額に對する割合

(十年比較)

年度	教育費額	市費全額に對する割合(百分比)
三十四年度	二三、六二八、三二三	五四、三〇九
三十五年度	一八、八七四、八三三	三九、五七四
三十六年度	二九、七二一、五〇一	四五、二一四
三十七年度	一九、九四七、一一六	四五、七二二
三十八年度	二〇、四六九、一〇四	三九、七六七
三十九年度	三七、〇三一、七八〇	五一、七九五
四十年度	四五、二四三、一四八	五九、三二七
四十一年度	四二、二〇五、五七三	四二、一一七
四十二年度	四〇、六六五、七六八	四三、八二五
四十三年度	六七、六四一、一一七	五五、三〇〇

教育費の戸數一戸に對する割合

(十年比較)

三十四年度 二、六六四  
 三十五年度 二、〇九二

三十六年度	三、三二六
三十七年度	二、三三〇
三十八年度	二、三七六
三十九年度	四、一四九
四十年度	四、二九〇
四十一年度	三、七〇八
四十二年度	三、五六八
四十三年度	五、九〇九

第九章 軍事

藩政時代の武備概説

慶長八年加藤嘉明城を勝山に築きこゝに松山藩の武備全く成れり之より寛永四年まで二十四年間は加藤氏の管する所なりき。

寛永四年蒲生忠知來り襲ぎしが僅に八年にして家絶えたり此間を蒲生氏の武備時代とす。

寛永十二年九月久松定行入城してより明治四年廢藩置縣の際に及ぶ迄二百三十七年間を久松氏の武備時代とす。

加藤蒲生時代

久松氏入城後

因に云ふ嘉明築城の際の武備に關しては其詳細を知るに由なけれども豫陽郡郷俚諺集に天守五重に築き二の丸三の丸東北に大手の門北の山腰に高石垣をつき矢倉を構ふ一老の居住なり云々とあり。又北輪は是昔佃十成の住所なり東西打廻にして北の方に表門あり東西七十九間一尺南北山の出入有て間數不定石垣高四間南山際石垣高四間也本城へ登る道有り櫓數五つ内中の櫓三重角櫓四つ二重なり矢狭間鐵炮狭間其數斗りがたし西の方屋敷是又北表にして裏門有間數北の方廿七間南山際に中門有て百姓町人等は自是東屋敷へ出入す惣廻りに長屋を立十成が歩行士以下小人中間等を差置兩屋敷の數合百九間一尺なり向左右の屋敷は皆家臣の居宅なり時の人は是を佃輪と云ふとあり。

又全書に家中の地割を定め後同六月朔より商家の地割有四角四座と云事あり鶴屋町、松屋町を地割の始とす次に龜屋町今の紙屋町を云ふ竹屋町を割夫より段々地割定て三十町なり内二十町は嘉明自身の繩張なり十町は家老佃十成是を割しとなり云々と見ゆ以上によりて城地に關する武備の一斑を推知すべし。

軍制

加藤蒲生二氏の時代に於ける軍制は詳ならず。

久松氏は正保元年將軍より長崎探題を命せられ定行は任に赴きたり承應元年十二月十六日に

至り十五萬石軍役として幕府より特に軍制を左の如く指定せられたり。

- 騎馬 二百七十騎
- 弓 九十張
- 旗 三十本
- 鐵砲 五百二十挺
- 長柄 五十本

其後應急の準備として寛文の頃より兵員を増し武備を講ずること彌々盛なりきかくて寛政の頃邊警急なりこの報あり各藩兵備を嚴にするに至りしが松山藩にありても天保九年九月十五日軍制軍令に關する條目を定めたり

軍制之大要

- 一 御旗白地紺にて梅輪内紋付事
- 一 靡者赤地白にて葵紋下に七五三の驗の事
- 一 御馬印者金の輪下に白熊
- 一 組持の家老大名分馬印嗜次第
- 一 井指物相用候ても不苦候事
- 一 奏者番指物は赤地の靡別に可付事

軍制大要

- 一 使番右全斷赤地靡白にて輪違の付たるを別に可付事
- 一 一目付白地の靡に紺にて二つ引の付たるを別に可付事
- 一 右三役靡御貸に相成事
- 一 大小姓以上井の指物紺地金にて堅に五つ星を付け下に其身の苗字を可記事
- 一 未寄合以下弓鐵砲の者に至る迄紺地白にて梅輪内紋付裾に一文字二本風濺一様の事
- 一 輿力井に陪臣の騎馬其家々にて指物を可定事
- 一 但金紋停止之事
- 一 騎馬之面々井に徒士組付又者に至る迄布白地堅九寸横五寸上に赤と黒にて七五三驗を付たる肩印左の方へ可付事
- 一 但大小姓以上自分拵の事
- 一 一胃の前立銀の輪にて陣羽織家來陣羽織是迄の火事羽織着用の儀寛政九巳年御沙汰の通の事
- 一 大小姓の面々無足平士にても自分の武器相用候儀嗜次第の事
- 一 未寄合以下組付迄武器類指物肩印に至迄時に當り御貸被成候事
- 一 輿力井陪臣の騎馬其餘惣て又者の分者一圓御貸道具無之事
- 一 歩行の者胄朱塗胴金濃前後黒にて輪の内梅輪内御紋付の事
- 一 右類格具足無紋黒塗の事
- 一 十五人の者井組付胴黒塗前後金にて輪の内梅輪内御紋付の事
- 一 十五人格胴笠黒塗銀にて梅輪内御紋付右以下革笠白檀塗の事

- 一 乗馬は薩三操柏木の差繩可相用の事
- 一 槍驗者標欄の毛にて家中一様の事
- 一 荷印者白地赤を黒にて七五三の事

但家中右同斷下に自分の印を可付事

幕末時代の軍制  
砲術訓練所

外艦の渡來は頻繁に傾き外交の關係稍複雑となりたれば安政二年二月幕府講武所を築地に設置し佛人を聘して陸軍の教練を始めたり松山藩は安政五年五月砲術訓練所を設け（法龍寺東裏）名づけて演武所と云ひ安政六年十月幕府旗下の臣松平左吉を聘し且つ三十六斤銃十挺を幕府より借り足輕五百人を編成し之を洋隊と稱し分つて三大隊となす後二大隊となる是れ當地に於ける銃隊の嚆矢にして凡て佛式を用ひたり。

明治二年の軍制

- 一 千城隊 百石以上知行の者
- 一 折衝隊 大小姓以上の者
- 一 砲隊

外に徒士卒二千四百二十八人

明治三年の變更

かくて明治三年に至り政府の命により佛國式を採用する、事とし編制を左の如く改めたり。

徵兵令發布

- 一 千城隊 八組
- 一 狙撃隊 二組
- 一 遊撃隊 八組
- 一 銃隊 十六組

明治五年十一月二十日徵兵令發布と共に兵種は步騎砲工輜重となる明治八年に至り歩兵第十二聯隊の九龜に設置せらるゝに際し當地に同聯隊の分營を置かれしが明治十七年松山分營廢止と共に歩兵第二十二聯隊を置かれたり。

師管

師管

松山は從來第五師團の管轄なりしが明治二十七八年戦役の後陸軍擴張の結果明治三十年第十師團司令部を讃岐善通寺に置き四國全部を管轄することとなり松山市も同師團の管区となりぬ明治卅七八年戦役ありて再び軍備の擴張となり明治四十年本縣中宇摩、新居、上浮穴の三部を除くの外一市九郡は十一師團の管区を離れて再び第五師團の管轄となりたり。

聯隊區

聯隊區

松山聯隊區は四國に於ける徵兵其他の兵事々務を處理す即ち第十一師團に入るものと第五師團第二十二聯隊に入るものと廣島に附隊すべき特科兵のものとを班別するものにして之が取

扱の廳を松山市に置かれたり。

海軍管區

海軍管區

松山市は第二海軍區に屬す(我が國の沿岸を四海軍區と關東海軍區に分ちたり)其第二海軍管區の境域左の如し

紀伊國南牟婁東牟婁郡界より長門國大津豊浦郡界に至り又筑前國遠賀宗像郡界より九州東海岸に沿ひ日向大隅國境に至る海岸海面及び四國の海岸海面並に内海(第二海軍區に於ける軍港は吳港なり)

維新後戰病者

維新後戰役に從軍戰死病歿殊勳者調

事項	西南役	明治二十七八年戰役	明治三十七八年戰役
從軍者		一八二	一、一四二
戰死者	二	二	八六
戰役中病歿者		一〇	三七
殊勳者		一	四五

徵兵適齡者及  
び入營者調

明治四十三年徵兵適齡及入營者調  
壯丁及入營兵 人員

入營者兵種調

兵種別	人員
徵兵適齡者	三三四
入營者	七〇
步兵	三一
騎兵	二
砲兵	六
工兵	二
鐵道隊兵	二
電信隊兵	一
輜重兵大隊	一五
廣島陸軍被服支廠	三
海軍機關兵	二
士官候補生	二
一年志願兵	四

入營者七十名に對する兵種別並に人員

(明治四十三年調)

階級	人員
將校	二九
下士	一三
兵卒	二〇
計	六二
種別	人員
陸軍	一、七二六
海軍	二五
計	一、七四一

(明治四十三年)

概説

第十章 宗教

松山市に於ける宗教の状況を概観するに神祇に對する崇敬は古よりの習慣を受けて最も厚く行はるゝの風あり即ち毎朔望の朝に當りて氏神に賽するものゝ多きを見ても知る事を得べし

明治四十三年十二月末の調査によれば松山市に於ける神社の數は

縣社	三
無格社	二
計	五
にして各派の教會所の數は	
大社教	一
天理教	二
大成教	二
計	一〇
黑住教	一
金光教	一
管長直轄	三

なり。

又佛教も徳川氏執柄の時より家傳來の宗教となりたれば自然に尊奉する者多く寺院の縁日等には賽者群をなす有様なり今松山市に於ける各宗寺院の數を見るに

寺院數	
天台宗	一
淨土宗	六
曹洞宗	五
真言宗	八
臨濟宗	三
黄檗宗	一
人文誌 宗教	

人文誌 宗教

二五六

真宗 二三

日蓮宗 六

計 五三

因に云ふ住職の数は各宗を通じて四十五人なり

なり之によれば寺院の數最も多きは真宗にして之に次げるは眞言宗次は淨土宗と日蓮宗なり。

基督數

基督教の教會並に信者の數は

松山美以教會 八二人

松山組合基督教會 八〇人

榎町教會 八一人

ハリスト復活聖堂 四一人

計 二八四人

の割合なりとす。

今市内に於ける主なる社寺に就て其沿革を略述すること次の如し。

神社

縣社阿沼美神社

本社は松山市宮古町にあり祭神大山積命味耳命雷神高雷龍神なりと云ふ豫陽郡郷俚諺集によ

阿沼美神社

れば當社は元城山の西麓にありしものにして越智郡三島より勸請せしものなり加藤嘉明之を今の所に移し味酒大明神と改稱すといへり。

和名抄に温泉郡味酒郷訓萬左介、高山寺本无万左介とあり又續日本紀神護景雲三年温泉郡人味酒部稻依等三人賜姓平群味酒臣と見ゆ而して阿沼美神社は延喜式に温泉郡阿沼美神社は名神大と注したるのみならず神祇志に阿沼美は熱海の義なるべしとの説を載せたり此神社が元勝山の西麓にありしことを思へば南北朝時代の文書に散見する味酒山は現今の勝山にして古の味酒郷は勝山を中心とせる郷名なることを想像し得べし從て此神社は味酒山の神社又熱海(阿沼美)即ち温泉の神社なることをも推想せらる猶考ふるに大日本史神祇志に傳へ云ふ古へは味酒の臣稻依の祀る所とあり併せて徵証に資することを得べし。

傳ふる所によれば河野氏に關する文書源頼朝の文書等を多く藏せしに慶長六年神職某の女發狂して社殿に放火せし爲め累代の寶物券書悉く焼失したるなりと云ふ。

久松氏松山を領するに及び社領二百石を給し一切の營繕領主の負擔なりしが明治三年官命によりて社領を廢止し尋で延喜式名神大阿沼美神社と改稱すべき命ありて縣社に列せられたり寶物には後奈良天皇宸筆三島大明神緣起人丸明神木像古革製馬面等ありと云ふ。

縣社東雲神社

人文誌 宗教

二五七

東雲神社



松山市杉谷町にあり祭神は天穗日命菅原道真息長福玉命にして息長福玉命とは松山藩主久松氏の祖定勝の神號なり定勝の墓は元桑名照源寺にありしが其二百回忌の時久松定通京都吉田家に依頼し神體に勸請して東雲神社と云へり時に文政六年なりき此年仮殿成りて遷宮式あり天保八年吉田神祇伯の執奏を以て社號神號の勸許を承けて天保十一年本殿建築成る維新前は一切の經營久松家になりしが今は舊松山藩の士民の組織に成れる晨雲講ありて其經營を援くこと云ふ(講員一千二百五十餘名を有すと云ふ)。

豊阪神社は東雲神社の内にあり祭神は稚國命にして稚國命は松平定勝の嫡子定吉の神號なり定吉天資勇武なりしかば徳川家康に愛せられ將來有望の資なりしに不幸にして暴に卒したり後天保八年勸請して神社を造れり。

寶物には小笠原信濃守大坪道禪合作鐙伊勢上野介貞弘作鞍蒙古襲來當時の遺品等數へ盡すべからず殊に能裝束に至ては天下無類の珍寶甚だ多しと云ふ。

井手神社

縣社井手神社

松山市立花町に在り祭神は大山祇神木花開耶姬神橘大后橘諸兄橘清友なり傳ふに所によれば橘清友伊豫の國司たりし時橘郷に別莊を營み其祖諸兄の靈を合祀し後に橘大后及び清友を合祀して五柱明神と稱す昔は石手川の南にありしを慶長中今の地に移せり。

又此社は安産守護神として靈驗あらたかにして神殿の左側なる梅は花咲き實結びて四時絶えず是を常盤の梅と稱し世人尊崇す。

本社の外に天満宮あり毎年夏期の大祭には賽客群集して般賑を極むと云ふ。

寺院

正法寺

淨土宗正法寺

松山市北京町にあり辨阿上人を以て其中興開山とせり辨阿上人は淨土宗鎮西派の祖たる聖光(嘉禎四年示寂す)のこゝにして實に宗祖源空の高足なり聖光深く源空に愛せられ建久九年八月其師の命を奉じて化を伊豫に布き全十年二月京師に歸れり。

寺傳によれば治承五年正月十六日大壇越河野通清平氏の將奴可入道西寂の爲めに粟井阪に戦死す其子通信建塔香火の資を寄附す建久九年八月廿九日後鳥羽帝辨阿上人に詔して當地に留錫布教せしめ給ふ國守河野冠者伊豫介通俊上人と圖て當寺を再興し寺領水田十二町を寄附し茲に台門を廢し淨土門に改むと云ふ。

此後種々の沿革ありしが慶長六年加藤嘉明庫裡山門を再建し全八年得能通弘觀音堂を再建し寛永十一年十二月今の地に移りたりと云ふ。

因に云ふ寺傳によれば聖武天皇の神龜五年八月越智玉輿勅を奉じて高繩山光明院を風早郡

河野郷に創營し貞觀五年九月に至て寺號を正法と改めたりと云ふ。

寶物には建久十年辨阿上人の自作と稱ふる木像天祿二年河野氏の歸依により佛師法橋定朝に作らしめたりと云ふ魚籃觀音の立像元弘四年河野通綱飛彈の内匠に造らしめ寛永十五年久松定行修治せりと云ふ觀音殿其他在銘村正の短刀在銘兼法繼穗等あり(寺傳による)。

三寶寺

眞宗三寶寺

松山市道後町にあり寺傳によれば推古天皇四年十月國司越智益躬勅を受けて温泉郡味酒郷に大伽藍を建立し青松山吉祥院三寶寺と稱す。

昔勝山八幡宮勝山の頂にあり三島神社と同じく三寶寺之が別當たり慶長七年加藤嘉明城を勝山に築くに當つて三島神社を味酒村に八幡宮を三寶寺に遷しき當時此寺零落して斷絶の運に迫りしが嘉明の臣佃十成は時の住職權大僧都乘契と力を協せて新に造營したり仍て乘契を以て中興の開祖とす後寛永十一年蒲生忠知修補を加へきと云ふ。

安政元年堂宇悉く焼亡したりしかば住職眞野秀清自ら托鉢修業して庫裡及び聖德太子堂を再建しき已にして明治三年に至り神佛分離の令あり勝山八幡宮は遂に味酒神社に遷りぬかくて明治三十一年八月一日太子堂復回祿の災にかゝり現今は唯門と庫裡とを存するのみ現今再建の企ありと云ふ。

圓光寺

眞宗圓光寺

松山市湊町にあり元清涼庵と云ふ清涼庵は豊臣秀頼の臣郡主馬頭良列大阪落城の際嫡男信隆に遺言して僧とならしむ信隆より剃髮して清念と稱し清涼庵に來住し慶安二年本願寺に乞ひて今の名に改めたりと云ふ。

由來眞宗は蓮如に至て隆盛となり近江石山に別院を設くると共に大阪は眞宗の中心地たるの觀あり從て宗教上のみならず心を本願寺によするものは一に其驍心を求むるに至れり縣下風早郡鹿島の地頭河野通定が一意蓮如に歸依して三津濱定秀寺の開基となりしこと等に鑑みて一斑を察すべし而して其中心地たる大阪の没落と共に伊豫の眞宗に影響せしは奇なりと云ふべし。

當寺には享保の頃學術と奇行とを以て著名なる明月上人あり今の寺門の唐風なるものは上人の作るころにして普照樓の扁額は天德寺藏山の筆なり又上人の子徳成學問奇行父に似て殊に俱舍論因明學に精通せりと云ふ。

寶物には九條家寄附の三部妙典一切經全部聖德太子御影蜀江錦打敷等あり。

臨濟宗正宗寺

松山市末廣町にあり開山を密山和尚とす密山は水戸の人なり尾州政秀寺槐山禪師に得法して

正宗寺

勢州桑名にありしが城主久松定行松山に移るに及んで従ふて來錫す定行城南藤原の地を捨てて寺を建て禪の修養道場となし和尚をして開山たらしめたり。

第六世逸禪和尚は攝津の人なり臺獄に登つて教乘を究むること多年遂に諸方を遍遊して道の蘊奥を究め元祿十四年松山に來りて正宗寺に住す常に方來の雲水を教養して規律森嚴なりき寛永三年夏白隱禪師和尚の道風を慕ひて法弟松藏司と共に遠く來て和尚の膝下にあること二夏四十二章經の講説を聞て大に感奮して終に大成するの基をなしたり白隱年譜に曰く

寶永三年丙戌

師二十二歲春辭春光抵若州常高預萬里和尚虛堂會因觀舜老夫再住棲賢偈幾回歡喜幾回曠之句乍淚流得未曾有夏聞法弟松藏司行臘至于濃州乃倡松俱至豫州正宗寺開逸禪和尚講佛祖三經閱四十二章經曰夫爲道者猶木在水尋流而行不觸兩岸不爲人取不爲鬼神所遮不爲洄流所住亦不腐敗吾保此人決定入海之文得大歡喜蓋嘗雖以決定信進修心中疑諸佛無上妙道我輩小智小德可及不可及歟而見如上微妙金言心中細惑拂底滅絕未成道而心意了徹恰如千里旅客始入故國域內自此以三經策進爲師友不放左右冬在正宗寫三經講本一日赴官家齋家主出書軸許多示之中有一篋以絹包裹重者展而看之大愚築和尚墨跟也筆勢放懶而總無巧妙之態乃感喜謂所以德之爲德而全不關文字巧拙自是遠文筆偏爲道

四年丁亥

師二十三歲春辭正宗航海抵備後福正壽終正宗讚會而結伴東還云々之によりて白隱の伊豫に於ける修道の概況を知るべきなり。

寶物には明正天皇の繪旨趙馬昂普賢乘白象圖唐禪月大師羅漢像弘法大師作と傳ふる大日如來像元版楞嚴經鎌倉時代の彫刻と傳ふる龍の硯文庫等あり。

眞宗西樂寺

松山市湊町にあり寺傳によれば其開基宗賢法師俗姓は毛利氏輝元の二男にして兄と不和の故を以て長門を去て松山に來り城下を徘徊し杉谷の一隅に杉谷山淨誓寺とて破壊無人の寺あるを見是れわが住むべき所なりとて遂に居住す後輝元の使來て歸國を勧めしかども聽かず出家して眞宗に歸依し名を宗賢と改むと云ふ。

藩翰譜によれば毛利輝元初め男子なかりしかば叔父元清の子秀元を子として後男子二人を擧げたり兄は秀就にして寛永八年十月秀元の讓を受けて家を嗣ぎぬ弟は就隆にして周防の徳山五万石を分封せられぬとありて宗賢の名見え宗賢は或は庶子にもやあらむ。

寛文二年三世正清の時火を失す正清火勢の熾んなるを見ながら佛具法物一切顧みず災若し城山に及ば、直に屠腹して過を謝せむと劍を按して坐す人來て本尊及び祖師の畫像と寺號の幅

蓮福寺

ごを出し他皆焼失したれども幸に火は城に及ばずして止みたり是によりて山下の居住を憚り今の地を乞ひて寺を再建すと云ふ。

**眞宗蓮福寺**

松山市豊阪町に在り寺傳によれば當寺の開基は唯宗上人と云ひ俗名を加藤惣助尉信宗と稱す加藤主計頭清正の従弟なり信宗初め松平定吉に仕ふ定吉卒去の後剃髮して僧となり慶長八年一寺を勢州桑名に創建したりしが久松氏移封に及んで従うて松山に移りしなりと云ふ。

興聖寺

**臨濟宗興聖寺**

松山市末廣町に在り寛永五年蒲生忠知の開基にして天英禪師を其開山とす寺中に蒲生忠知の墓碑あり興聖院殿前拾遺補關華岳宗英大居士と云ふ近時荒廢に傾き典碑空しく残れるを見る或は云ふ此寺は元今の大林寺の所にありしが蒲生氏滅び久松氏就封すると共に今の地に移れるなりと。

雲祥寺

**曹洞宗雲祥寺**

松山市萱町にあり天文五年廓空和尚の開山なり古蹟志に云ふ昔は勝山の小谷にありて小谷寺と云へり慶長中松山城を築くに當り龜屋町(今の紙屋町)に移し改めて雲祥寺と云ひ寛永十一年蒲生忠知之を今の地に移したりと云ふ。

専念寺

**眞宗専念寺**

松山市御寶町にあり傳ふる所によりば豊臣秀頼の臣安西市之進其子慶宗大阪落城の後俱に當地に來りて僧となり寛永三年此寺を創建すと云ふ。

明樂寺

**眞宗明樂寺**

松山市御寶町にあり元和八年僧了裕の開基なりと云ふ傳ふる所によれば了裕は柴田勝家の男にして深く蒲生氏郷の歸依を受け奥州若松に一寺を創建せしが蒲生氏松山に移るに及んで寺も亦今の地に移れりと云ふ。

淨蓮寺

**眞宗淨蓮寺**

松山市魚町に在り傳ふる所によれば元享祿四年河野通直の創建にして初め道後村にあり後松前に轉じ又今の地に移れるなりと云ふ。

妙圓寺

**日蓮宗妙圓寺**

松山市萱町あり傳ふる所によれば天正七年三月の創建にして開山は行學院日湖なりと云ふ又口碑に本尊大黒尊天は最澄入唐し靈材を得て歸朝し自作せるものなりと傳ふ。

萬藏院

**眞言宗萬藏院**

松山市萱町にあり由來詳ならず本尊毘沙門天は行基の作なりと傳ふ。

寶林寺

曹洞宗寶林寺

松山市木屋町にあり久松定直の創建にして法龍寺二世月舟賢順和尚を其開山とす。

圓藏寺

眞言宗圓藏寺

松山市玉川町にあり由來詳かならず。

長久寺

日蓮宗長久寺

松山市木屋町にあり天正三年の創建にして日歡上人開山なりと傳ふ始め眞淨寺と號せしが寛文五年今の名に改めしなり。

法泉寺

眞宗法泉寺

松山市松前町にあり傳ふる所によれば始めは温泉郡持田村にありて河野氏の菩提寺の一なりしが後松前濱村に轉じ慶長八年加藤氏之を今の地に移したりと云ふ。

善勝寺

淨土宗善勝寺

松山市辨天町にあり由緒詳ならず日切地藏菩薩を祀る靈驗著しく遠近より賽する者四時絶えずと云ふ。

正安寺

淨土宗正安寺

松山市湊町にあり寛永十四年九月大林寺二世三恕和尚の開基にして初め歡樹院と號せしが享

大林寺

淨土宗大林寺

保元年に至て樂邦山正安寺と改稱せり本堂は火災にかゝりて烏有となりしは惜むべし。

松山市宮古町に在り初め見樹院と稱し蒲生忠知の創建にして其香火院とせし所なり當時は禪宗なりしが寛文十一年久松定行改めて崇源院と稱し三甫和尚を其開山とせり是より淨土宗となり後改めて月照山大林寺と稱し領寺二百石を給せられ累代の香火院と定められぬことを以て院中に全家歴代の靈廟靈牌堂あり

法龍寺

曹洞宗法龍寺

松山市末廣町にあり元和四年松平定行其亡室長壽院の爲に勢州桑名に創建し寛永十二年松平氏移封によつて今の地に移轉す寺内に毘沙門堂あり。

### 第十一章 風 俗

藩政時代の初期に於ける一般の士風

寛永前後の武士が剛毅清廉にして士道の典型とも仰ぐべき行爲のありしことは全國を通じて皆然りしことなり固より松山藩のみにはあらずと雖も歴代の藩主がよく此氣風の養成につとめしことは美風として稱賛すべきことなり藩主久松定直が其嫡子へ教訓せし言を見るに

一 忠孝の志友弟の行ひ是人倫の大本なり朝暮學習可被申候事

寛永前後の士風  
久松定直の教訓

一賓主の會席にて言語進退つね／＼心を付けて程能様に可被仕候事(中略)

一學問の道は博覽を求むるにあらず小學四書の講義幾遍も委細被相極凡そ無用の雜書一切に見物致され間敷候手跡習練尤精出さるべし筆翰達者に當用を辨するを以て要とす必しも能書を好むにあらず候事(下略)

某士の教訓

以て當時の武士の風尚を窺ふべし又同時の一士人が其子に與へたる教訓の中に

學問手習出精の事を示し火の用心より子供遊びの友達撰らみたれ／＼と名前有之(中略)

水遊び釣り無用シナイ打角力無用將基なごさし遊び可申

むさと菓子食ふべからず生梅枇杷李山も、無用其外毒物吟味して不食事よき也云々

殉死及び決闘

ごありこゝを以て藩士一般に忠實嚴毅なりきされば殉死と決闘とは跡を絶たざる有様なり藩

殉死の禁

主の死に殉する者を出し、は大林寺なる藩主の碑畔の小碑に徴して明らかなる事なりされど

こは寛文年間幕府より嚴禁の令あり藩も亦令を出して之を制止したり其令即ち左の如し  
主人相果候砌跡を慕ひ致自害候者有之候全く大恩を受けながら生涯寸忠を盡さず殘念に存  
且つ君臣の情に堪へず無念の一心より離別を悲む筋にて不忠不義の輩の爲すべき業には無  
之候得共畢竟佛老の説に落ち自害致し相果候て長く黄泉の供成るべきものとも不被存申さ  
ば迷の甚敷筋にて忠義の道を明に辨へ人間界の存止を能く覺りたる明士の業とも不被申候

果し合ひ

さすれば追腹は無益の者と被存候依て以來御制禁被仰出云々。

よく殉死者の心情を斟酌せるものと云ふべし而して又決闘の行はれしことは松山叢談に

元文元年(久松定喬の治世中)御參勤の節馬廻館野辰右衛門馬廻水谷斧右衛門御供たりしが  
途中にて爭論に及び互に討果すべき仕儀に至りけるところ何れか云へらく斯成上は勝負を  
決すべきなれども御供にて罷出私忿を以て互に相果候ては忽ち御用欠相成候儀恐入候次第  
なり暫時を待御用向相畢候上勝負を決すべしと云ふ至極可然とて夫より詰中無別意相勤同  
三年九月大阪迄罷歸り同所より乗船の際最早御用相濟候に付兼ての遺恨を互に晴すべしと  
て身支度致し同所淀屋橋に至り南北の木戸を、往來を止め橋上にて抜合双方秘術を盡し相  
戦ひ終に辰右衛門儀斧右衛門を切伏せ留をさし死骸に腰打掛け心靜に其身も自殺相果しと  
ぞ。

之によれば徒らに匹夫の争にもあらざりしことを知るに足れり。

剛健なる女風

かゝる剛健なる氣象は獨男子のみにもあらず却睡草に左の美談を載せたり。

寛文の頃山奉行宇佐美十之允廻郷の留守に十五六歳の妻振袖にて其袖を背にくゝり牛馬の  
四下を晩々に整ふ田公(定長)聞召不時に御出被遊御手自から御羽織を下し賜はり其甲斐  
／＼しきを賞し給ひきとぞ。

以上によりて婦女にも亦武士の妻たるに耻ちさりしことを知るに足れり。

藩政時代の初期に於ける下民の氣風

武士の氣風剛健なると共に民間にも亦活潑を尊ぶの風ありき而して鬪争を好み博奕を事とするの弊風は自然の結果として免る能はざる所なり垂憲錄に久松氏入國當時の事件を記して或時博奕流行し段々御制止ありけるも止まざりければ委敷吟味の上古町内の頭取召取りの上札の辻にて手足を竹にしばり付け其後仕置の趣家中町々へ觸れさせ見物群集の中にて罪人を胴中より二つに切り放し首の付きたる方を引廻はし見物の人へ示しければ其嚴なるに恐れて博奕は忽ちに止りたり。

ごあり又享保年中博奕流行の風ありしかば藩は之に對して左の制裁を加へたり即ち却睡草に家中博奕流行に付目付より三十人名前差出追放等の儀奉伺し處御意に此中に劔石軍兵衛儀は地雷火を上手に致し格別の軍用也國中外に承知の者も無之間前体差置可申本郷六郎右衛門儀砲術格別に丹練致し續く者も無之故同斷右三人の者共儀は夫々家業前相心掛出精罷在者の儀故差除き其餘は追放可申付旨被仰渡し由云々。

而して又姦通せし妻を打果したる某士を賞して羽織を與へしが如き或は繼子殺の女を札の辻に曝し衣山にて磔殺したるが如きに徴して當時一般の氣風を推知することを得べし。

博奕の制裁

顛倒せる道徳

質素

上下の氣風かくの如きを以て一般に質素を尊ぶの良風ありき却睡草に藩主久松定行の煙草盆の事を説きて煙草盆は山折敷、火入は鐵、灰吹はくぼみある黒き石一つありて殊の外質素なりごあり又全公の時神事の料理には芋、牛蒡、葱、焼豆腐、竹輪、崩し(蒲鉾の類を云ふ)ご定めしが如き家老間平日の訪問には茶煙草盆を出すのみにして若し馳走振に出す時は米の粉を練り團子にして出したり(垂憲錄)ご傳ふるが如きに徴して明知することを得べし。

又松山叢談に載せたる定行入國當時城下巡見の状況はよく松山市中の状を知るに足ると共に其質素なりしことをも傍證するに足れるを以て煩を厭はず左に之を摘録すべし。

御供馬凡そ十五六騎家老奉行用人を始め側衆の面々なり家中屋敷の趣至て質朴にて本屋など過半杉ぶき藁ぶきにて表の圍は篠を用ひ置掛屏は甚だ稀れなり物見連子の類も篠圍を切抜き又掛屏の下地を塗り残しありたるまでにて格子など付けたるはなし組家町家なども道筋頗る不同にして離れ／＼に建てたるものなり。

御巡見の時は町家残らず己が家の前に出て御目見えをなせり袴を着けたるは少くして一刀を帶せり男女共白木綿の裏を付けたる故御入國の輩ご居付きのものは自然知られたり士官の面々は近頃阿波より流行し來れる納戸茶染ご云ふ色の木綿服なり尤袖口裏共同色にして帶も紺染に限りたるご見えて他の色なし又稀には薄き茶色又は紺淺黃の服あり皆袖口裏

共同色なり町人百姓は皆淺黄紺色に限り他の色を着けたるものなく又士官町人共に縞の着物を着せしものなく只稀に婦人に縞の衣服あり。

男子の分はたとへ重たりとも家の紋を太く付けて縞類は用ひざる風俗なり云々。

藩政時代中世以後の市中上下の世相

奢侈の風生ず

前述の如く節約を旨とせし市民も世の進運と共に復昔日の如くなる事能はず加ふるに參勤交替の扨従を了へて歸りし藩士は江戸の盛況を見幾分か之に倣ふの風なしとせずされば寶曆年間(久松定功治世)には儉約の奨励に關して左の令を發するに至れり。

儉約奨励

金銀鼈甲の櫛笄御制禁に相成候へは其れを相止め候得共水牛の象牙のぞ申品にかへ矢張奢の品を用ひ候様に相成候事是等心得違の儀と存候竹を折てなりとも木を削り指し候ても事足り候譯に候

昔佐野源左衛門と申すは貧窮に至り候ても瘦馬一疋ちぎれ具足一領も所持致たる由申傳へ候(中略)志さへ正しく候はば貧にても潔き心有故に古來之を清貧と申傳へ候事に候へば今時何卒清貧の風俗に移し度事に候云々

又定功は家中の貧困者に金を與へて之を賑はしたる事もありき之を寛永時代に對比せば思半に過ぐるものあらむ。

貞享當時の物價

かくて市民が日常の衣食住の状況も亦昔の如くならず貞享三年(久松定直治世中)酒の直段を記せるものを見るに

一諸白一升代 一匁 一中酒代 八分 一下酒代 六分  
右者寅五月より八月迄の直段丑の霜月より翌四月迄の直段左の通  
一諸白 八分 一中酒 六分 一下酒 五分

又素麵は町人長門屋市左衛門といへる者の製する所なりしが享保中將軍より其精良の故を以て連年献上すべき命を受けて遂に地方の一物産となりたり又縞飛白の類も製出漸く多額となりたり。

松山の風土と氣風

要するに松山の地位は道後平野の中心にあり氣候温和にして激變少く海に近く山に遠からず雨量も亦少なれば自然に平和悠優の氣風となり其長所としては平和淡泊にして執拗ならずと雖も其短所としては奮闘活躍の氣風を減殺せられ日常の言語の如きも發音明瞭にしてやさしけれども語調緩にして語尾を長く引く等の弊を見るに至れり。

松山の現況と民俗

思ふに維新前は親藩十五萬石の城府を設けられ維新後は縣の主腦たる縣廳の設置せられて市勢益發展の運に向ひ殊に明治卅七八年の役捕虜收容地となりて外人の出入頻繁たりしより市中商店の状況一變したり。近頃電車電話等の設日に備はりぬ市民はよく従來の歴史に鑑み其



民俗一般

長を援け其短を補ひ益奮勵して市の發展を劃すべきなり。

因に云ふ市の民情温和優雅なるを以て隣保の交誼を重んじ祖先を敬拜し養老の典を擧げ冠婚葬祭の儀を重んじ着實に之を行ふの良風あり然れども他地方にも通有なる迷信は決して鮮きにあらず松山猫の談昔より世に知られ方位の吉凶犬神狐狸の所行等或部分に今猶云爲せらる。

犯罪

又犯罪は昔より多き方にはあらざれども近來世運の發展生活の困難と共に稍多きに至れるの感あり今其割合を見るに人口一千に對し犯罪者の比十四人強にして犯罪者の七八分は無資産者なり猶犯罪者と教育との關係を示せば左の如し。

中等教育を受けし者 犯罪者十人に對して二歩の歩合

初等教育を受けし者 犯罪者十人に對して五歩強の歩合

無教育者 犯罪者十人に對して三步弱の歩合

第十二章 衛生

市制實施以前に於ける衛生状態は記録の徴すべきものなし。されば明治二十三年以後に於ける市内衛生の一般を略述すべし。

明治二十三年

傳染病

清潔法

八月十九日虎列拉病發生し十月二十五日終熄す。患者總數三十八名にして内二十八名死亡し十名全治す。八月二十五日衛生專務吏員の外村松助役に豫防委員を囑托し上田、伴の二書記及び高野、山本の二屬員に委員を命じ豫防消毒の任に當らしむ。

尙ほ八月二十七日より三日間市内一般に清潔法を施行し河原町地方は患者多きを以て九月二十日より三日間周密なる消毒法を施さしむ。且つ發病者ある毎に病家附近に消毒的清潔法を課し臨時衛生組合を設けて特に其警戒を怠らざらしむ。

消毒室建設

委員以下患者に直接したる者の消毒を行はんとするも屋舎狹隘にして不便なるより市役所東隣の空地に消毒室を建築し九月三日竣工す。

明治二十四年

傳染病

春季より赤痢腸窒扶斯實布の利亞患者の發生せるもの二十五名にして内二十三名は全治し二名は死亡せり。何れも特發にして傳染流行に至らずして止む。然るに九月四日に至り湊町四丁目に虎列拉患者を出し爾來十一月十四日まで十五名の患者を生じ其中の十二名までは死亡せり。

塵芥

塵芥は古町外側の兩區に分ち祭日の外は車輛三臺を以て各町を巡回し之を集め所定の場所に運ばしむ。

明治二十五年

春季以來虎列拉赤痢腸室扶斯實布的利亞痘瘡患者の發生百三十八名に達せり。就中赤痢は七月三十日に起りて十一月まで流行せしが十二月に至りて減退せり。猶ほ麻疹の如きも實際は大いに流行せしも市役所に届け出でたるは僅かに八十五名に過ぎず。今是等傳染病の細別表を左に掲ぐべし。

病名	總數	全治	死亡	亡治	療中
虎列拉	五	二	三		
赤痢	一一一	七二	三七		三
腸室扶斯	一五	一二	三		
實布的利亞	六	二	四		
痘瘡	一	一			
合計	一三八	八八	四七		三

共葬墓地使用者増加したるを以て鶯谷墓地接續地七畝拾九歩を買ひ添へ上中下三等百三十二

坪を増設せり。次に塵芥の掃除に於ても車輛一個を増加し塵芥棄却場も既設十ヶ所の外に立花に一ヶ所を増設したり。

明治二十六年

春季より各種の傳染病發生し其數一千〇七十二人の多きに達せり。殊に赤痢病の發生甚しく七月十六日初發以來八月及び九月に於て猖獗を極め十月下旬に至り漸次減退し其數一千〇二十九人に及べり。

病名	患者數	全治	死亡	歸村療養	現在患者
赤痢	一、〇二九	七四一	二七五	六	七
痘瘡	二	二			
腸室扶斯	一六	一二	三		一
實布的利亞	二五	一二	一三		
合計	一、〇七二	七六七	二九一	六	八

六月十六日市内唐人町に赤痢病發生するや主務吏員をして消毒豫防に従事せしめしが病勢日

に猛烈に趣き八月十五日に至りては患者數百十七名に及びたるを以て更に助役村松賢一を委員長とし上田書記武知田中山本の諸屬員を委員として檢疫所を市役所内に開設し専ら豫防消毒に従事せしむ。されど病勢甚だ猛烈にして容易に減退の見込なきを以て九月七日假病室を開始し山本委員をして全所に於て専ら諸般の事務を監せしむ。斯く猖獗を極めたる疫病も十月下旬に至り病勢次第に減退し漸く鎮靜の運に向ひしかば全月三十一日是等の委員を解き檢疫所を閉鎖するに至れり。而して檢疫所が開設以來取扱ひたる患者總數は八百六十二人なりとす。

避病舎下附申請

本年は斯く赤痢病の流行を見避病舎の狹隘を感せしかば市會の決議により縣有避病院建物及び備品等無代價下渡を申請せしも未だ其許可に接せず。

明治二十七年

傳染病

本年に於ける傳染病は痘瘡赤痢腸窒扶斯發疹室扶斯及び實布利亞等にして患者總數三百十九人あり。腸窒扶斯は四五月の候に於て一時流行の勢を呈せしも氣候の變化と共に漸次減退せり。然るに赤痢は昨年の餘波を受けたるにや春以來各所に發生せしも其數未だ六月三十日迄に十七名に過ぎざりき。されど七月以降は漸く流行の兆を呈し一時は一日に六名の患者を出すに至れり。是に於て七月二十五日書記上田正功を豫防委員長に武智田中山本の各屬員を

豫防委員に任命し市役所内に檢疫所を設けて豫防消毒に従事せしめたり。而して昨年比して更に嚴重なる施設及び方法を執りたるを以て幸に流行劇甚を極むるに至らずして止み十月以降は漸次終熄に向ひたり。されば同月二十日檢疫所を閉鎖し同月三十一日委員を解任せり。今年に於ける各種傳染病の細別を表示すれば左の如し

病名	患者數	全	治	死	亡	現	在
天然痘	二		二				
赤痢	二〇八		一七三		三五		
腸窒扶斯	七八		六四		一二		二
發疹室扶斯	一				一		
實布利亞	三〇		二二		九		
合計	三一九		二六〇		九七		二

尙ほ本年に於て衛生上施設したることは本年八月市會の決議によりて蒸氣消毒器を買ひ入れ之を假病室に据置きて消毒に使用したる及び市内各所の溝渠を浚渫掃除したることなり。其

蒸氣消毒器設置

他客年十月市會の決議によりて其筋へ出願したる縣有避病院拂下の件は本年三月二日其許可を得四月以後市の所有となれり。

明治二十八年

本年は春期以來傳染病の發生劇甚ならず聊か愁眉を開きたるに五月以來虎列拉病俄かに發生し爾後各所に患者を出したるを以て巨額の衛生費を要し止むを得ず豫算の追加をなすこと二回に及べり。最初該病の發生したるは五月十七日にして其發病地は萱町二丁目なりき。尋いで六月三日木屋町三丁目にも一名の患者を出せり。然るに是等二名の患者は何れも廣嶋縣宇品より歸着し翌日發病したるものにして既に該地に於て感染したるものなり。其後六月十八日に至り萱町一丁目外三ヶ所に四名の患者を出し次第に猛烈ならんとするの形勢あり。加ふるに病性猛惡にして發病後一二時間にして斃るゝものあり。是に於て助役村松賢式に豫防委員長を囑托し書記上田正功山本万三郎及び屬員二名に委員を命じ六月二十一日檢疫所を市役所内に設けて防疫事務に従はしめたり。されど漸次事務多端にして場所狹隘なるを以て末廣町一丁目正宗寺を借りて檢疫所とせり。

避病院

避病院は七月二十三日開院し醫師は平泉泰造服部博高橋恒磨の三氏に囑托し事務係二名使丁三名炊夫二名看護婦四名消毒人夫二名を置き檢疫委員山本万三郎之を監督せり。而して開院

塵芥棄場及び公道便所

以來患者の入院したるもの百三十六名にして全治したるもの四十三人死亡したるもの九十三人なり。斯くして防疫に盡力したる結果十月に至り患者の發生終熄するに至りたれば同月九日檢疫所を閉鎖し十月十日避病院を閉ぢたり。

本年中塵芥棄却場十ヶ所の内木小屋口にあるものは地主の都合により之を廢し清水町字袋町野外れに一ヶ所を新設せり。尙ほ舊來存在する公道周圍は所有主との間に賣買協議整ひたれば本年四月を限り市の管理に屬するに至れり。されば在來のもの四十一ヶ所に加ふるに新設せるもの二十五ヶ所を以てし茲に公衆の便を計ると共に衛生上の改善をなせり。

明治二十九年

近來傳染病の流行著しきを以て本年も春來之れが豫防に注意を拂へり。然るに六月初旬に至り再歸熱發生し流行の兆あり。されば助役御手洗忠孝に檢疫委員長を囑托し市書記及び屬員等を委員として檢疫事務に當らしめ避病院を開きて患者を收容し之が撲滅に盡力せり。故に遂に甚だしき流行を見ずして熄滅し次で蔓延せんとしたる赤痢も亦餘りの傳播をなさずして消滅せり。猶ほ其間虎列拉及び天然痘患者各一人を出したるも當時避病院開設の際なれば速に之に移して隔離を全うしたるにより他に病毒を傳播せずして止みたり。然るに其後實布の利亞及び腸窒扶斯患者續發し年末に至るも未だ全滅するに至らず。今年中に發生したる傳

傳染病

染病患者の統計を擧ぐれば左の如し。

病名	患者数	全	治	死	亡	治療中
赤痢	三九	二八	一一			
腸胃扶斯	五六	四一	一四			一
實布的利亞	五三	三六	一五			二
再歸熱	三五	三四	一			
虎列拉	一	一				
痘瘡	一	一				
合計	一八五	一四一	四一			三

清潔法

斯く近年流行病絶えざるを以て市は清潔法及び消毒法に注意を拂ひ本年一月より九月まで持續的清潔法を施し六月中には溝渠の清潔をなし七月中には毎戸に臨時消毒の大清潔法を施せり。而して十二月に至りては本年中傳染病を發したる家百十戸並びに隣家二十五戸に清潔法を施行せしめ病毒の滅絶を圖れり。

種痘

尙ほ種痘に關しては近來市民の衛生思想發達したる爲め行政權の強制を俟たずして普及するに至れり。されど本年は他府縣に天然痘流行せしを以て本市に於ては種痘勸誘書を發し接種を促したり。

明治三十年

天然痘發生

本年一月下旬以來天然痘流行の兆あり。よりて二月一日檢疫所及び避病院を開設し助役御手洗忠孝に檢疫委員長を囑托し書記伴盛固全内藤丈太郎屬員杉山安隆雇寒川方正に委員を命じ檢疫事務に當らしめ避病院は佐伯義人を院醫に柴田正義を調劑師に囑托し檢疫委員伴盛固に同院詰を命じて院務を管理せしめたり。斯くして諸般の用意怠らざりしを以て一時猖獗を極めたる病勢も漸く衰微し四月三十日に至りて檢疫所病院何れも之を閉鎖するに至れり。而して開院より閉院に至るまでに入院したる患者總數百名に達し内七十五名は全治し二十五名は死亡せり。

其他の傳染病

尙ほ本年中には其他に赤痢腸胃扶斯實布的利亞等の患者發生し多少の流行を見たり。今左に是等傳染病の統計を擧ぐべし。

病名	患者数	全	治	死	亡
----	-----	---	---	---	---

臨時種痘

清潔法

傳染病

天然痘	一〇四	七五	二九
赤痢	二〇	一四	六
腸窒扶斯	一〇一	七五	二六
實布的利亞	五〇	三七	一三
合計	二七五	二〇一	七四

前記の如く天然痘の流行甚だしかりしを以て二月十日より四月十日まで長時日間臨時種痘を強制施行せり。此接種人員二万三千四百六十人にして其費用四百拾八圓壹錢貳厘なりき。清潔法に關しては三月初旬河川の掃除をなし之に次ぎて三月十八日より二十四日に至る七日間に市内全部の清潔法を行ひ更に五月下旬より六月初旬に涉り再度市内河溝の清潔を行ひたること之なり。

明治三十一年

本年は幸にして傳染病の流行少く僅かに左表の如き患者を出したるに過ぎず。

病名	患者数	全治	死亡	未治
----	-----	----	----	----

清潔法  
種痘

天然痘	一	一	一	一
實布的利亞	一七	一六	一	一
猩紅熱	一	一	一	一
腸窒扶斯	五七	四六	一〇	一
赤痢	六	五	一	一
合計	八二	六九	二二	一

前記の如く傳染病の發生少かりしを以て本年は檢疫所及び避病舎を開設せず唯だ十一月に至り赤痢病發生したるを以て避病舎を一時隔離舎として使用したるも間もなく之を閉鎖せり。されど清潔法は二月十九日より二十五日まで市内全般に之を施行し三月七日より九日まで溝渠の掃除を施行せり。種痘は春秋二回之を行ひ春季は三月三十日より四月三十日まで之を行ひ秋季は十一月二十三日より之を行へり。

明治三十二年

本年も傳染病の流行少く左表の患者を出したるに止る。

病名	患者數	全	治	死	亡	未	治
實布的利亞	三七		二七		九		一
腸望扶斯	二八		二一		七		
赤痢	一八		一七		一		
合計	八三		六五		一七		一

患者少きを以て本年も檢疫所及び傳染病院を開始するに至らず唯だ二回隔離室として患者を收容したることあるのみ其他の患者は何れも松山病院に入りて加療せり。

清潔法は二月二十七日より三月六日迄市内各戸に就きて之を行はしめ三月十四日より四月七日まで溝渠の掃除を行ひたり。

明治三十三年

本年七月に至り赤痢病發生し追々續發するの兆あり。されば縣訓令に基き豫防委員を設置し豫防消毒に怠らざりしも尙患者續發するの憂あり。是に於て八月三十日檢疫所並びに傳染病院の開始を行ひ豫防の衝に當らしめたり。されど幸にも十月中旬に至り格別の流行を見ずし

て熄滅するに至りしかば全月二十日檢疫所及び傳染病院を閉鎖し檢疫委員を解き續いて傳染病豫防委員を解任せり。其間收容せし赤痢患者二十三名にして其他の赤痢患者は松山病院に入り加療せり。今年に發生したる傳染病患者を細別すれば左の如し。

病名	患者數	全	治	死	亡	未	治
實布的利亞	二三		一九		四		
腸望扶斯	一二		七		五		
赤痢	三〇		二三		七		
類似コレラ	一				一		
猩紅熱	二		二				
類似赤痢	七		七				
合計	七五		五八		一七		

本年一月十五日より二月五日までの間に於て全市の清潔法を施行し五月十七日より全二十三日までに溝渠の掃除を施了せり。尙ほ本年は八坂神社附近に於てペスト發生したるを以て之

が豫防のため七月十三日より二十九日までの間に於て市内貧民部落並びに木賃宿飲食店營業者の家宅等九百五十八戸につき清潔法を施行せしめたり。

明治三十四年

本年は春季以來市内各所に赤痢病患者八名散發したるを以て本縣にありては該病流行の兆ありとし七月中知事の命により傳染病豫防委員を設けたり。されど幸に其流行を見ず隨ひて檢疫所及傳染病院を開設するに至らず傳染病豫防委員も十二月に至り本縣知事の命に依りて之を解除するに至れり。

病名	患者數	全	治	死	亡	未	治
實布的利亞	二六		一五		一一		
腸壁扶斯	二四		一五		九		
赤痢	八		六		二		
疑似赤痢	一〇		一〇				
合計	六八		四六		二二		

清潔法  
種痘

本年は二月二日より全月十五日迄の間に於て全市に定期清潔法を施行し尙霖雨の爲め浸水せし家屋三百四十六戸に對し八月三日より六日まで臨時清潔法を施行せしめたり。種痘に關しては四月十六日より十九日迄日間醫師を雇ひ市内立花町井手神社社務所、木屋町三丁目淨念寺、北京町正法寺、萱町二丁目公會堂の四ヶ所に於て最寄各町初種再三種の義務ある向に春季種痘を施行し十一月五日より八日まで日數四日間秋季種痘を施行せり。

明治三十五年

本年は春來傳染病頻々發生し殊に八月五日に虎列拉病の發生ありたるを以て直に傳染病院を開き豫防救治に従事せしめたり。されば同月二十五日に同患者一名發生し暫時中絶して九月四日に再發したるも流行に至らずして止みたり。此期間市には吏員中より豫防事務委員を設け別に事務所を開きて各自に攝生を注意せしむること共に衛生講話等を開き又豫防注射を行ひて極力豫防救治に盡せり。されば猖獗を極めんとせし虎列拉もさしたる大事に至らずして消盡するに至れり。今左に本年に於ける傳染病患者の統計表を掲ぐべし。

病名	患者數	全	治	死	亡	未	治
實布的利亞	二三		一八		五		

虎列拉病發生



清潔法

種痘  
汚物掃除

本年度定期清潔法は一月二十二日より七日間之を市内一般に施行し尙ほ翌年一月より三月迄に施行すべき定期清潔法は年末煤拂を利用して之を行ふに決し本年十二月末より各戸に於て着手せしめたり。種痘は四月十四日より六日間市内便宜の個所六ヶ所に於て之を行へり。而して接種せしもの初種再三種合して三百八十三名なりき。尙ほ汚物掃除法に基きて設置せる本市塵芥蒐集人夫は本年度より八名に増加したるを以て市内全部を隔日巡回せしむることを得るに至り溝渠浚渫人夫は本年度より四名に増加したるを以て溝渠の浚渫清潔を周到ならしむるを得るに至れり。

明治三十六年

腸窒扶斯	一〇九	八三	二二	五
赤痢	一六	一五	一	
疑似赤痢	二三	二二	一	
虎列拉	三一	二三	八	
計	二〇二	一四六	五一	五

傳染病

本年は傳染病の發生僅少なり。腸窒扶斯は二三月の頃多少の發生ありたるも何れも原因不明の特發性にして處々に散發し五月に至りて殆んど終熄せり。されど本年秋季に至り縣下各地に於て赤痢病蔓延の兆ありたるを以て縣訓令により本市も亦傳染病豫防委員を設置したり。然るに本市に於ては其發生僅少にして近來稀なる平穩なる年なりき。是れ全く前年に於て虎列拉病流行し消毒清潔法の周到なりしに由來するものならんか。今左に本年に於ける傳染病細別表を擧げん。

病名	患者數	全	治	死	亡	未	治
實布的利亞	二六		一五		一一		
腸窒扶斯	二四		一五		九		
赤痢	八		六		二		
疑似赤痢	一〇						
合計	六八		四六		二二		

本市三年計畫の事業たる傳染病院建築は本年四月より敷地買収に着手し全年八月に於て大部

分の買収を終り十一月中に全部買収となりたるを以て土工及び建築の工事を受負に附し年内に落成済のもの一其他は工事中なるに至れり。

種痘  
種痘は春季は四月十四日より六日間市内便宜の箇所にて之を施行し其接種せしもの合して六百五十六名あり。秋季は十月二十六日より六日間春季と同様に六ヶ所に於て之を行ひ其接種人員合して四百八十二名なり。

市醫  
尙ほ本年中市醫關忠雄辭任に付休職軍醫近藤重義に之を囑托せり。

明治三十七年

傳染病  
本年中發生したる傳染病は腸窒扶斯、實布利亞及び赤痢にして其患者百七名に達し内死亡二十二名を出せり。斯の如くなれば格別傳染病の流行を見たるにあらざるも秋季の頃縣下各地に赤痢病蔓延の形跡ありたるを以て本市も亦傳染病豫防委員を縣より訓令せられ九月中之を設置せり。

傳染病院一部竣工

本年は前年來起工中の傳染病院の建築三月三十一日を以て第一期の工事を竣成するに至れり。其敷地二千七百九十三坪にして建物坪數四百二十四坪五合五勺なり。されば一朝傳染病發生に際して便宜を得ることは多大なるべし。未だ完成に達せざるも九月四日市民一般の縦覽に供したるに來觀者三百名に及べり。

清潔法

種痘

本年中定期清潔法は二月四日より全月十四日に至るまで全市に之を施行せしめたり。次で四月中市中の過半は軍隊の宿舎に充用せられたるを以て特に其宿舎及其の附近の清潔法を行ひ前年傳染病を出したる家には各戸消毒的清潔法をなさしめたり。猶ほ種痘に關しては春季は三月六日より七日間市内便宜の場所に於て之を行ひ更に同月十五日より十六日間學校、幼稚園等に於ても之を行ひ其接種人員四千九十三人に及べり。然るに本年五月廣嶋地方に痘瘡流行の兆あり。されば年齢四十歳以下にして前年接種を受けざりしもの接種の感せざりしもの等に對し臨時種痘施行をなすべき旨本縣より訓令ありたるにより六月二十日より七月十三日に至る期間に於て之を行ひ其接種人員一万七千五百二十人を算せり而して其内善感者は四千五百七十五人なり。

衛生談話會

其他八月中市内二個所に於て衛生談話會を開き市民の衛生思想を發達せしめんごせり。毎回千人以上の聽衆を得大いに裨益を與へたり。此年市醫近藤重義召集出征せしにより其囑托を解き更に清水政則に市醫を囑托せり。

明治三十八年

傳染病  
本年中發生したる傳染病は腸窒扶斯實布利亞赤痢赤痢疑似及び虎列拉の五種にして其患者數百四十六名なり。之を前年に比すれば患者三十九名死亡者二十四名を増加せり。

病名	患者數	全	治	死	亡	治療中
腸窒扶斯	八五		五七		二六	二
實布的利亞	四八		三三		一五	
赤痢	一				一	
赤痢疑似	一一		八		三	
虎列拉	一				一	
合計	一四六	九八			四六	二

避病院は赤痢及び虎列拉各一名發生したる際之を開院したるも唯だ第二病院のみにして第一病院は俘虜收容所として貸與し未だ返却を受けず。傳染病豫防委員は設置の要なくして終れり。されど本年は香川縣綾歌郡越村に於てペスト流行せしため鼠族買収法を設け七月より之を實行せり。而して年末までに買収したる鼠數二万四千二十二頭に及べり。種痘は本年二月越智郡西宇和郡に痘瘡流行の兆ありたるを以て本縣より訓令あり本市に於ては二月十三日より同月二十三日まで之を行へり。其種痘人員一万六百四十八人なり。秋季は

避病院

鼠族買上

種痘

十月二十五日より六日間市内便宜の所に接種所を設け之を行ひ其接種人員二百五十八人を算す。

飲料水試験  
 本年は市内飲料水の試験を企て十月二十三日より十一月一日まで本縣衛生試験所へ託し市内四百三十種の飲料水につき飲用適否の試験をなさしめたり。其結果によれば飲料に適するもの二百五十九種濾過して飲用すべきもの三十二種飲用に適せざるもの百三十九種なりとす。而して其飲料に適せざるものは概ね井戸の構造不完全なるより來るもの、如し。故に各個につきて構造の改良上適當なる注意を與へたり。尙ほ清潔法に關しては定期清潔は一月十六日より全三十一日まで市内全部に之を勵行せり。又十一月以後は凱旋軍隊歸還につき臨時清潔法の必要を認め十一月一日より十七日まで市内一般に清潔法を行はしめたり。終りに市内公共便所の現在數は六十一ヶ所にして毎日之を掃除せしむることとせり。而して右便所中今日改造したるものは四ヶ所にして修繕したるものは五十五ヶ所なりとす。

明治三十九年

本年の死亡數  
 本年中の死亡總數は七百二十六人(内傳染病六十五名)にして人口一千人に對し死亡十九人餘の割合なり。而して死亡者病類中最も多きは呼吸器病にして消化器病神經系及び五官病なりとす。

清潔法

公共便所

本年の死亡數

本市に於て取扱へる傳染病は前年と同じく腸窒扶斯實布的利亞赤痢疑似赤痢及び虎列拉にして其患者總數九十名死亡十九名なりとす。

病名	患者數	全	治	死	亡	治	療	中
腸窒扶斯	五二		三五		一一			六
實布的里亞	二三		一八		四			一
赤痢	一五		一〇		四			一
虎列拉	一		一					
合計	九一		六四		一九			八

本年は和歌山縣にベスト發生し縣下川ノ石村にも其發生を見たりしかば其都度豫防に關する注意書を市内各戸に配付し前年行ひたる鼠族買收の事業を再興し年末までに買收したる鼠族頭數五万一千四百八十一頭に及べり。

清潔法は昨年十一月凱旋軍隊歸還に際し之を施行したるを以て例年一月に施行せる定期清潔法は之を廢したるも梅雨を過ぎて赤痢病の發生兆候ありしより七月五日より二十一日に亘り

市内一般に之を施行せしめたり。之と共に五月一日より七月二十五日に至る間本縣衛生試験所に託し市内飲料水四千九百六十九種の水質検査を行ひたるに飲料に適するもの三千六百二十九種濾過後飲料に適するもの七十二種飲料不適當のもの一千二百六十六種を算せり。種痘は四月十二日より全十八日まで行ひ接種人員二百三十二人なり。其他汚物掃除汚物蒐集搬出等に關して衛生上の注意を施したること少からず溝渠の浚渫にも充分の意を拂ひたり。本年市醫清水政則の囑託を解き四月一日より近藤重義に之を囑託せり。尙ほ看護婦は明治三十四年以來養成したるもの總員十二名にして内本年迄に契約期間満了したるもの及び死亡したるもの五名あれば現在は人員七名にして目下養成中のもの二名を合して九名なりとす。

明治四十年

本年内の死亡者總數は七百六十人にして之を前年に比すれば三十四人増加せり。而して此死亡者總數を年末現在人口に比すれば人口一千に付き二十人弱の割合なり。今死亡者を病類に區別して示せば左の如し。

第一類	傳染病	男	女
第二類	發育及營養的病	二十九人	二十八人
第三類	皮膚病及筋肉病	二人	一人

第四類	骨及關節病	女	二	男	三	人
第五類	血行器病	女	三	男	二	人
第六類	神經系及五官病	女	八	男	五	人
第七類	呼吸器病	女	五	男	八	人
第八類	消化器病	女	十	男	六	人
第九類	泌尿生殖器病	女	七	男	一	人
第十類	外襲性變死	女	一	男	八	人
第十一類	中毒病	女	五	男	二	人
合計		女	三	男	九	人

本年中の傳染病患者は其數七十七名にして死亡者二十名あり。之を前年に比すれば患者十四名を減じ死亡者一名を増せり。今本市に於ける傳染病の細別表を擧ぐべし。

病名	患者數	全	治	死	亡	治	療	中
腸胃扶斯	四七		三五		一二			

傳染病

實布の利亞	二四	一七	七
赤痢	五	四	一
猩紅熱	一	一	
合計	七七	五七	二〇

尙ほ以上の患者は自宅療養或は松山病院にて療養したるため市立傳染病院を開始するに至らずして止む。

第一病院構内へ設置の消毒所建築は本年一月六日工事に着手し三月末日蒸氣機關並びに消毒器の据付けを終へたるを以て四月二十三日本縣技師矢野靜雄殺菌試験を行ひ越えて十月七日附を以て本縣より汽鐘汽機検査証書を下附し來れり。

本年の定期清潔法は一月十九日より二月七日迄の間市内一般に之を施行せり。然るに本年は開市三百年祭及び物産共進會等あり外來人の往復頻繁なりしを以て更に七月十日より二十五日までの間に於て再度の清潔法を行ひ万一の警戒に供へたり。之と共に八月五日より六日間市内六ヶ所に於て赤痢其他傳染病豫防のため通俗衛生談話會を開き市民の衛生思想を啓發せ

消毒所設置

清潔法

通俗衛生講話

汚物掃除

り。尙ほ汚物の蒐集及び搬出に關しては其方法上に於て變化なきも搬出汚物量無慮百六十八万餘貫に及び人夫の延長人員二千九百人なり。而して溝渠の掃除も其溝渠延長間數四十六万七千二百餘間に於て之より深出したる汚泥の數量約十四万貫に及び使用人夫延長人員千七十八人なり。

種痘

種痘は春秋二季に之を行ひ春季は四月十一日より十七日迄にして接種人員五百六十一人秋季は十月十四日より十九日迄にして其接種人員五百三十七人なり。尙ほ本年には豫て設置の衛生委員半數改選ありたり。

明治四十一年

死亡者

本市に於ける今年の死亡數は九百三十人にして之を前年に比すれば百七十人を増加せり。今此死亡數を年末現在人口に比較すれば人口千人に對し十九人三分五厘の割合なり。左に死亡者の病類を擧げん。

- 第一類 傳染病 男 三十九人 女 四十九人
- 第二類 發育及營養的病 男 四十七人 女 四十七人
- 第三類 皮膚及筋肉病 男 七人 女 十二人
- 第四類 骨及關節病 男 九人 女 八人

傳染病

- 第五類 血行器病 男 四十五人 女 五十一人
- 第六類 神經系統及五官病 男 六十七人 女 五十四人
- 第七類 呼吸器病 男 百三十三人 女 百四十八人
- 第八類 消化器病 男 七十六人 女 九十三人
- 第九類 泌尿生殖器病 男 五十七人 女 七十八人
- 第十類 外襲性變死 男 十四人 女 十六人
- 第十一類 中毒症 男 二人 女 一人
- 第十二類 原因不詳 男 一人 女 一人
- 合計 男 四百四十三人 女 四百八十七人

本年中取扱ひたる市内傳染病患者の總數は九十八名にして死亡者三十三名なり。然るに本年は年初より痘瘡の發生ありたるを以て二月十六日傳染病院を開始し更に七月二十六日虎列拉疑似患者發生したるため再度之を開始せり。而して其他の患者は自宅或は松山病院に於て療養したるを以て之を病院に收容するを要せざりしなり。

病名	患者數	全	治	死	亡	治	療	中
傳染病	443	487						

腸 望 扶 斯	四九	二三	二二	四
實 布 的 利 亞	三六	二六	一〇	
赤 痢	五	五		
痘 瘡	五	五		
虎 列 拉 疑 似	三	二	一	
合 計	九八	六一	三三	四

第二病院の撤  
廢 消毒所

市立第二病院は第一病院の完成したる爲め不用に歸したれば本年十一月十二日を以て之を撤廢せり。尙ほ昨年設置したる市立第一病院中の消毒所は六月以來之を開始し個人の請求に應じて熱氣消毒を施行せり。然るに該消毒所汽鐘汽機の使用期限は本年十月三十日を以て満了したるを以て同月十五日更に其筋の検査を受け明治四十二年十月三十日迄使用の許可を得たり。

清潔法

清潔法は二月八日より二十八日迄市内一般に之を行ひ病氣及び事故のため結了せざるものは其翌月之を行はしめたり。

種 痘

本年は春季種痘を二月五日より十三日迄施行し此接種人員千四百九十五人なり。然るに更に天然痘流行の兆あるを以て豫防のため二月十七日より三月十一日まで年齢四十歳以下の者に對し臨時種痘を施し其人員一万二千七百九十六人なり。秋季種痘は十月九日より十六日迄之を施行し此接種人員三百五十五人なり。

捕鼠買收

尙ほ本年はベスト豫防の爲め捕鼠買收を續行し其買收頭數無慮六万二千餘に達せると共に八月十三日より八日間市内各所に於て通俗衛生講話會を開催する等種々の施設をなせり。而して市立火葬場及び市立屠場等の經營も其緒に就き衛生上聊か發展の機運に向ひたる年なり。

衛生委員

終りに述ぶべきは本年衛生委員設置規定の改正せられたること之なり。隨ひて從來の衛生委員を廢止して新に衛生委員を選任し市參事會より三神仲太市會議員より岩田正雄津守善五郎公民より小倉益太郎米田常五郎醫師より清水政則菅井昇平を選び之に任命せり。是に於て市の衛生事項は此委員會を俟ちて協定することゝなれり。

明治四十二年

本年に於ける松山市死亡總數八百五十五人にして之を年末現在人口に比すれば人口一千人に對し十九人七分の割合なり。今死亡數を病類によりて區別すれば左の如し。

死亡數

死亡表

人文諸 衛生	
第一類 傳染病	男 二十五人 女 二十人
第二類 發育及び營養的病	男 三十六人 女 三十六人
第三類 皮膚及び筋肉病	男 九人 女 九人
第四類 骨及び關節病	男 六人 女 六人
第五類 血行器病	男 六十四人 女 五十七人
第六類 神經系統及び五官器病	男 六十七人 女 六十二人
第七類 呼吸器病	男 九十八人 女 九十六人
第八類 消化器病	男 〇〇五人 女 〇〇五人
第九類 泌尿生殖器病	男 十七人 女 十七人
第十類 外襲性變死	男 十五人 女 三人
第十一類 中毒症	男 一人 女 一人
第十二類 原因不詳	男 一人 女 一人
合計	男 四百四十四人 女 四百一十人

傳染病

本年中市に於て扱ひたる傳染病は總數三十六名にして内死亡者十四名なり。之を例年に比すれば患者著しく減少せり。是れ近來一般に市民の衛生思想發達して豫防注意の周到なると消

病院の開閉

毒法施行の宜しきを得たるに外ならざるべし。斯く傳染病患者の少かりしを以て市立傳染病院は虎列拉及び赤痢の爲め九月二十七日開院したるも十月二十五日之を閉鎖し其間雄群村長の要求により僅かに其一部を貸與したることあるのみ。今年に於ける傳染病の表を左に掲げん。

病 名	患 者 數	全 治	死 亡	治 療 中
腸 空 扶 斯	八	六	二	
赤 痢	九	六	三	
實 布 的 利 亞	一四	九	五	
虎 列 拉	五	一	四	
合 計	三六	二二	一四	

消毒所

病院内備付の消毒所は今年も亦個人の請求に應じて熱氣消毒を施し其件數三十九に及びたり又該消毒所汽鐘汽機は其使用期限本年十月三十日を以て満了したるに付其筋の検査を受けて更に明治四十三年十月三十日迄使用の許可を得たり。



清潔法

衛生講話會

本年定期清潔法は一月七日より三十一日までに市内一般に之を施行し其期間に故障ありて果さざるものは翌月之を施行せり。之と共に一月十七日より二十八日まで毎日日没後市内十ヶ所に於て通俗衛生講話會を行ひ更に七月十九日より二十四日迄も同様講話會を催せり。斯くして相俟ちて豫防衛生上の注意を促すことを得たり。

捕鼠買收

加之近年各所に警戒を怠らざるベストに對する豫防は隣縣の香川及び縣下川之石に流行したるため一層の警戒を要することゝなれり。されば既に兩三年前より鼠族の捕獲及び買收を續行せり。然るに本年は温泉郡新濱村字高濱にベスト有菌鼠発見せられたるを以て殊に之が警戒を要するものあり。懸賞法及び買上法によりて收得したる鼠族は本年中に於て四万九千三百五頭の多きに達せり。

種痘

種痘は春季は四月二十三日より三十日まで施行し此接種人員六百二十三人なり。秋季は十一月十六日より二十二日まで施行し此接種人員千二百三十八人なりとす。

汚物掃除

次に當市の本年中に於て行ひたる汚物掃除の概況を説明すれば塵芥蒐集は本年四月より之を一私人の受負事業に移し同人に於て焼却場一ヶ所を設置し此所に搬出して焼却せしむることゝせり。而して本年一月より十二月に至る間に蒐集搬出したる汚物の數量は約百十七万二千六百四十貫なり。溝渠の浚渫は是亦前年來の方針に依り大街道川外七十九ヶ所に對し毎月四

公共便所

回乃至七回之を行へり。而して本年間搬出したる汚泥の數量は約十一万九千八百四十貫にして其使役人夫の延人員千三百九十三人なり。公共便所は其現在數五十六ヶ所にして毎日一回之を掃除せしむ。而して本年中改造したる便所は六ヶ所にして撤去したるもの三ヶ所新設したるもの一ヶ所なり。尙ほ點燈必要のもの六ヶ所に其設備をなしたり。

火葬場落成

昨年より雄群村彌八馬場石井村和泉の接續地に官有地特賣の許可を得て造營中なりし市立火葬場は本年三月に於て工事落成したるを以て四月一日より之を開始せり。而して本年十二月末日迄に取扱ひたる火葬數は四百二十二にして之を等級及び種別等に區分すれば左の如し。

等級	種別	大	小	人
一 等			八	
二 等		三一		四
三 等	座 棺	一九八		九二
三 等	庭 棺	九〇		九六
計		三二七		九六

屠場經營

人文誌 衛生

三〇八

本市大字持田にある屠場は從來道後村に屬せしが昨年十月之を市に買收し爾來其經營に任せり。然るに該屠場は明治三十九年法律第三十二號屠場法に依り本年六月限り免許の効力を失ひたるを以て更に同法律の規定により其構造及び設備を完成し七月一日より許可を得て開場せり。而して本年中使用者に於て屠殺したる獸類の總數千七十四頭に及べり。

區分	牛		馬		豚		計
	健獸	病獸	健獸	病獸	健獸	病獸	
合計	九九八	一五	二七	〇	三四	〇	一〇五九
合計	一〇一三	二七	三四	一〇七四			

行旅病人收容所  
精神病者監置場

前年來行旅病人收容所の設備なきため時に小屋掛をなし又一私人に托して救護する等不便少からざるにより本年三月素鷺村大字立花市有不用屠場の構造を變更し其用材を用ひて本市檢疫所の一部に收容所を建築することに決し尙ほ其室内の一部に精神病者の監置場を設けたり。而して本年中救護したる行旅病人は十四名にして精神病者監置は二名なり。

市民出產及び死亡表

出產 調

年次	男		女		計
	男	女	男	女	
明治三十九年	四三四	四七八	六二二	一、二二二	九一二
全 四十年	五六二	五六〇	六〇二	一、二〇二	一、二二二
全 四十一年	六九二	六〇二	五四〇	一、一四〇	一、二九四
全 四十二年	五八九	五四〇	六二二	一、一六二	一、二二九
全 四十三年	六二〇	六二二			一、二四二

死亡 調

年別	男		女		計
	男	女	男	女	
明治三十九年	三四六	三七五	三四六	三七五	七二一
全 四十年	三七三	三八九	四四三	四八六	七六二
全 四十一年	四四三	四八六	四四三	四八六	九二九
全 四十二年	四四三	四八六	四四三	四八六	八五五

人文誌 衛生

三〇九

全 四十三 年	女 男	四九二 四五七	九四九
---------------	--------	------------	-----

自明治三十九年  
至全四十四年  
各種傳染病患者及死亡者調

年 別	病 名		明治三十九年	全四十年	全四十一年	全四十二年	全四十三 年
	者患	亡死					
猩紅熱病	者患	亡死					一
	者患	亡死					〇
虎列拉病	者患	亡死					七
	者患	亡死					〇
疑似虎列拉病	者患	亡死					七
	者患	亡死					〇
スバラチア病	者患	亡死					二元
	者患	亡死					八
腸胃扶斯病	者患	亡死					八
	者患	亡死					一三四
實布利病	者患	亡死					三
	者患	亡死					二
赤痢病	者患	亡死					三
	者患	亡死					一四
疑似赤痢病	者患	亡死					三
	者患	亡死					一〇
合計	者患	亡死					一〇

自明治三十九年  
至全四十三  
年死亡者ノ病名及員數並ニ年齡調

明治三十九年

年 齡	病 名	第一類至第十二類												合計	第七類 病ノ内肺	
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	第八類	第九類	第十類	第十一類	第十二類			
性傳染病	第一類															
	第二類															
營養及發育的	第三類															
	第四類															
皮膚及筋肉病	第五類															
	第六類															
骨及關節病	第七類															
	第八類															
血液及血管病	第九類															
	第十類															
神經系病	第十一類															
	第十二類															
呼吸器病	第十三類															
	第十四類															
消化器病	第十五類															
	第十六類															
泌尿器及生殖器病	第十七類															
	第十八類															
變死性	第十九類															
	第二十類															
中毒症	第二十一類															
	第二十二類															
原因不詳	第二十三類															
	第二十四類															
合計	第二十五類															
	第二十六類															

明治四十年

合 計	自九十四年		自九十年		自八十年		自七十年		自六十年		自五十年		自四十年		自三十年		自二十一年		自十一年			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	
三〇三																						
三二九																						
一三																						
三二																						
四三																						
六四																						
六六																						
八七																						
一八七																						
三四																						
一																						
三七																						
五八																						
七																						

年 齡	病名		第一類 傳染病	第二類 發育及 營養的	第三類 皮膚及 肌肉病	第四類 骨及 關節病	第五類 血行 器病	第六類 神經系 及五管 病	第七類 呼吸 器病	第八類 消化 器病	第九類 泌尿及 生殖器 病	第十類 外傷性 變死	第十一類 中毒症	第十二類 原因 不詳	合 計
	男	女													
至自 七十一 年	一	一													二
至自 六十一 年	二	一													三
至自 五十一 年	三	三													六
至自 四十一 年	二	三													五
至自 三十一 年	五	九													十四
至自 二十一 年	七	三													十
至自 十一年	一	九													十
合 計	二〇	八													二十八
病 名															第七類 內肺
															九

明治四十一年

年 齡	病名		第一類 傳染病	第二類 發育及 營養的	第三類 皮膚及 肌肉病	第四類 骨及 關節病	第五類 血行 器病	第六類 神經系 及五管 病	第七類 呼吸 器病	第八類 消化 器病	第九類 泌尿及 生殖器 病	第十類 外傷性 變死	第十一類 中毒症	第十二類 原因 不詳	合 計
	男	女													
至自 九十九 年															一
至自 八十九 年	一	六													七
至自 七十九 年	二	七													九
至自 六十九 年	三	五													八
至自 五十九 年	二	二													四
至自 四十九 年	二	三													五
至自 三十九 年	六	六													十二
至自 二十九 年	二	一													三
至自 十一年	一	二													三
合 計	一	二七													二十八
病 名															第七類 內肺
															九

年病名	自三十一		自二十一		自十一年		年病名
	女	男	女	男	女	男	
第一類 傳染病	八九	一〇八	六八	二四四	二四	二一	第一類 傳染病
第二類 發育及營養的	一			二七			第二類 發育及營養的
第三類 皮膚及筋肉的病	一	一一	二二	一〇二			第三類 皮膚及筋肉的病
第四類 骨及關節病	一	一一	三一	一			第四類 骨及關節病
第五類 血行器病	三一	二四	三一	三六			第五類 血行器病
第六類 神經系及五管病	四	二	三四	三二			第六類 神經系及五管病
第七類 呼吸器病	一六六	二四三	二二四	二九八			第七類 呼吸器病
第八類 消化器病	四四	三四	五四	二七			第八類 消化器病
第九類 泌尿及生殖器病	四	二一	一	一一			第九類 泌尿及生殖器病
第十類 外傷及死性	一一	三		一			第十類 外傷及死性
第十一類 中毒症				一			第十一類 中毒症
第十二類 原因不詳				一			第十二類 原因不詳
合計	七三七	四六六	三三三	一一九九			合計
第七類內肺病	八九	一一二	八二	三			第七類內肺病

明治四十三年

年病名	自六十二年		自七十二年		自八十二年		自九十二年		合計
	女	男	女	男	女	男	女	男	
第一類 傳染病		二							二
第二類 發育及營養的				八八	五一	一			一三九
第三類 皮膚及筋肉的病				一					一
第四類 骨及關節病				三					三
第五類 血行器病				九三	七六				一六九
第六類 神經系及五管病				一〇三	一六三				二六六
第七類 呼吸器病				一一	三六	三一			七八
第八類 消化器病				一六六	七七	四一			二八四
第九類 泌尿及生殖器病				二一	一				二二
第十類 外傷及死性				一五					一五
第十一類 中毒症				一					一
第十二類 原因不詳									
合計				四四三	二二二	四一			六八六
第七類內肺病				一一	一一				二二

明治四十二年

年病名	自五十二年		自四十二年		自三十二年		自二十一年		年病名
	女	男	女	男	女	男	女	男	
第一類 傳染病	四三		二一	一一	二一		一〇八		第一類 傳染病
第二類 發育及營養的	一	二					三三		第二類 發育及營養的
第三類 皮膚及筋肉的病	一一		三				二二		第三類 皮膚及筋肉的病
第四類 骨及關節病	一三	一			二		一一		第四類 骨及關節病
第五類 血行器病	五八	五五	三三	五五	二二		一〇		第五類 血行器病
第六類 神經系及五管病	一六四	一五	三一	四一	二九		一八八		第六類 神經系及五管病
第七類 呼吸器病	一六四	六九	一五五	二二	一〇		一九		第七類 呼吸器病
第八類 消化器病	一〇	一〇八	七四	二七	一一		二九〇		第八類 消化器病
第九類 泌尿及生殖器病	一	四	五	二			一一		第九類 泌尿及生殖器病
第十類 外傷及死性	三	二	一一	五	二		二		第十類 外傷及死性
第十一類 中毒症							一		第十一類 中毒症
第十二類 原因不詳									第十二類 原因不詳
合計	三六七	二六三	三九六	四四一	三五三		一〇六七		合計
第七類內肺病	一〇	四八	一一	二八			一三		第七類內肺病

明治四十三年死亡者年齡區別表

年 齡 名	病名										合計	
	第一類 傳染病	第二類 發育及 營養的 病	第三類 皮膚及 筋肉病	第四類 骨及關 節病	第五類 血行器 病	第六類 神經系 病	第七類 呼吸器 病	第八類 消化器 病	第九類 泌尿及 生殖器 病	第十類 外傷性 中毒症		第十一類 原因不詳
一												
二												
三												
四												
五												
六												
七												
八												
九												
十												
十一												
十二												
十三												
合計												
內 肺 病												

種別	現在員	明治四十三年							現 在
		自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	自四十年 至四十年	
別科大學修業	七								四
大學卒業	二								七
種別	增								
	減								
	增								
	減								
	增								
	減								
	增								
	減								
	現								
	在								

二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
	一一	一一	一一	一	一	一	一	二	二	一	一
		一			一一				一		一
							一		一		二
一一				三			一		一		一一
		一				二	一		一		
二二	四一	二	三四	二	三	一一	一	三	三一	一	
一	二		一	一		二二	一				
			一								
	二	一									
				一							
三三	九二	四四	五七	四四	四二	三七	二三	四二	八二	一一	五一
二二	三	一	二四	二	二	一一	三	二			

十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	二	一一			一二	一		一	一三	二	二三
											二
			二			二一	一一	二		一	一
			一								二
				一	一		一				二
	一	一一		一		一	二四	一	一二	五五	八二
	一		一	一	一					一	三五
一		一一	一		一	二	二	一	一一	三三	二九
		一	一								一
							一				
一										一	
三	二二	三五	五一	一一	三三	六三	三八	四一	三六	九二	二五

四十九年	四十八年	四十七年	四十六年	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一		一	一	一	二	二	一	二	三一	一三	二
					一	一			一		
								一			
		一	二	一	一	二	二				
一	二	一	三		一		一	一	一	二	
一	一	三	一	一	一			一		六	二
一	一	二	二	二	二	三	一	二		一	一
一	一	一				二	二	一	二		一
三三	二四	七二	四六	四五	五五	七五	五四	二七	五三	二二	三四
一		二	一	一	一	一				一	一

三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一	二	二	一		一		一	四	二	一	一
			一								
	二										
一											
四	四	二	二	一	一	一	二	三	三	一	二
一	一	一									
七一	七四	四二	三四	三三	三三	二	二	七二	五四	五五	四二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一



七十二年	七十一年	七十年	六十九年	六十八年	六十七年	六十六年	六十五年	六十四年	六十三年	六十二年	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	
五五	五五	二三	四八	六六	八七	四〇	四八	四六	一〇	六四	七五

六十一年	六十年	五十九年	五十八年	五十七年	五十六年	五十五年	五十四年	五十三年	五十二年	五十一年	五十年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
八六	五五	四七	一〇七	五七	四七	四二	四九	一一	三六	五五	四五

合 計	九十六年	九十五年	九十四年	九十三年	九十二年	九十一年	九十年	八十九年	八十八年	八十七年	八十六年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三三											
五六	一										
三三											
七六											
三八											
六八											
一一											
二二											
七八											
二二											
九五											
二一											
二											
四四 五七	一	一									
三六											

八十五年	八十四年	八十三年	八十二年	八十一年	八十年	七十九年	七十八年	七十七年	七十六年	七十五年	七十四年
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一											
四一											
五五	一	三二	一	三三	五四	一二	三四	三六	四八	六三	六四

年次	病名												
	腸胃扶助	ジフテリヤ	赤痢	猩紅熱	疑似虎列拉	虎列拉	疑似赤痢	パラチブス	患者	死者	患者	死者	
明治三十九年	三	二	三	四	一	四							
全四十年	四七	二〇	二	七	五	一							
全四十一年	九	三	六	一〇	五		三	一					
全四十二年	八	二	二	四	五	三		五	四		五	一	
全四十三年	二	三	三	三	三	一〇	一		七	五	一〇	三	二

第十三章 交通

沿革

寛永年間の道

松山市交通の沿革に關しては記録の徴すべきもの甚だ少し。されば維新前に於ける交通の沿革を記するには僅かに諸書に散見する事項を集録するに過ぎず。

寛永年間に於ける諸方への道程(久松定行入城當時)

- 江戸へ 海陸 二百十八里二町三十九間 (札ノ辻より)
- 大阪へ 全 八十四里十七町三十間  
 但三津濱迄陸路一里十七町三十間
- 土佐高知へ 陸路 二十五里半三十八間  
 船路 百八十里半六町
- 阿波徳島へ 陸路 四十五里二町三十七間  
 船路 七十四里半十二町
- 讃岐高松へ 陸路 三十七里半十町十五間  
 船路 四十四里半十二町

三三三 三三三 三三三

小松街道櫻三里の開通

古老の語に中山街道は寛文の頃(約二百五十年前)まで樵夫の細道なりしが代官矢野五郎右衛門の指揮にて三里の間に數百本の櫻樹を植え之を標に道路を開拓せしめたりと(松山叢談による)而して此以前にありては松山より讃岐金毘羅に通ずる旅人は今治街道を経て小松に通ひたるものなり。

一三三 一三三 一三三

歩行町一万町の整理

人文誌 交通

市内歩行町及び一万町は道後温泉に通ずる街道にして他國人の通行頻繁なる地なり。然るに此松山の門戸たる街道の家並み悪く道路も亦悪しければ定長の時令して其家並みを揃へしめ道路を修繕せしめたることあり。(垂憲録による)

新立橋の架設

新立橋の架設

新立橋は石手川に架せる橋梁なり。石手川は平時は水量少く徒歩すべきも梅雨の候に至れば濁流漲りて舟をも渡すべからず。故に架橋をなすこと屢々なるも一朝洪水の到ると共に流失するを常とせり。是に於て寛政の頃藩士宮内與八なるものあり苦慮數年にして新に橋架連續の方を發見し工人に命じて支柱なき橋を架せしめたり。是れ有名なる新立橋にして爾後流失の患なきを得たり。後立花遍路の諸橋皆之に倣へり。近時一英人之を見て日本無類なりと稱せしとぞ。

以上は松山の舊記及び口碑に傳はれる交通沿革の一端なり。片々たる事實の摘抄にして要領を得ざれども系統的なる材料を發見し能はざるを以て止むを得ず茲に至れり。吾人は次に交通機關の各部に亘りて説明する所あるべし。

道路

松山市より各地に通ずる道路を國道及び縣道に分ちて擧ぐれば左の如し。

國道

第三十一號線

第三十一號線(西條街道) 松山市一番町に起り新立より久米小野北吉井川上等の諸村を經櫻三里を越えて來見より小松町に出で西條を過ぎて國境に至るものにして延長二十五里六町五十八間(起點は一番町縣廳前以下同じ)なり。

第五十一號線

第五十一號線(八幡濱街道) 松山市萱町より出て、石手川堤防に沿ひ出合より郡中町に出で犬寄峠を越え内子新谷大洲を經て八幡濱に達するものにして延長十九里三十五町二十五間なり。

縣道

縣道

三津街道

三津街道 松山市三津口町より三津濱町を經て高濱に至るものにして延長二里二十一町十三間なり。

土佐街道

土佐街道 松山市河原町より重信川鐵橋を越え久萬町に至り土佐の國境に達するものにして延長十五里二十二町五十六間七分あり。

今治街道

今治街道 松山市木屋町より堀江村北條町菊間町を經て今治町に至るものにして延長十一里九町二十四間あり。

道後街道

道後街道 松山市東雲町より道後湯之町に至るものにして延長二十二町五十五間なり。

市内の道路

市内の道路 以上の國道及び縣道の市内に於けるものを調査すれば左表の如し。

種別	起終點	接續道路	里數
第三十一號國道	自松山市一番町 至松山市持田(新立)	第三十一號國道	十六町四十八間
土佐街道(以下縣道)	自松山市小唐人町一丁目 至松山市中村(立花橋)	土佐街道	五町五間
道後街道	自松山市小唐人町三丁目 至大字道後	道後街道	五町五十五間
八幡濱街道	自松山市一番町 至松山市壹町一丁目	國道五十一號線	十二町五十間
三津街道	自松山市西堀端町 至大字味酒	三津街道	十三町四十四間
今治街道	自本町一丁目(札ノ辻) 至大字味酒	今治街道	十町五間

尙ほ此外松山市内に於ける里道の總延長をあぐれば其總延長九里五町三十七間に達す。

橋梁

松山市には市街を貫通する河川及び溝渠の大なるものなきを以て橋梁の數甚だ少く唯だ市の東南端を流るゝ石手川に架したる二三の橋梁を有するのみ。

新立橋

新立橋 は松山より讃岐に通ずる第三十一號線國道筋に當れる橋梁にして松山より素鷺村小坂に至る石手川に架設し明治二十一年の建築に係る。此橋は元宮内彌八の設計に係り其形虹の如く弧をなせるものなりしが以上の年月に改築して今日に至れるものなり。木造にし

立花橋

て長さ百十七尺幅十七尺なり。  
立花橋 は松山より土佐高知に通ずる土佐街道に當り松山市河原町より素鷺村立花に通ずる間に石手川上に架設せらる。明治二十二年の建築にして其材料には木材及び鉄を用ひ長さ百十三尺幅二十尺あり。

車輛

交通運輸の要具として人力車荷車及び自轉車等あり。今左に是等の車輛につきて説述せん。

人力車

人力車は市内に於ける交通機關として最も大切なものなり。されど明治四十四年電車開通以後は多大の打撃を受けて廢業せしもの甚だ多く現在に於ては帳場十六ヶ所にし

荷車

て車數總計二百五十五輛(明治四十三年末調)あり。  
荷車 荷車は市中運搬の用として一日も廢すべからざるものなり。目下市内に使用しつゝある荷車は小荷車六百十輛にして中荷車千四百三十五輛大八車六輛なり。其他牛車十四輛猫

自轉車

車一輛あり總計實に二千〇六十五輛に及ぶ。  
自轉車 今日に於ては自轉車は娛樂用よりも寧ろ實用上に使用せられ其數八百八十餘輛に達す。

鐵道

伊豫鐵道

創設

開通年月

營業一般

松山に於ける唯一の鐵道は伊豫鐵道にして其延長僅かに三十哩を出でざるも市街を周匝して頻繁に往來するを以て市人の交通を便ならしむること少からず。殊に松山は海岸を距る二哩の地にあるを以て汽船によりて他と交通するに於ても其關門たる港灣との交通は全く此鐵道の運輸を俟たざるべからず。されば明治二十一年に於て松山三津濱間に開通せられたる以來明治二十五年には高濱に延長し其後南豫及び道後の二鐵道を合併し今日の如き盛運に向へり今左に同鐵道各線路の哩數及び開通年月を擧ぐべし。

高濱線 五哩十九鎖 松山三津間 明治二十一年十月二十八日開通  
三津高濱間 明治二十五年五月二十一日開通

道後線 三哩二十二鎖 明治二十八年八月二十三日開通  
明治四十四年八月八日電車に改む

郡中線 六哩五十六鎖 明治二十九年七月四日開通

森松線 三哩五十一鎖 明治二十九年一月二十六日開通

横河原線 八哩十八鎖 松山平井間 明治二十六年五月開通  
平井横河原間 明治三十二年十月開通

尙ほ次に同鐵道の營業一般を示せば左の如し。

開業線 二十六哩七十八鎖

軌道延長 二十九哩七十四鎖

機關車 十四臺

客車 六十一輛

一等 十六輛

三等 三十二輛

其他 十三輛

貨車 七十二輛

有蓋車 十六輛

無蓋車 五十六輛

停車場 二十ヶ所(松山市外を含む)

乗客 二、七二一、五八三人

一等 七六、三二八人

三等 二、六三二、二六五人

貨物 七一、三七二噸

小荷物 四、〇二〇噸

荷物 六七、三五二噸

賃金 壹九六、六四四圓

郵便物 貳、壹〇六圓

貨物 參〇、五五壹圓

乗客 壹六五、七八七圓

(明治四十一年度調)

## 電氣軌道

## 松山電氣軌道

伊豫鐵道が松山市を周繞して市と近接地との交通を使ならしむると共に新に生れたる松山電氣軌道は近接地と市との交通を更に一層便ならしめ加ふるに市中の交通をして自由ならしめたり。未だ第二期線の完成せざるを以て十分に市の中心地に其車輛を運轉すること能はざるも松山市は此新來の交通機關を加へて層一層の利便を加ふると共に一段の活氣を加へたるの觀あり。今や松山は交通機關に於て殆んど完備せるものと云ふべきなり。松山電氣軌道が幾多の困難の後に漸く運轉を開始したるは明治四十四年九月一日にして日尙ほ未だ淺く漸く三津江の口より道後に至る間の開通をなせるのみ。されど軌道は四呎八吋半の廣軌式にして車輛もボギー式を用ひ乗客の利便少からず。軌道は松山の市街を貫通して東は道後に至り西は三津江の口に達す。而して其間に市内には六角堂一番町裁判所前八股南堀端西堀端札之辻本町萱町の停留場を設け市外には東に公園前及び道後西に六軒屋衣山知新園江戸谷山西二本柳

新立住吉町及び終點たる江の口の各停留場を設け約七分間毎に車臺を運轉せり、而して軌道の總哩數六哩三十鎖あり。車輛は客車十六臺附隨車二臺ありて六軒屋に車庫を有す。目下平均一日の乗客數は約五千六百人にして此賃金百六十一圓二十一錢を算す。

## 郵便

## 沿革

沿革 先づ簡單に其沿革を述べんか。明治五年七月府中町一丁目(今の師範學校敷地)に初めて郵便役所なるものを置きたるが之ぞ郵便制度の初にして陸上は汽車の便なければ飛脚を用ひ海上は押切と稱する和船を用ひたり。然るに明治八年に至り松山郵便局と改稱し更に明治十一年九月電信分局を榎町(今の局長官舎)に置き明治十三年一月之を一番町に移せり。而して松山郵便局は明治十六年五月に至り更に之を驛遞出張局と改めたり。然るに明治二十二年郵便官制の變革あるや郵便電信兩局を合して松山郵便電信局と稱し一等局となれり。明治二十三年現今の局たる三番町に移轉したりしが明治二十六年十一月又々官制の改革あるや變じて二等局となれり。而して明治三十六年松山郵便電信局を改めて單に松山郵便局と稱するに至り同時に從來の郵便係と電信係とを合して單に通信係と稱するに至れり。其後明治四十三年又も官制の變改あるや從來高松郵便局の管轄なりしを廣島遞信局の管轄に屬せしむるに至り之と共に一等郵便局となりて今日に及べり。今次に松山郵便局の概況を示さん。

郵便區

郵便區 松山郵便區市内に屬するもの左の如し。

松山市 道後村大字持田御築山 一本木 新立 一万 素鷺村大字枝松字新場

所 小坂(南小坂を除く) 中村 立花 雄群村大字竹原 藤原 朝美村大字

味酒 御幸村大字南山越(字西組を除く)

郵便局所

郵便局所

一等郵便局 一 普通三等局(集配を取扱はざるもの) 七 郵便切手類賣捌所 五四

郵便函 六〇 公衆電報取扱所 四 公衆電話所 一 自動電話所 一

郵便物數

郵便物數

郵便	松山局	市内各局	合計
普通郵便 引受	四、七五七、五八六	二六、七六八	四、七八四、三五四
通常郵便 配達	三、七一一、一六三		三、七一一、一六三
小包郵便 引受	二一、四八八	三〇、五五四	五二、〇四三
小包郵便 配達	五一、一二四	交付二、九九四	五四、一一八
電信	松山局	市内各局	合計
發	五三、一六一	一一、二〇〇	六五、三六一
信			

沿革

事業

現在會員

著 信 六三、四五一

二、一四五

六五、五九六

電話

區分

通話數

呼出數

加入區域内 加入者より 電話所より

八一

二、二八二

加入區域外 加入者より 電話所より

一一、五六一

一、〇八七

合計

二、三二三

一二七

加入者相互間一日呼出總數平均三、七二七

一七、六五六

三、五三九

第十四章 各種團體

松山尚齒會

文化十年五月二十一日舊松山藩主久松定通養老の典を擧ぐるに際し七十歳以上の老者に酒饌を供せしに原因す。爾後歴代の藩主之を繼續し五十餘年に及べり。然るに維新に際し此事中絶せしが明治十六年八月有志相議して此美舉を永久に傳へんとし其再生を計れり。是れ即ち今日の尚齒會なり。毎年四月齡八十歳以上の者を招待し其壽を祝するため酒饌を供し老者を慰するを以て目的とす。現在會員八百三十二人(明治四十四年調)にして内特別會員(六十歳以上八十歳以下の會員)三百四十一人通常會員(六十歳以下にして出資せるもの)四百九十一人



あり。而して基本財産として五千八百九拾五圓(株券或は債券)を有す。明治四十四年四月の高齡者案内數男女計二百〇四人なり。

愛媛教育協會

明治二十年四月本縣學務課吏員西牟田豊親師範學校職員佐竹義和町田則文の諸氏相會して本會を企劃し、同年六月十二日發會式を師範學校に擧げたるを以て其出發す。同年更に事業擴張のため支會を設置せり。然るに明治二十一年十一月に至り豫讃分縣の事あるや翌年高松外四支會を解散して事業を繼續せり。

創立

組織變更

明治二十七年更に支會を廢して郡市に部會を置きて系統的組織となし毎年開催すべき總會の議に參すべき代表者を選出することとなせり。其後明治三十二年に至り組織を改めて社団法人となし新聞紙條例により保証金を納めて雜誌を發行するの運に向へり。然るに其翌年更に社団法人を解きて總理を廢し事業實施のため四部門を置くこととなれり。學制部門、學術部門、社會教育部門、編輯部門之なり。而して是等の各部門には委員を常設することとせり。此四部門は明治四十二年に至り更に其名目を變化し(一)初等教育部門(二)中等教育部門(三)社會教育部門及び(四)編輯部門の四となれり。而して明治四十四年四月規則の改正を行ふや總裁を設け知事を之に推戴することとなれり。今左に其事業の一般を示さん。

現今の組織

事業

出版圖書

本縣學務規則類集(明治二十年發行) 伊豫國小地誌(全上) 學事法規(明治二十五年發行) 伊豫善行錄(明治二十九年發行) 學事法規(明治三十年發行) 教授用愛媛縣暗射地圖(明治三十六年發行) 改正學事法規(明治四十二年發行) 愛媛縣教育史(藩政時代ノ部)(明治四十二年發行)

雜誌發行 本會創立以來縣教育の機關として毎月一回雜誌を發行し號を重ねること二百八十五(明治四十四年三月)に及べり。

講習會開催 毎年夏期或は冬期の休業に講習會を開き教育の修養に資す。

教育功勞者の表彰 本會創立以來縣下の教育功勞者を表彰したること四回百七名なり。

記念圖書館の經營 明治三十三年我が 皇太子殿下の御慶事に際し記念として圖書館の設立を企劃し各部會の寄附金と縣費の補助とを受けて之を經營するに至れり。現在藏書五千九百九十七(明治四十二年調)にして閱覽者七千七百四十五人(明治四十一年調)なり。

盲啞學校の設立 明治四十年盲啞學校設立の目的を以て樂善會の組織成れり。本會之に協力して更に本縣より普通教育獎勵費の下附を受け明治四十年十月十六日開校することとなり。現在生徒數盲生八、啞生十六にして合計二十四人(明治四十二年)なり。

**教員養成所設置** 義務教育の延長と共に教員の充實を計るの要あり。茲に於て本會は教員養成所設置の議を決し縣費の補助を受けて其設置を計劃し明治四十年十月之を開設せり。現今の生徒數一部八十四名二部四十七名にして合計百三十一名(明治四十二年)なり。經費は參千四百四拾四圓五拾錢にして設立以來卒業生を出せしこゝ二百六十一名なりとす。

**愛媛教育協會松山部會**

明治二十七年愛媛教育協會の組織に變更を來し各郡市に部會を設置し系統組織となすに至るや同年六月十六日第一回總集會を開き部會の規則を議定し役員の選舉をなせり。是に於て木村市長は全年六月二十日本會へ部會設置の手續をなし以來事務所を松山高等小學校に置きり。其後明治三十二年二月に至り臨時總會の決議により社會教育部門を置き通俗教育講話會及び地方新聞に意見を發表することゝなり種々企劃する所あり。爾後着々教育上の事業に其力を致せり。然るに明治四十年四月に至り總會の決議により部會規則第十四條に變更を來し會長には市長を推薦し商議員は毎年總會に於て之を公選し理事は商議員中に於て互選することゝなり會務の運用に於て一進歩を來せり。今左に當部會の事業一般を擧げん。

**講習會開催** 毎年夏期或は冬期の休業中に講習會を開催し教員の修養に資す。

**通俗講話開催** 明治三十七年以來定日に通俗講話會を開き以て社會教育の一助とす。明治

沿革

事業一般

三十七年以後に於ける講話回數を示せば左の如し。

明治二十七年	二 回	明治三十八年	二 回
明治二十九年	二十回	明治四十年	三十一回
明治四十一年	二十八回	明治四十二年	二十五回
合 計	百〇八回		

**教育功勞者表彰** 市内に於ける教育上の功勞者を表彰す。

**時事の調査** 教育上に有益なる時事の調査を遂げて之を發表し或は之を本會に提出す。

**夜學校の開設** 明治四十二年七月市補助金貳百九拾貳圓及び夜學校保護會の賛同を得て城西、城南の兩夜學校を設立し生徒百七十名を收容す。

**松山同鄉會**

青年の學術を奨励し品性を修養し體力の充實を計るの目的を以て明治二十一年本會を設立し鈴木重遠を以て會長に推せり。然るに明治二十九年に至り獎勵費として毎年參百圓宛久松家より下附あることゝなりしを以て本會俱樂部を二番町に置き武術道場を増設するに至れり。其後明治四十三年本部を東京に支部を松山に設くるに至り會長に秋山好古を副會長に内藤素行藤野漸を推薦せり。會員(松山部會)千八百八十六人にして名譽會員二十三人壯年會員四百三

沿革

現今の組織

本會の目的及び事業

十一人青年會員七百三十二人あり。

本會は先づ体力を充實せんが爲め武術の教師を聘して柔道と劍術とを日課とし極寒三句は特に晨起此道に勵ましめ其他遠足運動或は演武會を開くことあり。智徳修養に關しては時々知名の士を招きて講話を請ひ或は青年の學藝會を開くことあり。又中學教師を聘して高等の學校に入らんとするものゝ爲めに豫備教授を施すことあり。

愛媛縣師範學校同窓會

愛媛縣師範學校卒業者を以て組織し同窓の友誼を保ち師弟の情誼を厚ふし兼て協同諮詢以て教育の改良進歩を計るを以て目的とす。明治二十一年七月の創立にして現時の會員九百三十七人(明治四十三年)あり。毎年四回雜誌を發行し會員中に死亡あるときは弔慰金を送達し其經歷を編纂して哀悼の意を表し場合によりては會員中より義捐金を募集して遺族を慰撫する等のことあり。毎年春季に總會を開催し幹事の選舉議事の討議會務の報告等をなす。尙ほ同會編纂の著書を擧ぐれば左の如し。

- 農業教科書 二冊 明治三十九年發行 小學理科園 四冊 明治二十九年發行
- 高等 理科教授の實際 二冊 明治四十二年發行 尋常 理科教授の實際 二冊 明治四十二年發行
- 國語科教材研究 一冊 明治四十二年發行

目的

沿革

事業

沿革

日本赤十字社愛媛支部

明治二十二年二月十六日日本赤十字社愛媛委員部を本縣廳内に設置し全年十一月二十四日日本赤十字社愛媛支部と改稱す。其後明治三十一年に至り各郡市委員部に總裁小松宮殿下全妃殿下の御寫眞を拜戴せしめ各委員部に於て社員總會を開かしむるの制を開けり。越えて明治三十二年十月には本縣廳内の餘地を借り受け事務所を新築することとなり全年十月十九日には篤志看護婦人會愛媛支會を創立するの運に向へり。爾後會運日に進み明治三十九年一月には愛媛支部博愛旗規定及び授與手續を定め人口二十人以内に社員一人を得たる委員部分區には博愛旗を授與し尙ほ其成績人口十五人に社員一人を得るに至るときは成績維持費を給與するの制を行ふに至れり。今左に其活動の一般を擧げん。

看護婦の養成

明治二十三年及び明治二十六年に於て模範看護婦として壹名づゝ東京に派遣し其養成を本社に委託せり。然るに明治二十七年に至り支部に看護婦養成所を開始するに至り爾來繼續して今日に至れり。即ち養成回数十一回にして卒業生八十四名なり。

看護人養成

明治三十年三月看護人養成の目的を以て生徒を募集し其養成を開始せり。然るに明治三十五年二月規則の改正ありし爲め一時中絶せしが明治四十二年一月再び規則改定あり四十三年度より更に養成に着手することとなり。養成四回にして卒業生二十名を出せ

活動の一般

り。

**篤志看護婦人會愛媛支會** 明治三十二年十月創設せらる。篤志の婦人を以て組織し看護上の智識及び諸般の應急手術を研修するを以て目的とす。

**戦時に於ける活動** 明治二十七年八月宣戦の詔勅煥發せられたるを以て全年十月救護團編成を本社に申請し翌年一月十日救護員を松山豫備病院に派遣して救護の業務に就かしめ全年六月末日まで救護に従事せり。其間取扱ひたる戦病者三百七十二人なり。次ぎて明治二十八年七月一日日本の命により支部幹事吉川元雄を救護員理事として救護員を率ひ臺灣に向ふこととなり全年十一月十日まで臺灣各地に於て救護の業務に従事せり。而して救護せし戦病傷者九千二百四十九人に達す。

其後明治三十三年北清事變の起るや全年八月十九日支部幹事吉川元雄本社救護班理事として清國天津に派遣の命あり渡清救護の事務に従ひたる後翌年五月支部歸任せり。

然るに明治三十七年二月九日宣戦の大詔煥發せらるゝや全月十九日支部幹事吉川元雄を本社病院船博愛丸の乗組救護班理事として戦地に向はしめたり。而して全年三月二十一日朝鮮仁川より露艦ワリヤーク號乗組負傷者二十二名輸送來着するや松山臨時救護所に收容せり。次ぎて全年四月松山衛戍病院に露國俘虜の來着するや全年五月九日救護班を同病院に派遣し看

護に従事せしめたり。其他全年六月當支部内に本社臨時救護部松山出張所を置かるゝや更に救護班を督して看護に當らしめたることあり殊に松山俘虜病室に於ける救護班の業務は執筆を極め患者の多き日は二千餘人に達し一班の擔當三百人以上に達したることあり。

**天災其他の救護** 明治二十四年十月二十八日濃美の震災に際し縋帶木綿五十反を寄贈し事務員を愛知岐阜兩縣に遣はし慰問せしめたることあり。次ぎて明治二十九年六月二十三日東北三縣大海嘯のために慘狀を極むるや三縣へ救護費として金員を寄贈せり。然るに明治三十二年八月二十八日日本縣宇摩郡別子山村水害のため一千五百余人の死傷を出すや當部は救護員一團を編成し幹事吉川元雄之を引率して急行し其救護に従事せり。其他明治二十四年五月十四日我國來遊中の露國皇太子殿下御遭難あらせらるゝや支部社員を代表して幹事急行し御慰問書を奉呈したることあり。越えて明治二十五年十一月二十日帝國軍艦千島號温泉郡堀江沖にて遭難せるの報あるや幹事醫員及び看護婦を伴ひて之に赴き救護に従事したる外金員を寄贈したることあり。明治三十年二月四日温泉郡難波村沖にて大阪商船會社汽船三光丸の遭難あるや又其急に赴きて生存者二十五名を救護したることあり。更に明治二十九年四月米國桑港大地震の起るや支部内より金參千六百貳拾七圓八拾五錢を募りて之を震災地に寄贈したる等平時に於ても救護事業に應じたること少からざるなり。

會員及び財産

**救護演習** 尙ほ救護事務の演習をなすこと少からず松山聯隊の戦闘演習あるときは特に請ひて負傷者の救護作業の演習をなせしこと數回に及び師團の演習に際しても之に附隨して戦時救護演習を施行したることあり。明治二十九年十一月二十九日には特に大分支部の依頼により全支部總會の場に於て救護演習をなし参考に供せしことあり。終りに當支部の會員及び財産につきて一言すべし。

社員數 三万七千三百十六人 (明治四十三年調)

男 三万四千五百〇一人

女 二千八百十五人

基本財産 八万五千貳百九拾六圓 (明治四十三年調)

**日本赤十字社愛媛支部松山市委員部**

明治二十三年市制實施の際日本赤十字社並に愛媛支部の規定に従ひ松山市一圓を以て松山市委員部を設置し特別機關となし委員長副長及び委員等の役員を設けたり。而して委員部設置の後も年釀金徴收の事は尙ほ支部之を直轄せしが明治三十五年に至り同事務を委員部に移すに至れり。其後更に役員の変更を行ひ副長を廢止し且つ委員を改めて事務委員を置き別に協賛委員若干名を置くこととせり。現今の社員一千七百二十七名にして内男社員一千三百二十

沿革

現況

六名女社員四百〇一名なり。而して基本財産四百五拾九圓五拾參錢七厘を有す。

**愛媛保護場**

元本縣典獄野田直幹氏奉職中免囚保護事業の社會救済上殊に必要なるを感じ當時の監獄官吏と協議し毎月俸給の百分の一を釀金し更に地方有志慈善家の寄附金により明治二十八年六月十日設立認可を得全年七月一日開場したるに始まる。而して事業漸く緒に就くや明治二十九年本縣より年額金貳百五拾圓の補助を受くるに至り更に明治四十一年よりは司法省より免囚保護事業獎勵金の下附を受くるに至り。之を以て基本財産漸く増大し明治四十三年に於て七千參百圓を有し現在收容人員十六名にして設立以來の總人員は四百〇二人なり。

**愛媛縣農會**

明治二十七年以後各府縣に於て有志の農會あり本縣に於ても一市六郡(松山市温泉郡和氣郡風早郡久米郡伊豫郡下浮穴郡)の農會組織せられたり。然るに明治二十九年三月愛媛縣告示第四十四號を以て農會準則の發布あるや縣下各町村に町村農會を組織し之を合して郡農會を組織し更に全年十二月設立認可を得て本會を組織するに至れり。是れ本會設立の第一歩なり。然るに明治三十二年六月法律第一〇三號及び明治三十三年二月勅令第二〇號を以て農會法及び農會令の發布あるや本會は茲に其組織を一定して現今の狀況となれり。今本會活動の

現在の狀況

沿革

活動の狀況

狀況を示せば左の如し。

- 一、下級農會の指導監督 各郡農會をして其實を擧げしめんため技術員の聘用を奨励し之に對し貳千八百八拾圓の補助をなし又明治四十四年以後は町村農會の活動を圖らんがため壹千四百四拾圓を補助し指定事業の改良を實行せしむ。
- 二、低度の農業教育 農民の智識増進に力め農閑時期を利用して短期農事講習及び巡回講話をなす。
- 三、稻作種類の統一 本縣重要物産たる稻作の改良並びに品種統一のため壹千貳百圓を以て稻原種田二町四反歩を縣下十二ヶ所に配置し原種栽培をなして之を各町村に配付す。
- 四、蠶業奨励 桑園の擴張及び改良の爲め參千五百拾圓の年經費を以て桑苗を作り無代價配布をなし且つ縣下十二ヶ所に模範桑園を設置す。
- 五、畜産奨励 在來種の體性改良を圖るため種馬三頭牡牛十四頭を各主産地に配布す、其他畜主を勧誘して去勢を行ひ牧草の種子を配布して牧草の改良を計らしむる等のことを爲す。
- 六、産業組合の設置奨励 農村に於ける經濟狀態救済策として産業組合の設置運用を奨励せんが爲め係員を設け設置の勧誘奨励に勵む。

成立

既往の事業

- 七、會報の發行 月刊の會報を發刊し農業知識の普及を圖る。
  - 八、統計調査 明治四十一年以來縣下農村の經濟調査をなす。
- 松山商工會**
- 松山市商工業の發展を圖る機關たるを期し有志集團して明治三十年二月本會を設立せり。會員數五百六十九人にして名譽會員一人賛助會員十一人通常會員五百二十六人青年會員三十一人なり。同會の既往に活動せし事項次の如し。
- 一、提出書類 市街地租増課を否とする建議書を其筋へ提出す。衆議院議員選舉法改定建議書を其筋へ提出す。酒造稅賣藥稅砂糖稅に關する意見書を其筋へ提出す。四國實業大會に於て決定せし三重縣に開催する關西府縣共進會及び第六回內國勸業博覽會へ四國館建設の件を賛成し其筋へ具申書を提出す。松山市より道後三津濱高濱へ私設電話架設を速成するため其筋へ申請書を提出す。當市に電話架設を速成せしむるため本縣及び松山市へ意見書を提出す。
  - 二、派遣 關西府縣聯合共進會へ視察員を派遣す。四國實業大會へ代表者を派遣す。第五回內國博覽會へ視察員を派遣す。臨時縣會に於て議決せし本縣土木事業の大計畫は市民の負擔に堪へざるを以て反對意見を內務大藏兩大臣へ具申し上京陳情委員二名を派遣す。

三、其他交渉勸誘等 三津松山間荷物駄賃引下の交渉をなす。商工徒弟の養成をなす。縣立商業學校生徒の入學を勸誘す。明治三十八年松山市重要物産共進會の開設を求め本會より資金貳百七拾圓を醸出し尙本會委員開期中會場に出頭して幹旋の勞を執れり。明治四十年十二月より變更せし各船主及び問屋連合の上貨物運賃並に配達賃引上げに對し本會主催者より同盟會を設置し其引下げを交渉せり。

四、調査事項 營業稅賦課標準の調査を松山稅務署より依頼せられしを以て其調査をなせり。明治三十七八年の戰役が商工業者に影響せし調査を其筋より命せられ取調意見書を提出せり。明治三十七年十月戰局の發展に伴ひ第三期國庫債券募集あるやも知れざるを以て豫め金融の状態其他につき調査すべき旨其筋より依頼あり調査回答す。電話架設に付應募見込額調査を松山市より依頼せられ調査回答す。本縣より地方商工業運輸業者に於ける戰時特別稅の影響につき諮問を受け調査回答す。

#### 日本海員掖濟會愛媛支部

明治三十二年二月本會の主旨に基き支部を縣廳内に設け日本海員掖濟會愛媛支部と稱せり。其後明治三十六年四月に至り支部出張所を温泉郡三津濱町に開設し海員に關する諸願届等の事務を處辨したるも明治四十一年十二月に至り此制廢せられ支部出張所を閉づることゝなれり。

沿革

現況

り。明治四十三年十一月の調査によれば會員四千二百五十人にして基本財産八千五百參拾七圓四拾貳錢參厘なり。

#### 日本海員掖濟會愛媛支部松山部會

沿革  
會員

日本海員掖濟會の主旨に基き明治三十二年二月支部を本縣廳内に設置すると共に部會を松山市役所内に設立せり。會員總計四百七十五名にして特別會員八名通常會員百六十八名なり。

#### 松山武揚會

沿革

明治三十三年一月在郷軍人會の事業を繼承し市民軍事志想の發達を圖り地方尙武の氣風を増進せしむる目的を以て本會を組織せり。然るに其後明治三十六年に至り本縣兵事準則により本縣知事の認可を得て會務を整理するや松山武揚會と改稱せり。今其事業の概要を擧ぐれば左の如し。

事業の概要

- 一、陸海軍諸學校生徒並びに現役志願者を勸誘すること。
- 二、陸海軍諸學校生徒及び受験生に學費を貸與し或は補助すること。
- 三、出征凱旋行軍演習等に際し特に其便宜を計り輸軍接待をなすこと。
- 四、軍人の家族及び遺族を保護救濟すること。
- 五、召集に際し軍人の出發を獎勵すること。

- 六、入退兵員を送迎し及び退營兵員に金品を贈與すること。
- 七、在郷軍人會の組織及び維持經營に關する事。
- 八、陸海軍將校及び知名の士を聘し兵談會を開設すること。
- 九、夜學校を設置し義務教育の補習風紀の改善勤儉貯蓄の奨励をなすこと。
- 十、青年子弟に体育を奨励し剛毅活潑の氣象を養成すること。

會員及び財産

明治四十三年末に於ける會員九百三十一人にして基本財産壹千百五拾貳圓四拾壹錢なり。

大日本武德會愛媛支部

沿革  
行事一般

明治二十八年大日本武德會の設置せられたる後本縣に於ける會員次第に増加したるを以て明治三十四年三月愛媛支部を設立するに至れり。次に其行事の一般を示さん。

- 一、毎朝午前六時より全八時まで假道場(巡查教習所内にあり)に於て劍術の講習をなす。
- 二、毎月土曜日午後一時より全四時まで武德會に於て武術(劍、柔、弓)を講習す。
- 三、毎年一回武德祭並に演武大會を開催し尙ほ春秋二回小會を開設す。
- 四、毎年陸軍招魂祭に武術を奉納す。
- 五、毎年五月京都本會に開く演武大會に武術者若干名を派遣す。
- 六、毎年附近支部の大會に武術者若干名を派遣す。

會員

- 七、毎年夏期に際し水泳部を設け水泳術を講習す。
- 八、毎年八月京都本會に開く青年演武大會に演武者若干名を派遣す。
- 毎年十二月より一月に亘り劍術の寒稽古をなす。
- 會員數四万七千六百五十二人

内

- 特別會員 一千三百九十四人
- 正會員 四万五千六百二十五人
- 贊助員 六百三十三人

(明治四十三年調)

基本財産

基本財産

- 壹千貳百〇七圓五拾錢 土地九百五十四坪
- 壹万〇參百參拾四圓五錢 建物坪數百五坪壹合六勺
- 參万〇四百七拾五圓 公債証書

愛媛慈惠會

孤兒救恤の目的を以て有志相議し明治三十四年六月十五日本會を組織し全年七月二十六日開



組織變更

院の認可を得たり。茲に於て専ら孤兒の救済を以て任せしが更に明治三十七年十一月に至り其組織を變更して財團法人となし理事長を置けり。其後明治四十一年に至り縣の補助金壹千貳百圓を受くることとなり其翌年更に市より補助金百五拾圓を受くることとなり。是に於て事業頓に進み今年即ち明治四十二年には不良少年の感化院併設の認可を得全年四月一日より之を開院し名けて松山自強學園と稱するに至れり。之と共に院舎の建築を行ふ必要あり明治四十三年十月本市大字持田に相當の地所を求め院を此所に移せり。

收容兒

明治二十四年創立以來明治四十二年に至る九ヶ年間に於ける院兒收容數左の如し。

收容數

退院數

四十二年末人員

一〇二

六七

三五

現在院兒及び財産

而して明治四十三年末に於ける孤兒現在は三十七名にして感化部は七名なり。今更に會員及び基本財産の統計を擧ぐれば左の如し

會員數 三千九百五十四人

内

名譽會員

十三人

特別會員

百三十二人

沿革

事業の梗概

沿革

愛國婦人會愛媛支部

戦死並に准戦死者の遺族及び廢兵を救護するの目的を以て組織せられたる愛國婦人會の趣旨を賛し明治三十四年十二月十三日愛媛支部を縣廳内に置きたるを以て其起原とす。今其既往に於ける事業の梗概を示せば

一、救護金贈與 創立以來戦病死者の遺族及び廢兵に贈與したる金額は參千百拾貳圓にして此戸數七百六十三戸なり。

二、盲啞學校へ補助 私立盲啞學校(戦病死者の子弟中の盲啞も收容養育す)へ別途救護金の中より毎年金參百圓を支給せり。

三、本會へ稟請中の要件 戦病死者の遺族及び廢兵へ生業補助をなすこと。資格外にて貧困なる軍人遺族及び負傷兵に對し救護金贈與の件。

通常會員

千八百九十一人

賛助員

千九百十八人

基本財産

貳千九百八拾七圓五拾九錢五厘

(明治四十二年末調)

(明治四十三年末調)

會員數

會員數 二万十七人

内

特別會員 五百七十七人

通常會員 一万九千四百四十人

基本財産

基本財産

内

壹万貳千四百參拾四圓七拾九錢貳厘

基本 金

壹万四千七百八拾五圓〇七錢貳厘

救護 資金

參千貳百六拾貳圓七拾錢貳厘

別途積立金

愛國婦人會愛媛支部松山市幹事部

成立  
發達  
現在の状況

愛國婦人會の趣旨を賛し明治三十四年十二月十三日愛媛支部を本縣廳内に設置すると共に幹事部を松山市役所に設立す。爾來會員の募集年醜金の整理等に注意したるを以て漸次隆盛に赴き出征兵士の慰問及び軍人の遺族廢兵の訪問救護等に從事したること多く又時々總會を開きて事業の報告をなすことあり。現在會員數千八百九十五人にして特別會員百七十人通常會員千六百九十一人賛助員三十四人なり。

設立目的

帝國軍人後援會松山支會

明治三十二年東京に於て組織せられたる帝國軍人後援會の支會にして其目的とする所は戰死者の遺族又は平時現役及び戰時出征に際し軍人家族の困難なるものを援護し將來軍人をして後顧の患なくして國事に盡力せしめんとするにあり。而して松山に於ける之が支會の設立は明治三十九年四月二十二日にして日向は淺きものあり。されど爾後會員の募集と年醜金の整理とに勉め救護を受けたる戸數既に九百五十六戸に及び其の救護金額貳千八百六拾八圓に達せり。現在に於ける會員左の如し。

會員 六千四百九十七人

内

特別會員 三百二十四人

賛助會員 五千二百九十七人

通常會員 八百七十六人

松山市勸業協會

明治五十年開設の日本大博覽會及び第十回(明治四十三年開設)關西府縣聯合共進會の事業を協賛し松山市産業の發展を期する目的を以て明治四十一年五月八日本會を組織せり。其事業左の如

し。

一、産業の奨励

出品物の勧誘に努む

出品物の調査及び撰擇をなす。

出品物の取纏め及び其運搬に關し便宜を計る。

出品物の陳列及び裝飾に關し便宜を計る。

賣店の設置に關し便宜を計る。

二、參觀の便

出品人及び一般者の參觀を勧誘し旅程及び宿舍等につき便宜を計る。

參觀人の買約品につき便宜の處置をなす。

參觀貯金を勧誘し之に關する便宜の方途を講ず。

三、委員派遣

共進會及び博覽會の視察調査をなさしむ。

四、其他

其他本會の目的を達するに必要と認めたる事項。

貯金在高

參觀貯金現在高左の如し

貯金額 壹万五千七百五拾四圓五拾壹錢

口數 九百七十五

人員 六百二十三人

(明治四十四年調)

愛媛頌功會

歩兵第二十二聯隊に屬せし將校下士卒中戰病死者の祭事慰藉國難に殉せし忠魂義魄の奉齋をなし頌功館を建設し武勳者の肖像履歷を揭示し戦利品並びに記念品を陳列し或は古今忠臣烈士の言行を蒐集したる雜誌を發刊し士氣の鼓舞と國民教育の方策を講ずる目的を以て明治四十一年本會を組織す。

毎年五月六日七日の兩日を以て第二十二聯隊所屬の戰病死者招魂祭を行ひ且つ祭費の補充をなす。明治四十三年末に於ける會員數二万六千〇四十二名にして基本金壹万〇四百拾七圓九拾貳錢五厘なり。

帝國在郷軍人會松山市分會

明治四十年三月一日松山在郷軍人團を組織せり。然るに翌年十一月三日其組織を變更し帝國

設立目的

事業

會員及び財産

目的

事業

在郷軍人會の主旨に基き支部監督の下に軍人に賜はりたる勅諭の精神を奉戴し在郷軍人の品位を進め親睦を醇ふし相互扶助し軍人の精神を振作し體軀を練り智識を増進するの目的を以て帝國在郷軍人會松山市分會を創立すること、なれり。其事業左の如し。

- 一、毎年三大節に於て遙拜式及び勅諭捧讀式を行ふこと。
- 二、陸軍記念日(三月十日)には祝典を行ふこと。
- 三、毎年一回戦歿死亡者の祭典を行ふこと。
- 四、痲兵及び戦病死者遺族を優遇すること。
- 五、毎年一回總會を開き會務の報告をなし。又時機を選みて軍人に關する懇話會及び撃劍射撃等の演習會を開くこと。
- 六、有勲者の名譽を保持せしめ之れを優遇すること。
- 七、會員にして傷痍若くは疾病に罹り自活し能はざるもの又は災厄に罹りたるものあるときは之れを救助すること。
- 八、會員にして死亡したるときは會葬し時宜により其遺族に弔慰金を贈り又は其葬祭を行ふこと。
- 九、在營兵卒の家族にして救護の必要あるものを救助すること。

會員及び財産

一〇、會員たりしものは寡婦孤兒にして救助の必要あるものを救助すること。  
現今の會員約千二百名にして基本財産百貳拾五圓を有せり。

各種團體一覽

團體名	設立年月	位置	主管者
松山尚齒會	明治十六年八月		幹事長 藤岡勘左衛門
愛媛教育協會	全二十年六月	二番町	總裁 深町鍊太郎
全松山都會	全二十七年六月	二番町	部會長 長井政光
松山同鄉會	全二十一年	二番町	會長 秋山好古 副會長 藤野漸
愛媛縣師範學校同窓會	全二十一年七月	木屋町一丁目	會長 山路一遊
日本赤十字社愛媛支部	全二十二年十二月	一番町	支部長 深町鍊太郎
全松山市委員部	全二十三年	出淵町一丁目	委員長 長井政光
愛媛保護場	全二十八年六月	傘屋町	主理 野田直幹
愛媛縣農會	全二十九年十二月	三番町	會長 佐々木秀治郎